

## ● 追補

標記図書につき、以下の省令・告示・通知・事務連絡により、追補します。

※本追補には、一部平成30年8月共通追補の内容を再掲しています。

※法令・通知の「Ⅷ 介護扶助」「Ⅸ 介護予防・日常生活支援総合事業」の改正は、本追補の対象外です。

- 平成30年7月18日 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について（老振発0718第1号）
- 平成30年7月30日 介護保険法第51条の3第2項第一号及び第61条の3第2項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第291号）
- 平成30年11月7日 老健局振興課事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 7) (平成30年11月7日)」の送付について
- 平成31年1月10日 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」の一部改正について（老振発0110第1号・老老発0110第1号）
- 平成31年2月5日 老健局老人保健課事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 8) (平成31年2月5日)」の送付について
- 平成31年3月15日 老健局老人保健課事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 9) (平成31年3月15日)」の送付について
- 平成31年3月28日 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第101号）
- 平成31年3月29日 老健局高齢者支援課事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 10) (平成31年3月29日)」の送付について
- 平成31年4月12日 老健局老人保健課事務連絡「2019年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (平成31年4月12日)」の送付について
- 令和元年5月7日 元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第1号）
- 令和元年5月7日 元号の表記の整理のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（厚生労働省告示第2号）
- 令和元年7月23日 老健局老人保健課事務連絡「2019年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2) (令和元年7月23日)」の送付について
- 令和元年8月13日 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（老推発0813第1号・老高発0813第1号・老振発0813第1号・老老発0813第1号）
- 令和元年8月29日 介護保険最新情報 (Vol. 738) 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和元年8月29日)」の送付について

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
432	※本追補「30年度報酬改定Q&A (Vol.10)」問1により、「Q2」を削除する。		
540	※本追補「30年度報酬改定Q&A (Vol.8)」問1により、「問60」を削除する。		
582	※平成30年8月追補により追加した「30年度報酬改定Q&A (Vol.6)」の後ろに、以下のQ&Aを加える。		

# 30年度報酬改定Q&A (Vol.7)

## 【居宅介護支援】

### 居宅サービス計画（ケアプラン）の届出について

問1 居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、平成30年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、厚生労働省が告示で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけたものについて、そのケアプランを市町村に届け出る必要があるが、平成30年10月サービス分のケアプランから届出の対象となるのか。

- 届出の対象は、ケアプランの作成又は変更した日を基準とする。
- そのため、最初の届出期限となる平成30年11月末までの届出対象は、
  - ・平成30年10月中に作成又は変更した10月サービス分のケアプラン
  - ・平成30年10月中に作成又は変更した11月サービス分のケアプラン
 となり、平成30年9月中に作成又は変更した10月サービス分のケアプランは届出対象とならない。

問2 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、「月の途中」や「日数の少ない2月」から居宅サービスの利用を開始するケアプランを作成した事例において、第3表（週間サービス計画表）に沿った生活援助中心型サービスを提供する場合、作成月においては、厚生労働省が告示で定める回数を下回る計画であるものの、翌月には当該回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけた計画となる場合がある。このような場合であっても、届出の対象となるのか。

- 厚生労働省が告示で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけたケアプランを作成した段階で、届出の対象となる。
- 具体例として、例えば、
  - ・1月末に2月以降のケアプラン（第1表～第3表及び第6表・第7表）を作成したところ、2月分の第6表及び第7表（サービス利用票）は、厚生労働省が告示で定める回数を下回っていたが、
  - ・2月末に作成した3月分の第6表及び第7表では、当該回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけている場合、
 居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、2月末に作成した第6表及び第7表を既に作成済みの第1表から第3表と併せて、3月末までに市町村に届け出なければならない。

問3 厚生労働省が告示で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけた場合に、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が市町村に対して届け出なければならないケアプランとは、具体的に何を提出すればよいのか。

- 居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、サービス担当者会議において得られた意見等を踏まえ作成したケアプラン（第1表～第3表及び第6表・第7表）の原案を利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ることとされている。
- 厚生労働省が告示で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけた場合に市町村に届け出る書類は、前述の手続きにて、利用者又はその家族から同意を得たケアプラン（第1表～第3表及び第6表・第7表）の写しを用いることで差し支えない。
- なお、届け出たケアプランが地域ケア個別会議等において議論される場合、保険者から事例の全体像を把握するため、利用者の基本情報等に関する資料の提出を求められる場合があるので、ご留意いただきたい。

（※「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き（平成30年10月9日）」P15～P26を参照。）

問4 居宅介護支援事業所の事業の実施地域が市町村をまたがる場合等では、居宅介護支援事業所が所在する市町村と、利用者の保険者である市町村が異なることもあり得るが、その場合、居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、どちらの市町村にケアプランを届け出ればよいのか。

○ 厚生労働省が告示で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけたケアプランの届出先は、「利用者の保険者である市町村」である。

#### 参考1

(平 30. 3. 23 問 134) 基準第 13 条第一八号の二に基づき、市町村居宅サービス計画を提出するにあたっては、訪問介護（生活援助中心型）の必要性について記載することとなったが、居宅サービス計画とは別に理由書の提出が必要となるか。

(答) 当該利用者について、家族の支援を受けられない状況や認知症等があることその他事情により、訪問介護（生活援助中心型）利用が必要である理由が居宅サービス計画の記載内容から分かる場合には、当該居宅サービス計画のみを提出すれば足り、別途理由書の提出を求めるものではない。

#### 参考2

#### 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）（抄）

・第 13 条第一八号の二

介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

#### 参考3

#### 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成 30 年 5 月 2 日厚生労働省告示第 218 号）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第一八号の二に規定する厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第一八号の二に規定する厚生労働大臣が定める回数 次のイからホまでに掲げる要介護状態区分に応じて、それぞれ当該イからホまでに定める回数

- イ 要介護 1 1 月につき 27 回
- ロ 要介護 2 1 月につき 34 回
- ハ 要介護 3 1 月につき 43 回
- ニ 要介護 4 1 月につき 38 回
- ホ 要介護 5 1 月につき 31 回

二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第一八号の二に規定する厚生労働大臣が定める訪問介護生活援助（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注 3 に規定する生活援助をいう。）が中心である指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 4 条に規定する指定訪問介護をいう。）

#### 参考4

#### 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）（抄）

・第 2 の 3 (7)⑩

訪問介護（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の 1 訪問介護費の注 3 に規定する生活援助が中心である指定訪問介護に限る。以下この⑩において同じ。）の利用回数が統計的に見て通常の居宅サービス計画よりかけ離れている場合には、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当である。このため、基準第 13 条第一八号の二は、一定回数（基準第 13 条第一八号の二により厚生労働大臣が定める回数をいう。以下同じ。）以上の訪問介護を居宅サービス計画に位置づける場合にその必要性を当該居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないことを規定するものである。届出にあたっては、当該月において作成又は変更（⑩における軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画のうち一定回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日までに市町村に届け出ることとする。なお、ここで言う当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画をいう。

なお、基準第 13 条第一八号の二については、平成 30 年 10 月 1 日より施行されるため、同年 10 月以降に作成又は変更した居宅サービス計画について届出を行うこと。

# 30 年度報酬改定 Q & A ( Vol.8 )

## 【訪問リハビリテーション，介護予防訪問リハビリテーション】

### 事業所の医師が診察せずにリハビリテーションを提供した場合の減算

問 1 別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている利用者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けてリハビリテーションを計画、指示してリハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から 20 単位を減じた上で訪問リハビリテーション料等を算定できることとされている。この「適切な研修の修了等」に、日本医師会の「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の単位を取得した場合は含まれるか。

含まれる。なお、応用研修のすべての単位を取得している必要はなく、事業所の医師に情報提供を行う日が属する月から前 36 月の間に合計 6 単位以上（応用研修のうち、「応用研修第 1 期」の項目である「フレイル予防・高齢者総合的機能評価 (CGA)・老年症候群」「栄養管理」「リハビリテーション」「摂食嚥下障害」及び「応用研修第 2 期」の項目である「かかりつけ医に必要な生活期リハビリテーションの実際」「在宅リハビリテーション症例」「リハビリテーションと栄養管理・摂食嚥下障害」のうち、いずれか 1 単位以上を含むこと。）を取得又は取得を予定していればよい。また、別の医療機関の医師が訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際に下記を参考とした記載をすることが望ましい。

「平成 33 年 3 月 31 日までに適切な研修の修了等または受講を予定している。」

※平成 30 年 Q&A (Vol. 1) (平成 30 年 3 月 23 日) 問 60 は削除する。

### 削 除

(平 30.3.23 問 60) 別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けてリハビリテーションを計画、指示してリハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から 20 単位を減じた上で訪問リハビリテーション料等を算定できることとされている。この「適切な研修の修了等」に、日本医師会の「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の単位を取得した場合は含まれるか。

(答) 含まれる。なお、応用研修のすべての単位を取得している必要はなく、応用研修のうち、「応用研修会」の項目である、「フレイル予防・高齢者総合的機能評価 (CGA)・老年症候群」「栄養管理」「リハビリテーション」「摂食嚥下障害」のいずれか 1 単位以上を取得した上で、事業所の医師に情報提供を行う日が属する月から前 36 月の間に合計 6 単位以上（前述の単位を含む。）を取得していればよい。

# 30 年度報酬改定 Q & A ( Vol.9 )

## 【訪問リハビリテーション，介護予防訪問リハビリテーション，通所リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション】

### 新たに事業所の指定を受ける場合の指定の遡及の取扱いについて

問 1 維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料を 2019 年 3 月までの間において算定していた保険医療機関が、平成 31 年 4 月 1 日以降に新たに訪問リハビリテーション，介護予防訪問リハビリテーション，通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「介護保険におけるリハビリテーション」という。）事業所の指定を受けようとする場合に 2019 年 4 月 1 日に遡及し、指定があったものとみなすことは可能か。また介護給付費の算定に係る体制等に関する届出についても同様に、2019 年 4 月 1 日に遡及し、届出があったものとみなすことは可能か。

医療保険から介護保険への円滑な移行を促進する観点から質問のような保険医療機関が介護保険の指定を受けようとする場合、介護保険担当部局においては2019年9月30日までの間、2019年4月1日までに指定があったものとみなして差し支えない。介護給付費の算定に係る体制等に関する届出等についても2019年4月時点で算定要件を満たしていれば、同様の取扱いをして差し支えない。

なお、サービスを提供した際の保険給付を受ける時効については2年間となっているところ、上記取扱いにより指定を遡及した場合のリハビリテーションの提供に係る報酬についても、サービス提供から2年間は請求可能である。

## 【通所リハビリテーション】

### 所要時間の取扱いについて

問2 維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料を2019年3月までの間において算定していた保険医療機関が、平成31年4月1日以降に新たに通所リハビリテーション事業所の指定を受け、リハビリテーションを提供しようとする場合に、実際の提供時間が1時間以上2時間未満を満たさない場合であっても当該単位数を算定することは可能か。

医療保険から介護保険への円滑な移行を促進する観点から、維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料を算定していた患者が1時間以上2時間未満の指定通所リハビリテーションの利用を開始した場合、実際の通所リハビリテーションの提供時間が1時間より短くなった場合であっても、2019年9月30日までの間、1時間以上2時間未満の場合における単位数を算定することとして差し支えない。

# 30年度報酬改定Q & A (Vol.10)

## 【介護福祉施設サービス、

## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

### 夜勤職員【ユニット型施設】ユニット数が奇数の場合

問1 ユニット型施設には、2ユニットで1人以上の夜勤職員の配置が義務付けられているが、当該施設が従来型とユニット型の併設施設（以下「併設施設」という。）であったり、そのユニット数が奇数であったりした場合、どのように配置すればよいか。

- 1 個別ケアを推進する観点からユニット型施設における夜勤体制について特別の規定を設けたことを考えると、併設施設については、ユニット型の部分と従来型の部分を分け、両方の要件を満たす夜勤職員を配置することが必要である取扱いとしている。（いずれかを満たさない場合、全ての利用者について夜勤減算となる。平成12年老企第40号通知第二の5の(5)等を参照のこと。）
- 2 従来型施設の一部を準ユニットケア加算を算定できる小グループ（準ユニット）に分けた場合、当該準ユニットはユニットと同一視できることから、夜勤体制についても、1ユニット+1準ユニットで1名という体制にすることは可能である。そのため、ユニット数が奇数の場合には、従来型施設の1部分を準ユニットに改修するなどの工夫が考えられる。
- 3 なお、1名の夜勤者が別の階のユニットを担当することは原則として避けるべきであるが、改修等によりやむを得ず同一階に奇数ユニットを設けることとなった場合に、隣接する階等を通じて昇降が容易にできる構造になっているときには、1名の夜勤者が隣接階にある2ユニットを担当することとしても差し支えないこととする。
- 4 「個室的多床室」、「準ユニットケア加算」や「サテライト型居住施設」等、施設の工夫により柔軟な形でユニットケアを行うことが可能となるような仕組みを設けているところであり、可能な限り、こうした仕組みを活用することが望まれる。
- 5 ただし、併設施設の夜勤体制については、介護老人福祉施設における医療ニーズへの柔軟な対応を促す観点か

ら、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年12月10日厚告29）に基づく夜勤体制の最低基準を満たした上で、加配分の看護職員に限り、従来型の部分とユニット型の部分の兼務を認める取り扱いとする（介護職員については従前の通りとする）。

※ 短期入所生活介護事業所についても同様の取扱いとする。

※ 介護老人福祉施設等に関するQ&A（平成18年3月31日介護制度改革 information vol.88）の問1については削除する。

### 削 除

（平18.3.31 問1）ユニット型施設には、2ユニットで1人以上の夜勤職員の配置が義務付けられているが、当該施設が一部ユニットであったり、そのユニット数が奇数の場合、どのように配置すればよいか。

（答）

- 1 個別ケアを推進する観点からユニット型施設における夜勤体制について特別の規定を設けたことを考えると、一部ユニット型施設については、ユニット型の部分と従来型の部分を分け、両方の要件を満たす夜勤職員を配置することが必要である取扱いとしている。（いずれかを満たさない場合、全ての利用者について夜勤減算となる。平成12年老企第40号通知第二の5の(5)等を参照のこと。）
- 2 従来型施設の一部を準ユニットケア加算を算定できる小グループ（準ユニット）に分けた場合、当該準ユニットはユニットと同一視できることから、夜勤体制についても、1ユニット+1準ユニットで1名という体制にすることは可能である。そのため、ユニット数が奇数の場合には、従来型施設の1部分を準ユニットに改修するなどの工夫が考えられる。
- 3 なお、1名の夜勤者が別の階のユニットを担当することは原則として避けるべきであるが、改修等によりやむを得ず同一階に奇数ユニットを設けることとなった場合に、隣接する階段等を通じて昇降が容易にできる構造になっているときには、1名の夜勤者が隣接階にある2ユニットを担当することとしても差し支えないこととする。
- 4 昨年10月の介護報酬改定において創設した「準個室」、今回の介護報酬改定において創設した「準ユニットケア加算」や「サテライト型居住施設」等、施設の工夫により柔軟な形でユニットケアを行うことが可能となるような仕組みを設けているところであり、可能な限り、こうした仕組みを活用することが望まれる。

## 2019年度報酬改定Q & A (Vol.1)

### 【介護職員等特定処遇改善加算】

#### 取得要件について

問1 介護職員等特定処遇改善加算は、勤続10年以上の介護福祉士がいなければ取得できないのか。

介護職員等特定処遇改善加算については、

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていることを満たす事業所が取得できることから、勤続10年以上の介護福祉士がいなくても取得可能である。

問2 職場環境等要件について、現行の介護職員処遇改善加算の要件を満たすものとして実施している取組とは別の取組を実施する必要があるのか。

- ・ 介護職員等特定処遇改善加算における職場環境等要件については、職場環境等の改善が行われることを担保し、一層推進する観点から、複数の取組を行っていることとし、具体的には、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに一以上の取組を行うことが必要である。
- ・ これまで介護職員処遇改善加算を算定するに当たって実施してきた取組をもってこの要件を満たす場合、介護職員等特定処遇改善加算の取扱いと同様、これまでの取組に加えて新たな取組を行うことまでを求めているものではない。

問3 ホームページ等を通じた見える化については、情報公表制度を活用しないことも可能か。

事業所において、ホームページを有する場合、そのホームページを活用し、

- ・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況
- ・賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

を公表することも可能である。

### 配分対象と配分ルールについて

問4 経験・技能のある介護職員について、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方については、事業所の裁量で設定できるとされているが、どのように考えるのか。

「勤続10年の考え方」については、

- ・勤続年数を計算するにあたり、同一法人のみだけでなく、他法人や医療機関等での経験等も通算する
- ・すでに事業所内で設けられている能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数を有しない者であっても業務や技能等を勘案して対象とする

など、各事業所の裁量により柔軟に設定可能である。

問5 経験・技能のある介護職員に該当する介護職員がいないこととすることも想定されるのか。その場合、月額8万円の賃金改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金（440万円）以上となる者を設定・確保することは必要か。

- ・経験・技能のある介護職員については、勤続年数10年以上の介護福祉士を基本とし、各事業所の裁量において設定することとなり、処遇改善計画書及び実績報告書において、その基準設定の考え方について記載することとしている。
- ・今回、公費1000億円程度（事業費2000億円程度）を投じ、経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うという介護職員等特定処遇改善加算の趣旨を踏まえ、事業所内で相対的に経験・技能の高い介護職員を「経験・技能のある介護職員」のグループとして設定し、その中で月額8万円の賃金改善となる者等を設定することが基本となる。
- ・ただし、介護福祉士の資格を有する者がいない場合や、比較的新たに開設した事業所で、研修・実務経験の蓄積等に一定期間を要するなど、介護職員間における経験・技能に明らかな差がない場合などは、この限りでない。なお、このような「経験・技能のある介護職員」のグループを設定しない理由についても、処遇改善計画書及び実績報告書に具体的に記載する必要がある。
- ・どのような経験・技能があれば「経験・技能のある介護職員」のグループに該当するかについては、労使でよく話し合いの上、事業所ごとに判断することが重要である。

問6 月額8万円の処遇改善を計算するに当たり、現行の介護職員処遇改善加算による改善を含めて計算することは可能か。

月額8万円の処遇改善の計算に当たっては、介護職員等特定処遇改善加算にもよる賃金改善分で判断するため、現行の介護職員処遇改善加算による賃金改善分とは分けて判断することが必要である。

問7 処遇改善後の賃金が、役職者を除く全産業平均賃金（440万円）以上かを判断するにあたっての賃金に含める範囲はどこまでか。

「経験・技能のある介護職員」のうち設定することとしている「月額8万円の処遇改善」又は「処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金（440万円）以上」の処遇改善となる者に係る処遇改善後の賃金額については、手当等を含めて判断することとなる。なお、「月額8万円」の処遇改善については、法定福利費等の増加分も含めて判断し、処遇改善後の賃金「440万円」については、社会保険料等の事業主負担その他の法定福利費等は含まずに判断する。

**問 8** 2019 年度は 10 月から算定可能となるが、経験・技能のある介護職員について、処遇改善後の賃金が、役職者を除く全産業平均賃金（440 万円）以上かを判断するにあたり、考慮される点はあるのか。

処遇改善後の賃金が年額 440 万円以上となることが原則であるが、介護職員等特定処遇改善加算が 10 月施行であることを踏まえ、2019 年度の算定に当たっては、6 月間又はそれ以下の期間の介護職員等特定処遇改善加算を加えても年収 440 万円以上を満たすことが困難な場合、12 月間加算を算定していれば年収 440 万円以上となることが見込まれる場合であっても、要件を満たすものとして差し支えない。

**問 9** その他の職種の 440 万円の基準を判断するにあたって、賃金に含める範囲はどこまでか。

その他の職種の 440 万円の基準については、手当等を含めて判断することとなる。なお、法定福利費等は含まない。

**問 10** その他の職種の 440 万円の基準についての非常勤職員の給与の計算はどのように行うのか。

その他の職種の 440 万円の基準についての非常勤職員の給与の計算に当たっては、常勤換算方法で計算し賃金額を判断することが必要である。

**問 11** 小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合に合理的な説明を求める例として、8 万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合が挙げられているが、「一定期間」とはどの程度の期間を想定しているのか。

- ・実際に月額 8 万円の改善又は年収 440 万円となる者を設定するにはこれまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、時間を要する可能性があるが、規程の整備等については適切にご対応いただきたい。
- ・当該地域における賃金水準や経営状況等、それぞれ状況は異なることから、「一定期間」を一律の基準で定めることや計画を定めて一定の期間で改善を求めることは適切でない。

**問 12** 各グループの対象人数に関して、「原則として常勤換算方法による」とされているが、どのような例外を想定しているのか。

各グループにおける平均賃金改善額を計算するに当たっては、経験・技能のある介護職員及び他の介護職員については、常勤換算方法による人数の算出を求めている。一方で、その他の職種については、常勤換算方法のほか、実人数による算出も可能であり、各事業所における配分ルールにも影響することも踏まえ、労使でよく話し合いの上、適切に判断されたい。

**問 13** 平均改善額の計算にあたり、母集団に含めることができる職員の範囲はどこまでか。

賃金改善を行う職員に加え、賃金改善を行わない職員についても、平均改善額の計算を行うにあたり職員の範囲に含めることとなる。

## 指定権者への届出について

**問 14** 実績報告に当たって、積算の根拠となる資料は「求められた場合には、提出できるようにしておく」とあるが、予め提出を求めても差し支えないか。

- ・今後とも見込まれる厳しい介護人材不足の中、国会等でも介護事業所の事務負担・文書量の大幅な削減が強く求められている。
- ・過去の経緯等を踏まえ、特定の事業所に個別に添付書類の提出を求めることは差し支えないが、各事業所における賃金改善の方法や考え方については、処遇改善計画書及び実績報告書において記載を求めており、また職員の

個々の賃金改善額は柔軟に決められる一方、各グループの平均賃金改善額のルールを設け、実績報告書に記載を求めるものであり、更に詳細な積算資料（各職員の賃金額や改善額のリスト等）の事前提出を一律に求めることは想定していない。

**問 15 介護職員等特定処遇改善加算については、法人単位の申請が可能とされているが、法人単位での取扱いが認められる範囲はどこまでか。**

- ・法人単位での取扱いについては、
- ・月額8万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金（440万円）以上となる者を設定・確保
- ・経験・技能のある介護職員、他の介護職員、その他の職種の設定が可能である。
- ・また、法人単位で月額8万円の処遇改善となる者等の設定・確保を行う場合、法人で1人ではなく、一括して申請する事業所の数に応じた設定が必要である。なお、事業所の中に、設定することが困難な事業所が含まれる場合は、実態把握に当たりその合理的理由を説明することにより、設定の人数から除くことが可能である。
- ・なお、取得区分が（Ⅰ）、（Ⅱ）と異なる場合であっても、介護職員等特定処遇改善加算の取得事業所間においては、一括の申請が可能である（未取得事業所や処遇改善加算の非対象サービスの事業所、介護保険制度外の事業所については一括した取扱いは認められない。）。

## 2019 年度報酬改定 Q & A ( Vol.2 )

### 【介護職員等特定処遇改善加算】

#### 取得要件について

**問 1 介護福祉士の配置等要件（サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定していることとする要件。以下同じ。）について、年度途中で、喀痰吸引を必要とする利用者の割合に関する要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算等を算定できない状況が状態化し、3ヶ月以上継続した場合に、変更の届出を行うとされているが、特定加算（介護職員等特定処遇改善加算をいう。以下同じ。）の算定はいつからできなくなるのか。**

- ・特定加算（Ⅰ）の算定に当たっては、介護福祉士の配置等要件を満たす必要があるところ、その要件の適合状況に変更があった場合は、変更の届出を行うこととしているが、「喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算等を算定できない状況」については、直ちに変更することを求めるものではなく、当該状況が常態化し、3か月間を超えて継続した場合に変更の届出を行うこととしている。
- ・このような変更の届出を行った場合、4か月目より加算の算定できなくなるため、各事業所の状況に応じて、適切な届出、請求を行うよう努められたい。

**問 2 問 1 のような特定加算の区分の変更の届出に関する 3 か月間の経過措置について、訪問介護における特定事業所加算も同様の特例が認められるのか。**

- ・入居継続支援加算及び日常生活継続支援加算については、喀痰吸引を必要とする利用者の割合に関する要件等を満たせないことにより算定できない状況となった場合に、3か月間の経過措置を設けているものである。
- ・訪問介護については、特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定により介護福祉士の配置等要件を満たすことができることとしている。このため、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせず特定事業所加算（Ⅰ）が算定できなくなったとしても、特定事業所加算（Ⅱ）を算定し、特定加算（Ⅰ）を算定することが可能であるため、3ヶ月の経過措置の対象とはならない。なお、特定事業所加算（Ⅱ）を算定できない場合は、特定加算（Ⅱ）を算定することとなるため、変更の届出が必要である。

**問 3 特定加算（Ⅰ）について、計画届出時点において、介護福祉士の配置等要件を満たしてなければ算定できな**

いのか。

原則、計画書策定時点において、サービス提供体制強化加算等を算定している等、介護福祉士の配置等要件を満たしていることが必要である。一方で、計画書策定時点では算定していないものの、特定加算（Ⅰ）の算定に向け、介護福祉士の配置等要件を満たすための準備を進め、特定加算の算定開始時点で、介護福祉士の配置等要件を満たしていれば算定することが可能である。

**問4 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護従前相当サービスについては、特定事業所加算がないところ、特定加算（Ⅰ）を算定するにはどうすれば良いか。**

「地域支援事業実施要綱」（一部改正：平成31年4月26日付老発0426第5号）において、「対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする」こととしており、当該要綱に基づいて対応されたい。

**問5 事業所において、介護プロフェッショナルキャリア段位制度を導入し、人事考課と連動している場合、職場環境等要件の「資質の向上」の取組を行っている事業所として取り扱って良いか。また、現行加算のキャリアパス要件を満たしたことになるのか。**

介護プロフェッショナルキャリア段位制度については、現在、一般社団法人シルバーサービス振興会が介護事業所や施設等に勤務する介護職員の実践的な職業能力を評価、認定するという仕組みとして実施しているもの。そのため、この取組を行っている場合、現行加算のキャリアパス要件（Ⅱ）を満たし、また職場環境等要件の「資質の向上」の項目の1つである「研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動」の取組を行っているものとして取り扱う。

#### 参 考

#### ○「介護キャリア段位制度の実施について」（平成25年2月8日事務連絡）（抜粋）

問 介護事業所・施設において介護キャリア段位制度を導入した場合、介護職員処遇改善加算のキャリアパス要件を満たしたことになるのか。

答 介護事業所・施設において、資質向上のための計画に沿って、OJTの一環として介護キャリア段位制度を導入し、全ての介護職員に周知した場合、以下の②に適合するため、介護職員処遇改善加算のキャリアパス要件を満たしたことになる。

#### 【キャリアパス要件】

次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。

- ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
  - a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
  - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- ② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
  - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
  - b aについて、全ての介護職員に周知していること。

#### ○「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成30年3月22日老発0322第2号厚生労働省老健局長通知）

#### （キャリアパス要件Ⅱ）

次のイ及びロの全てに適合すること。

イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

- 一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
- 二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

ロ イについて、全ての介護職員に周知していること。

問6 見える化要件（特定加算に基づく取組についてホームページへの掲載等により公表することを求める要件。以下同じ。）について、通知に「2020年度より算定要件とすること」とあるが、2019年度においては特定加算に基づく取組を公表する必要はないのか。

当該要件については、特定加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容に関する公表を想定しているため、2019年度においては要件としては求めず、2020年度からの要件としている。

問7 情報公表制度の報告対象外でかつ事業所独自のホームページを有しない場合、見える化要件を満たすことができず、特定加算を算定できないのか。

- ・見える化要件を満たすには、特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していることを求めている。
- ・具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用していることを原則求めているが、この制度の対象となっていない場合は、外部の者が閲覧可能な形で公表することが必要である。  
その手法としては、ホームページの活用に限らず、事業所・施設の建物内の入口付近など外部の者が閲覧可能な場所への掲示等の方法により公表することも可能である。

問8 特定加算（Ⅱ）の算定に当たっては、介護福祉士の配置等要件を満たす必要がないが、この場合であっても、経験・技能のある介護職員のグループを設定する必要があるのか。

- ・介護福祉士の配置等要件は特定加算（Ⅰ）の算定要件である一方で、経験・技能のある介護職員のグループの設定等は事業所内における配分ルールとして設定しているものである。このため、特定加算（Ⅱ）を算定する場合であっても、経験・技能のある介護職員のグループの設定が必要である。
- ・なお、事業所の事情に鑑み経験・技能のある介護職員に該当する介護職員がいない場合の取扱いについては、2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）問5を参照されたい。

## 配分対象と配分ルールについて

問9 2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（平成31年4月12日）問6に「月額8万円の処遇改善を計算するに当たっては、現行の介護職員処遇改善加算による賃金改善分と分けて判断することが必要」とされているが、「役職者を除く全産業平均賃金（440万円）以上か」を判断するに当たっては、現行の介護職員処遇改善加算による改善を含めて計算することは可能か。

経験・技能のある介護職員のグループにおいて、月額平均8万円以上又は賃金改善後の賃金が年額440万円以上となる者（以下このQ&Aにおいて「月額8万円の改善又は年収440万円となる者」という。）を設定することを求めている。この年収440万円を判断するに当たっては、現行の介護職員処遇改善加算による改善を含めて計算することが可能である。

問10 経験・技能のある介護職員のグループにおいて、月額8万円の改善又は年収440万円となる者を設定することについて、「現に賃金が年額440万円以上の者がいる場合にはこの限りでない」とは、具体的にどのような趣旨か。

- ・今回の特定加算については、公費1000億円（事業費2000億円程度）を投じ、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準（＝440万円）を目指し、介護職員の更なる処遇改善を行うものである。
- ・特定加算による改善を行わなくとも、経験・技能のある介護職員のグループ内に、既に賃金が年額440万円以上である者がいる場合には、当該者が特定加算による賃金改善の対象となるかに関わらず、新たに月額8万円の改善又は年収440万円となる者を設定しなくても、特定加算の算定が可能である。

問11 事業所における配分方法における「ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。」とはどのような意味か。

- ・今回の特定加算については、介護職員の処遇改善という趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員も一定程度

処遇改善を可能とする柔軟な運用を認めることとしており、この具体的な配分方法として、他の介護職員の平均賃金改善額については、その他の職種の平均賃金改善額の2倍以上となることを求めている。

- ・ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合においては、柔軟な取扱いを認め、両グループの平均賃金改善額が等しくなる（1：1）までの改善を可能とするものである。

**問 12 介護給付のサービスと介護予防・日常生活支援総合事業を一体的に運営している場合であっても、月額8万円の改善又は年収440万円となる者を2人設定する必要があるのか。また、その場合の配分ルール（グループ間の平均賃金改善額2：1：0.5）はどのような取扱いとなるのか。**

- ・事業所において、介護給付のサービスと介護予防・日常生活支援総合事業を一体的に行っており、同一の就業規則等が適用される等労務管理が同一と考えられる場合は、法人単位の取扱いを適用するのではなく、同一事業所とみなし、
  - ▷月額8万円の改善又は年収440万円となる者を1人以上設定すること
  - ▷配分ルールを適用することにより、特定加算の算定が可能である。
- ・なお、介護給付のサービスと予防給付のサービス（通所リハビリテーションと予防通所リハビリテーションなど）、特別養護老人ホームと併設されている短期入所生活介護、介護老人保健施設と短期入所療養介護等についても、同様に判断されたい。

**問 13 本部の人事、事業部等で働く者など、法人内で介護に従事していない職員について、「その他職種」に区分し、特定加算による処遇改善の対象とすることは可能か。**

特定加算の算定対象サービス事業所における業務を行っているとは判断できる場合には、その他の職種に含めることができる。

**問 14 事業所内での配分方法を定めるにあたり、「他の介護職員」を設定せず、「経験・技能のある介護職員」と「その他の職種」のみの設定となることは想定されるのか。**

- ・事業所毎に、「経験・技能のある介護職員」のグループを設定することが必要であるが、介護職員の定着が進み、勤続年数が長くなったこと等により、当該事業所で働く介護職員全てが、「経験・技能のある介護職員」であると認められる場合には、「経験・技能のある介護職員」と「その他の職種」のみの設定となることも想定される。
- ・この場合における配分ルールについては、当該事業所における「経験・技能のある介護職員」の平均賃金改善額が、「その他の職種」の平均賃金改善額の4倍以上であることが必要である。

**問 15 特定加算によって得られた加算額を配分ルール（グループ間の平均賃金改善額が2：1：0.5）を満たし配分した上で、更に事業所の持ち出しで改善することは可能か。**

- ・各事業所において、特定加算による処遇改善に加え、事業所の持ち出しで処遇改善を行うことは可能である。
- ・この場合においては、特定加算による賃金改善分について配分ルールを満たしていることを確認するため、実績報告書における賃金改善所要額、グループごとの平均賃金改善額等においては、特定加算による賃金改善額を記載のうえ、持ち出しにより更なる賃金改善を行った旨付記すること（改善金額の記載までは不要）。

**問 16 看護と介護の仕事を0.5ずつ勤務している職員がいる場合に、「経験・技能のある介護職員」と「その他の職種」それぞれに区分しなければならないのか。**

勤務時間の全てでなく部分的であっても、介護業務を行っている場合は、介護職員として、「経験・技能のある介護職員」、「他の介護職員」に区分することは可能。なお、兼務職員をどのグループに区分するか、どのような賃金改善を行うかについては、労働実態等を勘案し、事業所内でよく検討し、対応されたい。

**問 17 介護サービスや総合事業、障害福祉サービス等において兼務している場合、配分ルールにおける年収はどの**

ように計算するのか。

どのサービスからの収入かに関わらず、実際にその介護職員が収入として得ている額で判断して差し支えない。

**問 18** その他の職種に配分しない場合、計画書は空欄のままでよいか。

その他の職種に配分しない場合等においては、人数部分については、「0（ゼロ）」等と記載する等記入漏れと判断されることがないようにされたい。

**問 19** 「役職者を除く全産業平均賃金（440万円）」とはどのような意味か。440万円を判断するにあたり、役職者は抜いて判断する必要があるのか。

- ・特定加算の趣旨は、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指すものであり、その具体的な水準として、役職者を除く全産業平均の賃金である年額 440 万円の基準を定めているもの。
- ・年額 440 万円の基準を満たしているか判断するに当たっては、役職者であるかどうかではなく、事業所毎で設定された、経験・技能のある介護職員の基準に該当するか否かで判断されたい。

## その他

**問 20** 本来は 10 月から特定加算を算定し、これによる賃金改善を行うことになるが、法人・事業所の賃金制度が年度単位であることに合わせるため、年度当初から特定加算を織り込んで賃金改善を行いたいと考えた場合、4～10 月分の賃金改善に特定加算を充てることは可能か。（例：10 月から月 2 万円の賃金改善を行うのではなく、4 月から月 1 万円の賃金改善を行う場合）

- ・今般の特定加算については、年度途中から開始するものであり、給与体系等の見直しの時期が、年に 1 回である事業所等において、既に年度当初に今回の特定加算の配分ルールを満たすような賃金改善を行っている場合も想定される。
- ・こうした場合には、その年度当初から 10 月より前に行っていた賃金改善分について、介護職員等特定処遇改善加算を充てることも差し支えない。
- ・なお、当該取扱いを行う場合にあっては介護職員の賃金低下につながらないようにするとともに、事業所内でよく検討し、計画等を用いて職員に対し周知することが必要である。

**問 21** 法人単位で複数事業所について一括申請しており、そのうち一部事業所において加算区分の変更が生じた場合、変更届出は必要か。

計画書における賃金改善計画、介護福祉士の配置等要件に変更が生じた場合は、必要な届出を行うこととなる。

# 2019 年度報酬改定 Q & A ( Vol.3 )

## 【介護職員等特定処遇改善加算】

**問 1** 2019 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (平成 31 年 4 月 12 日) 問 15 で、法人単位での取扱いについて触れられているが、法人単位で配分ルールを設定した場合、計画書の提出等はどのような取扱いとなるのか。

- ・法人単位で配分ルールを設定し処遇改善を行う場合であっても、「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成 31 年 4 月 12 日老発 0412 第 8 号厚生労働省老健局長通知）」(4)の複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業所等の特例に基づき、指定権者毎に申請が必要である。

**問 2** 介護職員等特定処遇改善加算を取得するため就業規則等の変更を行う際、役員会等の承認を要するため、令

		<p>和元年度について、その承認が提出期限の8月末までに間に合わない場合、介護職員等特定処遇改善加算は算定できないのか。</p> <p>・計画書に添付する就業規則等について、令和元年度については、8月末時点の提出期限までに内容が確定していない場合には、その時点での暫定のを添付することとしてよい。 ただし、その内容に変更が生じた場合、確定したものを本年12月13日までに指定権者に提出すること。</p> <p><b>問3 今般の介護職員等特定処遇改善加算は、10月から開始されるところであるが、介護職員等特定処遇改善計画書の賃金の総額欄の記載はどのようにすればいいか。</b></p> <p>・計画書については、年度毎に提出するものであることから、年度単位で記載することが必要であるが、2019年10月から算定する場合においては、前年度の賃金の総額欄については、前年度の賃金の6月分を記載することを想定している。</p> <p><b>問4 今般の介護職員等特定処遇改善加算は、10月から開始されるところであるが、賃金改善実施期間の設定については、10月から3月までの期間にしなければならないのか。</b></p> <p>・「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成31年4月12日老発0412第8号厚生労働省老健局長通知）」の様式例の「⑩賃金改善実施期間」の欄に記載のとおり、原則10月～翌年3月を想定しているが、以下の条件を満たす場合は、事業者が任意に選択することも可能である。</p> <p>① 月数は加算算定月数と同じでなければならない。 ② 当該年度の加算算定の根拠となるサービス提供の期間の初月から、当該年度の介護職員等特定処遇改善加算支払終了月の翌月までの連続する期間でなければならない。 ③ 各年度において重複してはならない。</p>
605	改正履歴	<p><b>※以下を加える</b></p> <p>(最終改正；平成31年3月28日 厚生労働省告示第101号)</p>
608	左段上から18行目後	<p><b>※以下を加える</b></p> <p><b><u>四の二 訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</u></b></p> <p><u>イ 介護職員等特定処遇改善加算（I） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p><u>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</u></p> <p><u>(一) 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</u></p> <p><u>(二) 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。</u></p> <p><u>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</u></p> <p><u>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</u></p> <p><u>(2) 当該指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</u></p>

		<p>(4) <u>当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</u></p> <p>(5) <u>訪問介護費における特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを算定していること。</u></p> <p>(6) <u>訪問介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</u></p> <p>(7) <u>平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</u></p> <p>(8) <u>(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u></p> <p>ロ <u>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）</u> <u>イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p>
右段上から8行目後	<p>※以下を加える</p> <p><b>六の二 訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</b></p> <p>イ <u>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(1) <u>介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</u></p> <p>(一) <u>経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</u></p> <p>(二) <u>指定訪問入浴介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。</u></p> <p>(三) <u>介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</u></p> <p>(四) <u>介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</u></p> <p>(2) <u>当該指定訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</u></p> <p>(4) <u>当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</u></p> <p>(5) <u>訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</u></p> <p>(6) <u>訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</u></p> <p>(7) <u>平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</u></p> <p>(8) <u>(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u></p> <p>ロ <u>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）</u> <u>イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p>	
614	右段上から18行目	<p><b>二十四の二 通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</b> 第六号の二の規定を準用する。</p> <p><b>二十四の三</b> 〔略〕</p>
617	右段下から11行目	<p><b>三十四の二 通所リハビリテーション費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</b> 第六号の二の規定を準用する。</p>

		<b>三十四の二・三十四の三</b> 〔略〕	<b>三十四の三・三十四の四</b> 〔略〕
619	左段下から7行目		<b>三十九の二 短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</b> 第六号の二の規定を準用する。 <b>三十九の三</b> 〔略〕
622	左段上から4行目	<b>三十九の二</b> 〔略〕	<b>四十一の二 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</b> 第六号の二の規定を準用する。 <b>四十二</b> 〔中略〕 <b>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</b> , 〔略〕
623	右段上から6行目後	※以下を加える <b>四十四の二 特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</b> イ <u>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u> (1) <u>介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</u> (一) <u>経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</u> (二) <u>指定特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。</u> (三) <u>介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</u> (四) <u>介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</u> (2) <u>当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</u> (3) <u>介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</u> (4) <u>当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</u> (5) <u>指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注5の入居継続支援加算又は特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イのいずれかを算定していること。</u> (6) <u>特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</u> (7) <u>平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</u> (8) <u>(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u> ロ <u>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u>	
625	左段下から2行目後	※以下を加える <b>四十八の二 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</b> イ <u>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u>	

		<p>(1) <u>介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</u></p> <p>(一) <u>経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</u></p> <p>(二) <u>指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。</u></p> <p>(三) <u>介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</u></p> <p>(四) <u>介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</u></p> <p>(2) <u>当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</u></p> <p>(4) <u>当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</u></p> <p>(5) <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算（I）のいずれかを算定していること。</u></p> <p>(6) <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算（I）から（III）までのいずれかを算定していること。</u></p> <p>(7) <u>平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</u></p> <p>(8) <u>(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u></p> <p>ロ <u>介護職員等特定処遇改善加算（II）</u> <u>イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p>	
626	左段上から20行目	<p><b>五十一の二 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準</b> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定地域密着型サービス基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。<u>第五十一号の四イ</u>において同じ。）で二以上確保していること。 ロ・ハ 〔略〕</p> <p><b>五十一の三～五十一の八</b> 〔略〕</p>	<p><b>五十一の二 夜間対応型訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</b> 第四十八号の二の規定を準用する。</p> <p><b>五十一の三 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準</b> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定地域密着型サービス基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。<u>第五十一号の五イ</u>において同じ。）で二以上確保していること。 ロ・ハ 〔略〕</p> <p><b>五十一の四～五十一の九</b> 〔略〕</p>
627	右段下から16行目前	<p>※以下を加える</p> <p><b>五十一の十 地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</b></p>	

		第四十八号の二の規定を準用する。
628	右段上から10行目後	<p>※以下を加える</p> <p><b>五十三の二 認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</b> 第四十八号の二の規定を準用する。</p>
629	右段下から6行目	<p><b>五十八の二 小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</b> 第四十八号の二の規定を準用する。</p> <p><b>五十八の二・五十八の三</b> 〔略〕</p> <p><b>五十八の三・五十八の四</b> 〔略〕</p>
630	左段下から5行目	<p><b>六十の二 認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</b> 第四十八号の二の規定を準用する。</p> <p><b>六十の二</b> 〔略〕</p> <p><b>六十の三</b> 〔略〕</p>
	右段下から6行目前	<p>※以下を加える</p> <p><b>六十二の二 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</b></p> <p>イ <u>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）</u> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <u>介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</u></p> <p>(一) <u>経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</u></p> <p>(二) <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。</u></p> <p>(三) <u>介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</u></p> <p>(四) <u>介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</u></p> <p>(4) <u>当該指定地域密着型特定施設入居者生活事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</u></p> <p>(5) <u>指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費の注4の入居継続支援加算又は地域密着型特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イのいずれかを算定していること。</u></p> <p>(6) <u>地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</u></p> <p>(7) <u>平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</u></p> <p>(8) <u>(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u></p> <p>ロ <u>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）</u> <u>イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p>
	右段下から6行目	※六十三号～七十三号中、「地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護」を「地域密着型介護老人福祉

	～	施設入居者生活介護費」に改める（六十八号については以下に別に掲載）	
631	右段下から12行目	<p><b>六十八 特定施設入居者生活介護，認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，介護福祉施設サービス，介護保健施設サービス，介護療養施設サービス，介護医療院サービス，介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護</b>における口腔衛生管理体制加算の基準</p> <p>イ・ロ 〔略〕</p>	<p><b>六十八 特定施設入居者生活介護費，認知症対応型共同生活介護費，地域密着型特定施設入居者生活介護費，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費，介護福祉施設サービス，介護保健施設サービス，介護療養施設サービス，介護医療院サービス，介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費</b>における口腔衛生管理体制加算の基準</p> <p>イ・ロ 〔略〕</p>
632	右段下から17行目前	<p>※以下を加える</p> <p><b>七十三の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準</b></p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <u>介護職員その他の職員の賃金改善について，次に掲げる基準のいずれにも適合し，かつ，賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し，当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</u></p> <p>(一) <u>経験・技能のある介護職員のうち1人は，賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし，介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により，当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</u></p> <p>(二) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が，介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。</u></p> <p>(三) <u>介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が，介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし，介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</u></p> <p>(四) <u>介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において，賃金改善に関する計画，当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し，全ての職員に周知し，市町村長に届け出ていること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし，経営の悪化等により事業の継続が困難な場合，当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが，その内容について市町村長に届け出ること。</u></p> <p>(4) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において，事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</u></p> <p>(5) <u>指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注5の日常生活継続支援加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イのいずれかを算定していること。</u></p> <p>(6) <u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</u></p> <p>(7) <u>平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</u></p> <p>(8) <u>(7)の処遇改善の内容等について，インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u></p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） <u>イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p>	
634	右段下から11行目前	<p>※以下を加える</p> <p><b>八十一の二 複合型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</b></p> <p>第四十八号の二の規定を準用する。</p>	

636	右段上から9行目後	<p>※以下を加える</p> <p><b>八十八の二 介護福祉施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準</b></p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定介護老人福祉施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定介護老人福祉施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注5の日常生活継続支援加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イのいずれかを算定していること。</p> <p>(6) 介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成20年10月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) ⑦の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>
638	左段下から8行目前	<p>※以下を加える</p> <p><b>九十四の二 介護保健施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準</b> 第六号の二の規定を準用する。</p>
	右段下から18行目前	<p>※以下を加える</p> <p><b>九十九の二 介護療養施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準</b> 第六号の二の規定を準用する。</p>
	右段下から2行目前	<p>※以下を加える</p> <p><b>百の四 介護医療院サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準</b> 第六号の二の規定を準用する。</p>
639	左段上から4行目後	<p>※以下を加える</p> <p><b>百二の二 介護予防訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</b> 第六号の二の規定を準用する。</p>
642	右段下から20行目	<p><b>百十四の二 介護予防通所リハビリテーション費における介護職員等特定処遇改善加算</b></p>

			<u>の基準</u> 第六号の二の規定を準用する。
		<u>百十四の二</u> 〔略〕	<u>百十四の三</u> 〔略〕
643	左段下から18行目	<u>百十七の二</u> <u>介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準</u> 第三十九号の二の規定を準用する。	<u>百十七の二</u> <u>介護予防短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</u> 第六号の二の規定を準用する。  <u>百十七の三</u> <u>介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準</u> 第三十九号の三の規定を準用する。
	左段下から3行目	<u>百十九の二・百十九の三</u> 〔略〕	<u>百十九の二</u> <u>介護予防短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</u> 第六号の二の規定を準用する。  <u>百十九の三・百十九の四</u> 〔略〕
644	左段上から9行目	<u>百二十一の二</u> 〔略〕	<u>百二十一の二</u> <u>介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</u> 第六号の二の規定を準用する。  <u>百二十一の三</u> 〔略〕
	右段上から1行目後	※以下を加える  <u>百二十三の二</u> <u>介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</u> 第四十八号の二の規定を準用する。	
	右段下から13行目	<u>百二十七の二</u> 〔略〕  <u>百二十七の三</u> <u>介護予防認知症対応型共同生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準</u> 第五十八号の三の規定を準用する。	<u>百二十七の二</u> <u>介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</u> 第四十八号の二の規定を準用する。  <u>百二十七の三</u> 〔略〕  <u>百二十七の四</u> <u>介護予防認知症対応型共同生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準</u> 第五十八号の四の規定を準用する。
645	左段上から3行目後	※以下を加える  <u>百二十九の二</u> <u>介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</u> 第四十八号の二の規定を準用する。	
746	改正履歴	※以下を加える  (最終改正;令和元年8月13日 老推発 0813 第1号・老高発 0813 第1号・老振発 0813 第1号・老老発 0813 第1号)	
748	右段下から24行目	③ 「サービス提供責任者体制の減算」については、厚生労働大臣が定める利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号。以下「利用者等告示」という。)第二号に該当するサービス提供責任者を配置する場合に、「あり」と記載させること。 ④～⑧	③～⑦ ⑧ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第四号の二に該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。

749	左段下から24行目	<p><b>3 訪問入浴介護</b></p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第二号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p> <p>③ <u>〔略〕</u></p> <p>④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p>	<p><b>3 訪問入浴介護</b></p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑤</u>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第二号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p> <p>③ <u>〔略〕</u></p> <p>④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>⑤ 「<u>介護職員等特定処遇改善加算</u>」については、<u>大臣基準告示第六号の二イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</u></p>
	右段上から5行目	<p>② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第四号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p>	<p>② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑤</u>を準用されたい。</p> <p>③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第四号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p>
	右段下から18行目	<p>② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第四の二号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p>	<p>② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑤</u>を準用されたい。</p> <p>③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第四の二号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p>
750	左段上から9行目	<p><b>6 居宅療養管理指導</b></p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第四の三号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p>	<p><b>6 居宅療養管理指導</b></p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑤</u>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第四の三号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p>
	右段下から2行目	<p>⑰ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p>	<p>⑰ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>⑱ 「<u>介護職員等特定処遇改善加算</u>」については訪問入浴介護と同様であるので、<u>3⑤</u>を準用されたい。</p>
751	右段上から21行目	<p>⑰ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p>	<p>⑰ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>⑱ 「<u>介護職員等特定処遇改善加算</u>」については訪問入浴介護と同様であるので、<u>3⑤</u>を準用されたい。</p>

		<p><b>9 福祉用具貸与</b></p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第二十五号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p>	<p><b>9 福祉用具貸与</b></p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑤</u>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第二十五号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p>
752	右段下から21行目	<p><u>18</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p> <p><u>19</u> 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、<u>2</u>から<u>4</u>、<u>7</u>、<u>8</u>、<u>10</u>から<u>13</u>及び<u>15</u>から<u>18</u>については内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>	<p><u>18</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p><u>19</u> 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、<u>3⑤</u>を準用されたい。</p> <p><u>20</u> 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、<u>2</u>から<u>4</u>、<u>7</u>、<u>8</u>、<u>10</u>から<u>13</u>及び<u>15</u>から<u>19</u>については内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>
753	右段下から3行目	<p><u>17</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p> <p><u>18</u> 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、<u>3</u>から<u>10</u>まで及び<u>12</u>から<u>17</u>までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>	<p><u>17</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p><u>18</u> 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、<u>3⑤</u>を準用されたい。</p> <p><u>19</u> 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、<u>3</u>から<u>10</u>まで及び<u>12</u>から<u>18</u>までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>
755	左段下から1行目	<p><u>16</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p> <p><u>17</u> 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、<u>3</u>、<u>4</u>、<u>5</u>（介護支援専門員に係る届出を除く。）、<u>6</u>から<u>9</u>まで及び<u>11</u>から<u>16</u>までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>	<p><u>16</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p><u>17</u> 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、<u>3⑤</u>を準用されたい。</p> <p><u>18</u> 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、<u>3</u>、<u>4</u>、<u>5</u>（介護支援専門員に係る届出を除く。）、<u>6</u>から<u>9</u>まで及び<u>11</u>から<u>17</u>までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>
756	左段上から16行目	<p><u>13</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p> <p><u>14</u> 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、<u>2</u>、<u>4</u>、<u>6</u>及び<u>8</u>から<u>13</u>までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>	<p><u>13</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p><u>14</u> 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、<u>3⑤</u>を準用されたい。</p> <p><u>15</u> 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、<u>2</u>、<u>4</u>、<u>6</u>及び<u>8</u>から<u>14</u>までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>
	右段上から21行目	<p><u>10</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p>	<p><u>10</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p><u>11</u> 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、<u>3⑤</u>を</p>

		<p>⑪ 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③から⑤まで及び⑦から⑩までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>	<p>⑫ 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③から⑤まで及び⑦から⑩までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>
757	右段下から14行目	<p>⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p> <p>⑯ 「介護医療院」に係る届出をした場合は、②、③、④（介護支援専門員に係る届出を除く。）、⑤から⑦まで及び⑨から⑮までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>	<p>⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>⑯ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、<u>3⑤</u>を準用されたい。</p> <p>⑰ 「介護医療院」に係る届出をした場合は、②、③、④（介護支援専門員に係る届出を除く。）、⑤から⑦まで及び⑨から⑰までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。</p>
758	左段下から5行目	<p>⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p>	<p>⑬ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>⑭ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第四十四号の二イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p>
	右段上から17行目	<p>⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p> <p>⑧ 一体的に運営がされている「特定施設入居者生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。</p> <p><b>18 居宅介護支援</b></p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第四十六号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p> <p>③ 「特定事業所加算」については、大臣基準告示第八十四号のイに該当する場合は、「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は、「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は、「加算Ⅲ」と記載させること。また、「特定事業所加算Ⅳ」については、平成31年度以降に該当する場合は「あり」と記載させること。なお、「特定事業所加算」及び「特定事業所加算(Ⅳ)」のいずれについても、(別紙10-2)「特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」を添付させること。</p>	<p>⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>⑧ 「介護職員等特定処遇改善加算」については特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>16⑭</u>を準用されたい。</p> <p>⑨ 一体的に運営がされている「特定施設入居者生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。</p> <p><b>18 居宅介護支援</b></p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑤</u>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第四十六号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p> <p>③ 「特定事業所加算」については、大臣基準告示第八十四号のイに該当する場合は、「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は、「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は、「加算Ⅲ」と記載させること。また、「特定事業所加算Ⅳ」については、同号ニに該当する場合は「あり」と記載させること。なお、「特定事業所加算」及び「特定事業所加算(Ⅳ)」のいずれについても、(別紙10-2)「特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」を添付させること。</p>
760	左段上から8行目	<p>⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p>	<p>⑮ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p>

			<p><u>26 「介護職員等特定処遇改善加算」</u>については、大臣基準告示第八十八号の二イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p>
	右段上から11行目	<p><u>11 「ターミナルケア体制」</u>については、<u>利用者等告示第六十五号</u>に該当する場合は、「あり」と記載させること。</p>	<p><u>11 「ターミナルケア体制」</u>については、<u>厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）第六十五号</u>に該当する場合は、「あり」と記載させること。</p>
	右段下から1行目	<p><u>20 「介護職員処遇改善加算」</u>については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p>	<p><u>20 「介護職員処遇改善加算」</u>については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p><u>21 「介護職員等特定処遇改善加算」</u>については訪問入浴介護と同様であるので、<u>3⑤</u>を準用されたい。</p>
761	右段上から13行目	<p><u>11 「若年性認知症患者受入加算」</u>については、大臣基準告示第九十六号に該当する場合に「あり」と記載させること。</p>	<p><u>11 「若年性認知症患者受入加算」</u>については、大臣基準告示第九十六号に該当する場合に、「あり」と記載させること。</p>
	右段下から11行目	<p><u>19 「介護職員処遇改善加算」</u>については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p>	<p><u>19 「介護職員処遇改善加算」</u>については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p><u>20 「介護職員等特定処遇改善加算」</u>については訪問入浴介護と同様であるので、<u>3⑤</u>を準用されたい。</p>
762	左段下から7行目	<p><u>15 「介護職員処遇改善加算」</u>については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p>	<p><u>15 「介護職員処遇改善加算」</u>については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p><u>16 「介護職員等特定処遇改善加算」</u>については訪問入浴介護と同様であるので、<u>3⑤</u>を準用されたい。</p>
763	左段上から4行目	<p><u>13 「介護職員処遇改善加算」</u>については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p>	<p><u>13 「介護職員処遇改善加算」</u>については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p><u>14 「介護職員等特定処遇改善加算」</u>については訪問入浴介護と同様であるので、<u>3⑤</u>を準用されたい。</p>
	右段下から18行目	<p><u>18 「介護職員処遇改善加算」</u>については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p> <p><b>25 介護予防訪問入浴介護</b></p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第六十九号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p> <p>③ <b>〔略〕</b></p> <p>④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p>	<p><u>18 「介護職員処遇改善加算」</u>については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p><u>19 「介護職員等特定処遇改善加算」</u>については訪問入浴介護と同様であるので、<u>3⑤</u>を準用されたい。</p> <p><b>25 介護予防訪問入浴介護</b></p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑤</u>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第六十九号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p> <p>③ <b>〔略〕</b></p> <p>④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p><u>5 「介護職員等特定処遇改善加算」</u>について</p>

			は訪問入浴介護と同様であるので、 <u>3⑤</u> を準用されたい。
764	左段上から9行目	<p>② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第七十号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p>	<p>② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑤</u>を準用されたい。</p> <p>③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第七十号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p>
	左段下から13行目	<p>② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第七十一号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p>	<p>② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑤</u>を準用されたい。</p> <p>③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第七十一号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p>
	右段上から6行目	<p>⑥ 「事業所評価加算」については、大臣基準告示第百六の四号ホに該当する場合に「あり」と記載させること。「経過措置期間（平成30年度）に介護予防訪問リハビリテーションの事業所評価加算を算定する場合に「あり」に記載させること。また、<b>(別紙25)</b>「介護予防訪問リハビリテーション事業所における事業所評価加算に係る届出」を添付させること。</p> <p>⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、<u>5⑦</u>を準用されたい。</p> <p><b>28 介護予防居宅療養管理指導</b></p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第七十一の二号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p>	<p>⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、<u>5⑦</u>を準用されたい。</p> <p><b>28 介護予防居宅療養管理指導</b></p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑤</u>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、施設基準第七十一の二号に該当する場合に、「該当」と記載させること。</p>
765	左段上から19行目	<p>⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</p> <p>⑬ 一体的に運営がされている「通所リハビリテーション」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。</p> <p><b>30 介護予防福祉用具貸与</b></p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」につい</p>	<p>⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>⑬ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、<u>3⑤</u>を準用されたい。</p> <p>⑭ 一体的に運営がされている「通所リハビリテーション」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。</p> <p><b>30 介護予防福祉用具貸与</b></p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑤</u>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」につい</p>

		ては、訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。 また、「規模に関する状況」については、施設基準第八十三号に該当する場合に、「該当」と記載させること。	ては、訪問介護と同様であるので、 <u>2⑥</u> を準用されたい。 また、「規模に関する状況」については、施設基準第八十三号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
766	左段上から3行目	<u>15</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑧</u> を準用されたい。  <u>16</u> ・ <u>17</u> 〔略〕	<u>15</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。 <u>16</u> 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、 <u>3⑤</u> を準用されたい。  <u>17</u> ・ <u>18</u> 〔略〕
	右段下から10行目	<u>15</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑧</u> を準用されたい。  <u>16</u> ・ <u>17</u> 〔略〕	<u>15</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。 <u>16</u> 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、 <u>3⑤</u> を準用されたい。  <u>17</u> ・ <u>18</u> 〔略〕
767	右段上から16行目	<u>16</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑧</u> を準用されたい。  <u>17</u> ・ <u>18</u> 〔略〕	<u>16</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。 <u>17</u> 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、 <u>3⑤</u> を準用されたい。  <u>18</u> ・ <u>19</u> 〔略〕
768	左段上から22行目	<u>13</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑧</u> を準用されたい。  <u>14</u> ・ <u>15</u> 〔略〕	<u>13</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。 <u>14</u> 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、 <u>3⑤</u> を準用されたい。  <u>15</u> ・ <u>16</u> 〔略〕
	右段下から18行目	<u>10</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑧</u> を準用されたい。  <u>11</u> ・ <u>12</u> 〔略〕	<u>10</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。 <u>11</u> 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、 <u>3⑤</u> を準用されたい。  <u>12</u> ・ <u>13</u> 〔略〕
769	左段下から4行目	<u>14</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑧</u> を準用されたい。  <u>15</u> 〔略〕	<u>14</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。 <u>15</u> 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、 <u>3⑤</u> を準用されたい。  <u>16</u> 〔略〕
	右段下から13行目	<u>10</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑧</u> を準用されたい。  <u>11</u> 〔略〕	<u>10</u> 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。 <u>11</u> 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問入浴介護と同様であるので、 <u>3⑤</u> を準用されたい。  <u>12</u> 〔略〕
770	左段上から5行目	<u>2</u> 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、 <u>2⑥</u> を準用されたい。 <u>3</u> 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」につい	<u>2</u> 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、 <u>2⑤</u> を準用されたい。 <u>3</u> 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」につい

		ては、訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。 また、「規模に関する状況」については、施設基準第二十六号に該当する場合に、「該当」と記載させること。	ては、訪問介護と同様であるので、 <u>2⑥</u> を準用されたい。 また、「規模に関する状況」については、施設基準第二十六号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
	左段上から24行目	⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑧</u> を準用されたい。	⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。 ⑧ 「 <u>介護職員等特定処遇改善加算</u> 」については、大臣基準告示第四十八号の二イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。
	左段下から10行目	④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑧</u> を準用されたい。	④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。 ⑤ 「 <u>介護職員等特定処遇改善加算</u> 」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、 <u>38⑧</u> を準用されたい。
771	左段上から17行目	⑯ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑧</u> を準用されたい。	⑯ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。 ⑳ 「 <u>介護職員等特定処遇改善加算</u> 」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、 <u>38⑧</u> を準用されたい。
	右段上から7行目	⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑧</u> を準用されたい。	⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。 ⑫ 「 <u>介護職員等特定処遇改善加算</u> 」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、 <u>38⑧</u> を準用されたい。
	右段下から6行目	⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑧</u> を準用されたい。	⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。 ⑩ 「 <u>介護職員等特定処遇改善加算</u> 」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、 <u>38⑧</u> を準用されたい。
772	左段上から8行目	④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑧</u> を準用されたい。	④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。 ⑤ 「 <u>介護職員等特定処遇改善加算</u> 」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、 <u>38⑧</u> を準用されたい。
	右段上から4行目	⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑧</u> を準用されたい。	⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。 ⑬ 「 <u>介護職員等特定処遇改善加算</u> 」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、 <u>38⑧</u> を準用されたい。
	右段下から18行目	⑧ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑧</u> を準用されたい。  ⑨ 【略】	⑧ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。  ⑨ 「 <u>介護職員等特定処遇改善加算</u> 」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、 <u>38⑧</u> を準用されたい。 ⑩ 【略】
773	左段下から13行目	⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑧</u> を準用されたい。	⑫ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、 <u>2⑦</u> を準用されたい。

			<p><u>⑬ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第六十二号の二イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</u></p>
	右段上から4行目	<p><u>⑤ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</u></p>	<p><u>⑤ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</u></p> <p><u>⑥ 「介護職員等特定処遇改善加算」については地域密着型特定施設入居者生活介護と同様であるので、<u>46⑬</u>を準用されたい。</u></p>
774	右段上から6行目	<p><u>⑰ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</u></p>	<p><u>⑰ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</u></p> <p><u>⑱ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、大臣基準告示第七十三号の二イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</u></p>
	右段下から3行目	<p><u>⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</u></p>	<p><u>⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</u></p> <p><u>⑩ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、<u>38⑧</u>を準用されたい。</u></p>
775	左段上から12行目	<p><u>④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</u></p>	<p><u>④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</u></p> <p><u>⑤ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、<u>38⑧</u>を準用されたい。</u></p>
	右段上から6行目	<p><u>⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</u></p> <p><u>⑫ 【略】</u></p>	<p><u>⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</u></p> <p><u>⑫ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、<u>38⑧</u>を準用されたい。</u></p> <p><u>⑬ 【略】</u></p>
	右段下から17行目	<p><u>⑥ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</u></p> <p><u>⑦ 【略】</u></p>	<p><u>⑥ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</u></p> <p><u>⑦ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、<u>38⑧</u>を準用されたい。</u></p> <p><u>⑧ 【略】</u></p>
776	左段上から22行目	<p><u>⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</u></p> <p><u>⑪ 【略】</u></p>	<p><u>⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</u></p> <p><u>⑪ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、<u>38⑧</u>を準用されたい。</u></p> <p><u>⑫ 【略】</u></p>
	右段上から2行目	<p><u>⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑧</u>を準用されたい。</u></p> <p><u>⑧ 【略】</u></p>	<p><u>⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>2⑦</u>を準用されたい。</u></p> <p><u>⑧ 「介護職員等特定処遇改善加算」については定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、<u>38⑧</u>を準用されたい。</u></p> <p><u>⑨ 【略】</u></p>
	右段下から6行目	<p><u>(2)届出項目について</u></p>	<p><u>(2)届出項目について</u></p>

		<p>(別紙1-4)「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。なお、当該様式は訪問型サービス(独自)及び通所型サービス(独自)について示しているものであり、訪問型サービス(独自/定率)、訪問型サービス(独自/定額)、通所型サービス(独自/定額)及び通所型サービス(独自/定率)(以下、「独自定額・定率サービス」という。)については、市町村において様式を定めること。</p>	<p>(別紙1-4)「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。なお、当該様式は訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)、通所型サービス(みなし)及び通所型サービス(独自)について示しているものであり、訪問型サービス(独自/定率)、訪問型サービス(独自/定額)、通所型サービス(独自/定額)及び通所型サービス(独自/定率)(以下、「独自定額・定率サービス」という。)については、市町村において様式を定めること。</p>
777	左段上から20行目	<p><b>2 訪問型サービス(独自)</b></p> <p>① 「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、<b>第5の2③</b>を準用されたい。なお、用いる添付様式は(別紙28)「サービス提供責任者体制の減算に関する届出」とする。</p> <p>② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<b>第5の2⑥</b>を準用されたい。</p> <p>③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、<b>第5の2⑦</b>を準用されたい。 また、「規模に関する状況」については、<b>第5の2⑦</b>を準用されたい。</p> <p>④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<b>第5の2⑧</b>を準用されたい。</p>	<p><b>2 訪問型サービス(みなし)</b></p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<b>第5の2⑤</b>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、<b>第5の2⑥</b>を準用されたい。 また、「規模に関する状況」については、<b>第5の2⑥</b>を準用されたい。</p> <p>③ 「介護職員処遇改善加算」については、訪問介護と同様であるので、<b>第5の2⑦</b>を準用されたい。</p> <p>④ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)の別紙「地域支援事業実施要綱」(以下「地域支援事業実施要綱」という。)の別添1の1のル(1)に該当する場合は、「加算Ⅰ」、ル(2)に該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</p> <p><b>3 訪問型サービス(独自)</b></p> <p>① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、<b>第5の2⑤</b>を準用されたい。</p> <p>② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、<b>第5の2⑥</b>を準用されたい。 また、「規模に関する状況」については、<b>第5の2⑥</b>を準用されたい。</p> <p>③ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<b>第5の2⑦</b>を準用されたい。</p> <p>④ 「介護職員等特定処遇改善加算」については訪問型サービス(みなし)と同様であるので、<b>2④</b>を準用されたい。</p> <p><b>4 通所型サービス(みなし)</b></p> <p>① 「職員の欠員による減算の状況」については、地域支援事業実施要綱の別添1の2の注2に関する欠員該当職種を記載させるこ</p>

		<p><b>3 通所型サービス（独自）</b></p> <p>① 「職員の欠員による減算の状況」については、<u>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）による改正前の指定介護予防サービス基準第 97 条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。</u></p> <p>② 「若年性認知症利用者受入加算」については、<u>通所介護と同様であるので、第 5 の 7 ⑬を準用されたい。</u></p> <p>③ 「生活機能向上グループ活動加算」については、<u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 78 号）による改正前の介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「旧介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）</u>ロに該当する場</p>	<p>と。</p> <p>② 「若年性認知症利用者受入加算」については、<u>通所介護と同様であるので、第 5 の 7 ⑬を準用されたい。</u></p> <p>③ 「生活機能向上グループ活動加算」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のロに該当する場合に「あり」と記載させること。</u></p> <p>④ 「運動器機能向上体制」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のハに該当する場合に「あり」と記載させること。</u></p> <p>⑤ 「栄養改善体制」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のニに該当する場合に「あり」と記載させること。</u></p> <p>⑥ 「口腔機能向上体制」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のホに該当する場合に「あり」と記載させること。</u></p> <p>⑦ 「選択的サービス複数実施加算」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のヘに該当する場合に「あり」と記載させること。</u></p> <p>⑧ 「事業所評価加算（申出）の有無」については、<u>介護予防訪問リハビリテーションと同様であるので、第 5 の 27⑤を準用されたい。</u></p> <p>⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、<u>通所介護と同様であるので、第 5 の 7 ⑩を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙 29）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」とする。</u></p> <p>⑩ 「生活機能向上連携加算」については、<u>通所介護と同様であるので、第 5 の 7 ⑧を準用されたい。</u></p> <p>⑪ 「介護職員処遇改善加算」については、<u>訪問介護と同様であるので、第 5 の 2 ⑦を準用されたい。</u></p> <p>⑫ 「介護職員等特定処遇改善加算」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のヲ(1)に該当する場合は、「加算Ⅰ」、ヲ(2)に該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。</u></p> <p><b>5 通所型サービス（独自）</b></p> <p>① 「職員の欠員による減算の状況」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 の注 2 に関する欠員該当職種を記載させること。</u></p> <p>② 「若年性認知症利用者受入加算」については、<u>通所介護と同様であるので、第 5 の 7 ⑬を準用されたい。</u></p> <p>③ 「生活機能向上グループ活動加算」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添 1 の 2 のロに該当する場合に「あり」と記載させること。</u></p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>合に「あり」と記載させること。</p> <p>④ 「運動器機能向上体制」については、<u>旧介護予防サービス介護給付費単位数表ハ</u>に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑤ 「栄養改善体制」については、<u>旧介護予防サービス介護給付費単位数表ニ</u>に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑥ 「口腔機能向上体制」については、<u>旧介護予防サービス介護給付費単位数表ニ</u>に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑦ 「選択的サービス複数実施加算」については、<u>旧介護予防サービス介護給付費単位数表ヘ</u>に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑧ 「事業所評価加算」については、<u>介護予防訪問リハビリテーションと同様であるので、第5の28⑤</u>を準用されたい。</p> <p>⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、<u>通所介護と同様であるので、第5の7⑩</u>を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙29）「サービス提供体制強化加算に関する届出」とする。</p> <p>⑩ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>第5の2⑧</u>を準用されたい。</p>	<p>④ 「運動器機能向上体制」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添1の2のハ</u>に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑤ 「栄養改善体制」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添1の2のニ</u>に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑥ 「口腔機能向上体制」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添1の2のホ</u>に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑦ 「選択的サービス複数実施加算」については、<u>地域支援事業実施要綱の別添1の2のヘ</u>に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑧ 「事業所評価加算（申出）の有無」については、<u>介護予防訪問リハビリテーションと同様であるので、第5の27⑤</u>を準用されたい。</p> <p>⑨ 「サービス提供体制強化加算」については、<u>通所介護と同様であるので、第5の7⑩</u>を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙29）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」とする。</p> <p>⑩ 「生活機能向上連携加算」については、<u>通所介護と同様であるので、第5の7⑧</u>を準用されたい。</p> <p>⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、<u>第5の2⑦</u>を準用されたい。</p> <p>⑫ 「介護職員等特定処遇改善加算」については<u>通所型サービス（みなし）と同様であるので、4⑫</u>を準用されたい。</p>
778 ～ 820	別紙様式	<p>※本追補 38 頁目から 145 頁目までの様式と差し替える          ※別紙 16 (P815)・別紙 25 (P819)・別紙 28 (P820) は削除する</p>	
895	改正履歴	<p>※以下を加える</p> <p><u>(最終改正;令和元年8月13日 老推発 0813 第1号・老高発 0813 第1号・老振発 0813 第1号・老老発 0813 第1号)</u></p>	
910	別紙様式 2-1	<p>※本追補 146 頁目の様式と差し替える</p>	
911	別紙様式 2-2	<p>※本追補 147 頁目の様式と差し替える</p>	
915	改正履歴	<p>※以下を加える</p> <p><u>(最終改正;令和元年8月13日 老推発 0813 第1号・老高発 0813 第1号・老振発 0813 第1号・老老発 0813 第1号)</u></p>	
	左段下から8行目	<p><b>1 ADL維持等加算の概要</b></p> <p>ADL維持等加算は、一定の要件を満たす通所介護等サービスを提供する事業所（以下「通所介護等事業所」という。）において、評価対象期間（加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして届出た年においては、<u>届出の日</u>の属する月から同年12月までの期間。）内に当該通所介護等サービスを利用した者のADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超える等の要件を満たした場合に、当該評価対象期間の翌年の4月から始まる年度における通所介護等サービ</p>	<p><b>1 ADL維持等加算の概要</b></p> <p>ADL維持等加算は、一定の要件を満たす通所介護等サービスを提供する事業所（以下「通所介護等事業所」という。）において、評価対象期間（加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして<u>申し出た年</u>においては、<u>申出の日</u>の属する月から同年12月までの期間。）内に当該通所介護等サービスを利用した者のADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超える等の要件を満たした場合に、当該評価対象期間の翌年の4月から始まる年度における通所介護等サービ</p>

		スの提供につき加算を行うものである。	スの提供につき加算を行うものである。														
917	左段下から13行目	<p><b>(1) 事業所による届出について</b></p> <p>加算の要件を満たす通所介護等事業所が、平成31年度以降にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の<u>12月15日</u>までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」の<u>届出</u>（届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合にあっては、「ADL維持等加算（申出）の有無」の<u>届出</u>は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合にあっては、「ADL維持等加算（申出）の有無」を「なし」として<u>届出</u>ることが必要となる。）を行うとともに、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」並びに「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4まで及び5(3)から5(5)までの届出を行う必要がある。</p>	<p><b>(1) 事業所による届出について</b></p> <p>加算の要件を満たす通所介護等事業所が、平成31年度以降にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の<u>7月</u>までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」の<u>申出</u>（届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合にあっては、「ADL維持等加算（申出）の有無」の<u>申出</u>は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合にあっては、「ADL維持等加算（申出）の有無」を「なし」として<u>申し出</u>ることが必要となる。）を行うとともに、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」並びに「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4まで及び5(3)から5(5)までの届出を行う必要がある。</p>														
952	改正履歴	(最終改正；平成20年3月31日 厚生労働省告示第194号)	(最終改正；平成31年3月28日 厚生労働省告示第101号)														
	右段下から1行目	の額は、1日につき <u>1,380円</u> とする。	の額は、1日につき <u>1,392円</u> とする。														
953	改正履歴	(最終改正；平成30年3月22日 厚生労働省告示第78号)	(最終改正；平成31年3月28日 厚生労働省告示第101号)														
	右段上から2行目後	<p><b>※表を以下に差し替える（下線は変更部分）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>1日につき<u>2,006円</u></td> </tr> <tr> <td>ユニット型個室的多床室</td> <td>1日につき<u>1,668円</u></td> </tr> <tr> <td>従来型個室（特養等）</td> <td>1日につき<u>1,171円</u></td> </tr> <tr> <td>従来型個室（老健・療養等）</td> <td>1日につき<u>1,668円</u></td> </tr> <tr> <td>多床室（特養等）</td> <td>1日につき<u>855円</u></td> </tr> <tr> <td>多床室（老健・療養等）</td> <td>1日につき<u>377円</u></td> </tr> </tbody> </table>		区 分	額	ユニット型個室	1日につき <u>2,006円</u>	ユニット型個室的多床室	1日につき <u>1,668円</u>	従来型個室（特養等）	1日につき <u>1,171円</u>	従来型個室（老健・療養等）	1日につき <u>1,668円</u>	多床室（特養等）	1日につき <u>855円</u>	多床室（老健・療養等）	1日につき <u>377円</u>
区 分	額																
ユニット型個室	1日につき <u>2,006円</u>																
ユニット型個室的多床室	1日につき <u>1,668円</u>																
従来型個室（特養等）	1日につき <u>1,171円</u>																
従来型個室（老健・療養等）	1日につき <u>1,668円</u>																
多床室（特養等）	1日につき <u>855円</u>																
多床室（老健・療養等）	1日につき <u>377円</u>																
961	改正履歴	(最終改正；平成28年3月23日 厚生労働省告示第79号)	(最終改正；平成30年7月30日 厚生労働省告示第291号)														
	表内「区分」一	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の5第一号に掲げる者	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の5第一号に掲げる者 <u>（四の項に掲げる者を除く。）</u>														
	表内「区分」四	<p>施行規則第83条の5第一号に掲げる者であって、<u>特定介護サービス（法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）</u>を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、<u>前々年</u>）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）、<u>当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、</u></p>	<p>施行規則第83条の5第一号に掲げる者であって、<u>次に掲げる額の合計額が80万円以下のもの</u></p> <p>イ <u>特定介護サービス（法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）</u>を受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、<u>前々年。以下同じ。）</u>中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）、<u>ロ 当該特定介護サービス又は特定介護予防</u></p>														

		<p>前々年)の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年)の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額の合計額が80万円以下のもの</p>	<p>サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とする。)から所得税法第35条第2項第一号に掲げる金額を控除して得た額(その額が0を下回る場合には、0とする。)</p> <p>ハ 当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額</p>
962	改正履歴	(最終改正;平成30年3月22日 厚生労働省告示第78号)	(最終改正;平成30年7月30日 厚生労働省告示第291号)
	表内「区分」一中	イ 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第83条の5第一号に掲げる者	イ 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第83条の5第一号に掲げる者(二の項イ及び三の項イに掲げる者を除く。)
963	表内「区分」二中	イ 施行規則第83条の5第一号に掲げる者であって、 <u>特定介護サービス(法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)</u> 又は <u>特定介護予防サービス(法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。)</u> を受ける日の属する年の前年(特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)、 <u>当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年)の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)</u> 及び <u>当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合に</u>	イ 施行規則第83条の5第一号に掲げる者であって、 <u>次に掲げる額の合計額が80万円以下のもの</u> (1) <u>特定介護サービス(法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)</u> 又は <u>特定介護予防サービス(法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。)</u> を受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。) (2) <u>当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の</u>

		<p>あつては、前々年)の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額の合計額が80万円以下のもの</p>	<p>3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とする。)から所得税法第35条第2項第一号に掲げる金額を控除して得た額(その額が0を下回る場合には、0とする。)</p> <p>(3) 当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額</p>
964	改正履歴	(最終改正;平成30年3月30日老発0330第23号 介護保険最新情報 Vol.646)	(最終改正;平成30年9月13日老発0913第2号 介護保険最新情報 Vol.677)
966	右段下から2行目	(8) [略]	(8) 平成30年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であつて、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き3(3)に該当する者については、3(5)の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。
970	改正履歴	(最終改正;平成30年3月22日厚生労働省令第30号)	(最終改正;令和元年5月7日厚生労働省令第1号)
1224	様式第一	※「平成」を「令和」に改める	
1225	改正履歴	(平成13年11月16日老老発第31号/最終改正;平成30年3月22日老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第3号 別紙16)	(平成13年11月16日老老発第31号/最終改正;令和元年8月13日老推発0813第1号・老高発0813第1号・老振発0813第1号・老老発0813第1号 別紙12)
1227	様式第一の二	※「平成」を「令和」に改める	
1230 ～ 1252	様式	※本追補148頁目から170頁目までの様式と差し替える	
1263	下から13行目	<p>請求対象サービスに対応する1回、1日又は1月あたりの介護給付費の単位数を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。ただし、介護給付費の割引、率による加減算等、介護給付費の単位数を計算で求める場合は、介護給付費単位数表の計算方法及び端数処理(単位数の算定に関する端数処理は、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行うごとに小数点以下の四捨五入を行っていくことと</p>	<p>請求対象サービスに対応する1回、1日又は1月あたりの介護給付費の単位数を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。ただし、介護給付費の割引、率による加減算等、介護給付費の単位数を計算で求める場合は、介護給付費単位数表の計算方法及び端数処理(単位数の算定に関する端数処理は、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行うごとに小数点以下の四捨五入を行っていくことと</p>

		し、絶えず整数値に割合を乗じていく計算とする。)にしたがって算出した単位数を記載すること。また、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算又は <u>介護職員処遇改善加算</u> の場合は、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載すること。	し、絶えず整数値に割合を乗じていく計算とする。)にしたがって算出した単位数を記載すること。また、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、 <u>介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算</u> の場合は、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載すること。
1268	上から16行目	請求対象サービスに対応する1回、1日又は1月あたりの介護給付費の単位数を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。ただし、介護給付費の割引、率による加減算等、介護給付費の単位数を計算で求める場合は、介護給付費単位数表の計算方法及び端数処理(単位数の算定に関する端数処理は、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。))を行うごとに小数点以下の四捨五入を行っていくこととし、絶えず整数値に割合を乗じていく計算とする。)にしたがって算出した単位数を記載すること。また、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算又は <u>介護職員処遇改善加算</u> の場合は、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載すること。	請求対象サービスに対応する1回、1日又は1月あたりの介護給付費の単位数を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。ただし、介護給付費の割引、率による加減算等、介護給付費の単位数を計算で求める場合は、介護給付費単位数表の計算方法及び端数処理(単位数の算定に関する端数処理は、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。))を行うごとに小数点以下の四捨五入を行っていくこととし、絶えず整数値に割合を乗じていく計算とする。)にしたがって算出した単位数を記載すること。また、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、 <u>介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算</u> の場合は、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載すること。
1283	様式第二の三	<b>※本追補 171 頁目の様式と差し替える</b>	
1284	様式第七の三	<b>※本追補 172 頁目の様式と差し替える</b>	
1291	下から8行目	請求対象サービスに対応する1回、1日又は1月あたりの介護予防・日常生活支援総合事業費の単位数を介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表で確認して記載すること。ただし、介護予防・日常生活支援総合事業費の割引、率による加減算等、介護予防・日常生活支援総合事業費の単位数を計算で求める場合は、介護予防・日常生活支援総合事業費単位数表の計算方法及び端数処理(単位数の算定に関する端数処理は、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。))を行うごとに小数点以下の四捨五入を行っていくこととし、絶えず整数値に割合を乗じていく計算とする。)にしたがって算出した単位数を記載すること。また、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算又は <u>介護職員処遇改善加算</u> の場合は、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載すること。	請求対象サービスに対応する1回、1日又は1月あたりの介護予防・日常生活支援総合事業費の単位数を介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表で確認して記載すること。ただし、介護予防・日常生活支援総合事業費の割引、率による加減算等、介護予防・日常生活支援総合事業費の単位数を計算で求める場合は、介護予防・日常生活支援総合事業費単位数表の計算方法及び端数処理(単位数の算定に関する端数処理は、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。))を行うごとに小数点以下の四捨五入を行っていくこととし、絶えず整数値に割合を乗じていく計算とする。)にしたがって算出した単位数を記載すること。また、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、 <u>介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算</u> の場合は、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載すること。
1293	下から16行目	請求対象サービスに対応する1回、1日又は1月あたりの介護予防・日常生活支援総合事業費の単位数を介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表で確認して	請求対象サービスに対応する1回、1日又は1月あたりの介護予防・日常生活支援総合事業費の単位数を介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表で確認して

		<p>記載すること。ただし、介護予防・日常生活支援総合事業費の割引、率による加減算等、介護予防・日常生活支援総合事業費の単位数を計算で求める場合は、介護予防・日常生活支援総合事業費単位数表の計算方法及び端数処理（単位数の算定に関する端数処理は、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行うごとに小数点以下の四捨五入を行っていくこととし、絶えず整数値に割合を乗じていく計算とする。）にしたがって算出した単位数を記載すること。また、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算又は<u>介護職員処遇改善加算</u>の場合は、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載すること。</p>	<p>記載すること。ただし、介護予防・日常生活支援総合事業費の割引、率による加減算等、介護予防・日常生活支援総合事業費の単位数を計算で求める場合は、介護予防・日常生活支援総合事業費単位数表の計算方法及び端数処理（単位数の算定に関する端数処理は、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行うごとに小数点以下の四捨五入を行っていくこととし、絶えず整数値に割合を乗じていく計算とする。）にしたがって算出した単位数を記載すること。また、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、<u>介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算</u>の場合は、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載すること。</p>
1299	様式第十一	<p><b>※本追補 173 頁目の様式と差し替える</b></p>	

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

事業所番号		事業所番号										割引
提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の	該当	当	す	る	体	制	等	割引	
各サービス共通			地域区分	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地	3 5級地			1 なし 2 あり	
			定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1 定期巡回の指定を受けていない 2 定期巡回の指定を受けている 3 定期巡回の整備計画がある								
11 訪問介護			特定事業所加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ	4 加算Ⅲ	5 加算Ⅳ				
			共生型サービスの提供（居宅介護事業所）	1 なし	2 あり							
			共生型サービスの提供（重度訪問介護事業所）	1 なし	2 あり							
			特別地域加算	1 なし	2 あり							
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当	2 該当							
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当	2 該当							
			介護職員処遇改善加算	1 なし 4 加算Ⅴ	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ	3 加算Ⅳ				
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ						
			特別地域加算	1 なし	2 あり							
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当	2 該当							
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当	2 該当							
12 訪問入浴介護			サービス提供体制強化加算	1 なし	3 加算Ⅰ	2 加算Ⅱ	加算Ⅰロ					
			介護職員処遇改善加算	1 なし 4 加算Ⅴ	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ	3 加算Ⅳ				
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ						
			特別地域加算	1 なし	2 あり							
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当	2 該当							
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当	2 該当							
			サービス提供体制強化加算	1 なし	3 加算Ⅰ	2 加算Ⅱ	加算Ⅰロ					
			介護職員処遇改善加算	1 なし 4 加算Ⅴ	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ	3 加算Ⅳ				
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし	2 加算Ⅰ	3 加算Ⅱ						
			特別地域加算	1 なし	2 あり							
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当	2 該当							
13 訪問看護			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当	2 該当							
			緊急時訪問看護加算	1 なし	2 あり							
			特別管理体制	1 対応不可	2 対応可							
			ターミナルケア体制	1 なし	2 あり							
			看護体制強化加算	1 なし	3 加算Ⅰ	2 加算Ⅱ						
			サービス提供体制強化加算	1 なし	2 イ及びロの場合	3 ハの場合						

14 訪問リハビリテーション	病院又は診療所 介護老人保健施設 介護医療院	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況） 短期集中リハビリテーション実施加算 リハビリテーションマネジメント加算 社会参加支援加算 サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 非該当 2 該当	1 非該当 2 該当	1 非該当 2 該当	1 非該当 2 該当
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
31 居宅療養管理指導		特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況） 職員の欠員による減算の状況 時間延長サービス体制 共生型サービスの提供（生活介護事業所） 共生型サービスの提供（自立訓練事業所） 共生型サービスの提供（児童発達支援事業所） 共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所） 生活相談員配置等加算 入浴介助体制 中重度者ケア体制加算 生活機能向上連携加算 個別機能訓練体制Ⅰ 個別機能訓練体制Ⅱ ADL維持等加算（申出）の有無 ADL維持等加算 認知症加算 若年性認知症利用者受入加算 栄養改善体制 口腔機能向上体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 非該当 2 該当	1 非該当 2 該当	1 非該当 2 該当	1 非該当 2 該当
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 非該当 2 該当	1 非該当 2 該当	1 非該当 2 該当	1 非該当 2 該当
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり			
15 通所介護	通常規模型事業所 大規模型事業所（Ⅰ） 大規模型事業所（Ⅱ）	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況） 職員の欠員による減算の状況 時間延長サービス体制 共生型サービスの提供（生活介護事業所） 共生型サービスの提供（自立訓練事業所） 共生型サービスの提供（児童発達支援事業所） 共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所） 生活相談員配置等加算 入浴介助体制 中重度者ケア体制加算 生活機能向上連携加算 個別機能訓練体制Ⅰ 個別機能訓練体制Ⅱ ADL維持等加算（申出）の有無 ADL維持等加算 認知症加算 若年性認知症利用者受入加算 栄養改善体制 口腔機能向上体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 非該当 2 該当	1 非該当 2 該当	1 非該当 2 該当	1 非該当 2 該当
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 非該当 2 該当	1 非該当 2 該当	1 非該当 2 該当	1 非該当 2 該当
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり			



21 短期入所生活介護	1 単独型 併設型・空床型 2 単独型ユニット型 3 併設型・空床型ユニット型 4	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 共生型サービスの提供 (短期入所事業所) 生活相談員配置等加算 生活機能向上連携加算 機能訓練指導体制 個別機能訓練体制 看護体制加算Ⅰ又はⅢ 看護体制加算Ⅱ又はⅣ 医療連携強化加算 夜勤職員配置加算 介護ロボットの導入 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算(単独型、併設型) サービス提供体制強化加算(空床型) 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり	1 あり
			1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 対応不可 2 対応可	
			1 なし 2 あり		
			1 なし 2 あり		
			1 なし 2 あり		
			1 なし 2 あり		
			1 なし 2 あり		
			1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅲ		
			1 なし 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅳ		
			1 なし 2 あり		
			1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ		
			1 なし 2 あり		
			1 なし 2 あり		
			1 対応不可 2 対応可		
			1 なし 2 あり		
			1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
			1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ		
			1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ		
			1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ		
			4 加算Ⅴ		
			1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		

		<p>1 介護老人保健施設(Ⅰ) 2 ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)</p>	<p>1 基本型 2 在宅強化型</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症利用者受入加算 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービスマ提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算ⅠⅡ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p>	
22	短期入所療養介護	<p>5 介護老人保健施設(Ⅱ) 6 ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ) 7 介護老人保健施設(Ⅲ) 8 ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)</p>		<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 リハビリテーション提供体制 認知症ケア加算 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 特別療養費加算項目 療養体制維持特別加算Ⅰ 療養体制維持特別加算Ⅱ 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービスマ提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算ⅠⅡ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p>	

22	短期入所療養介護	9 介護老人保健施設 (IV) A ユニット型介護老人保健施設 (IV)	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>基準型</td> <td>6</td> <td>減算型</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>なし</td> <td>2</td> <td>医師</td> <td>3</td> <td>看護職員</td> <td>4</td> <td>介護職員</td> <td>5</td> <td>理学療法士</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>作業療法士</td> <td>7</td> <td>言語聴覚士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>対応不可</td> <td>2</td> <td>対応可</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>なし</td> <td>2</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>なし</td> <td>2</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>なし</td> <td>2</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>対応不可</td> <td>2</td> <td>対応可</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>なし</td> <td>2</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>なし</td> <td>2</td> <td>加算 I</td> <td>3</td> <td>加算 II</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>なし</td> <td>5</td> <td>加算 I イ</td> <td>2</td> <td>加算 I ロ</td> <td>3</td> <td>加算 II</td> <td>4</td> <td>加算 III</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>なし</td> <td>6</td> <td>加算 I</td> <td>5</td> <td>加算 II</td> <td>2</td> <td>加算 III</td> <td>3</td> <td>加算 IV</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>加算 V</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>なし</td> <td>2</td> <td>加算 I</td> <td>3</td> <td>加算 II</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1	基準型	6	減算型							1	なし	2	医師	3	看護職員	4	介護職員	5	理学療法士	6	作業療法士	7	言語聴覚士							1	対応不可	2	対応可							1	なし	2	あり							1	なし	2	あり							1	なし	2	あり							1	対応不可	2	対応可							1	なし	2	あり							1	なし	2	加算 I	3	加算 II					1	なし	5	加算 I イ	2	加算 I ロ	3	加算 II	4	加算 III	1	なし	6	加算 I	5	加算 II	2	加算 III	3	加算 IV	4	加算 V									1	なし	2	加算 I	3	加算 II					
1	基準型	6	減算型																																																																																																																																														
1	なし	2	医師	3	看護職員	4	介護職員	5	理学療法士																																																																																																																																								
6	作業療法士	7	言語聴覚士																																																																																																																																														
1	対応不可	2	対応可																																																																																																																																														
1	なし	2	あり																																																																																																																																														
1	なし	2	あり																																																																																																																																														
1	なし	2	あり																																																																																																																																														
1	対応不可	2	対応可																																																																																																																																														
1	なし	2	あり																																																																																																																																														
1	なし	2	加算 I	3	加算 II																																																																																																																																												
1	なし	5	加算 I イ	2	加算 I ロ	3	加算 II	4	加算 III																																																																																																																																								
1	なし	6	加算 I	5	加算 II	2	加算 III	3	加算 IV																																																																																																																																								
4	加算 V																																																																																																																																																
1	なし	2	加算 I	3	加算 II																																																																																																																																												

		<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>療養環境基準</p> <p>医師の配置基準</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>特定診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV</p> <p>6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準 2 医療法施行規則第49条適用</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導</p> <p>3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法</p> <p>6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV</p> <p>4 加算 V</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV</p> <p>6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準 2 医療法施行規則第49条適用</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導</p> <p>3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法</p> <p>6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV</p> <p>4 加算 V</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>
<p>23 短期入所療養介護</p>	<p>1 病院療養型</p> <p>2 I型(療養機能強化型以外)</p> <p>5 I型(療養機能強化型A)</p> <p>6 I型(療養機能強化型B)</p> <p>3 II型(療養機能強化型以外)</p> <p>7 II型(療養機能強化型)</p> <p>4 III型</p> <p>1 療養機能強化型以外</p> <p>2 療養機能強化型A</p> <p>3 療養機能強化型B</p> <p>6 ユニット型病院療養型</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>療養環境基準</p> <p>医師の配置基準</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>特定診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV</p> <p>6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準 2 医療法施行規則第49条適用</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導</p> <p>3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法</p> <p>6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV</p> <p>4 加算 V</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>

23 短期入所療養介護	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	I型 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型
			職員のみによる減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			療養環境基準	1 基準型 2 減算型
			医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可
		2 I型	療養食加算	1 なし 2 あり
		3 II型	認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II
			特定診療費項目	1 重症皮膚病管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
			リハビリテーション提供体制	2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 4 加算 V
			介護職員処遇改善加算	1 介護職員処遇改善加算 4 加算 V
			介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II

	2 診療所型	<p>1 Ⅰ型(療養機能強化型以外) Ⅰ型(療養機能強化型A) Ⅰ型(療養機能強化型B) Ⅱ型</p> <p>3 Ⅰ型(療養機能強化型A) Ⅰ型(療養機能強化型B) Ⅱ型</p>	<p>設備基準 食堂の有無 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 ユニットケア体制 設備基準 食堂の有無 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p>
23 短期入所療養介護	7 ユニット型診療所型	<p>1 療養機能強化型以外 療養機能強化型A 療養機能強化型B</p>	<p>ユニットケア体制 設備基準 食堂の有無 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p>
3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型		<p>5 Ⅰ型 Ⅱ型 Ⅲ型 Ⅳ型 Ⅴ型</p>	<p>ユニットケア体制 送迎体制 療養食加算 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p>

		<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>重度認知症患者療養体制加算</p> <p>特別診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>サービスマン提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導</p> <p>3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法</p> <p>6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV</p> <p>4 加算 V</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>	
2A 短期入所療養介護	<p>1 I 型 (I)</p> <p>2 I 型 (II)</p> <p>3 I 型 (III)</p> <p>1 I 型介護医療院</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>重度認知症患者療養体制加算</p> <p>特別診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>サービスマン提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導</p> <p>3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法</p> <p>6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV</p> <p>4 加算 V</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>	
2 II 型介護医療院	<p>1 II 型 (I)</p> <p>2 II 型 (II)</p> <p>3 II 型 (III)</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>重度認知症患者療養体制加算</p> <p>特別診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>サービスマン提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導</p> <p>3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法</p> <p>6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV</p> <p>4 加算 V</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>	

		<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>重度認知症患者療養体制加算</p> <p>サービスマス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>	
<p>2A 短期入所療養介護</p>	<p>3 特別介護医療院</p> <p>1 I型</p> <p>2 II型</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>重度認知症患者療養体制加算</p> <p>特別診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>サービスマス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>	
	<p>4 ユニット型 I 型介護医療院</p> <p>1 I型 (I)</p> <p>2 I型 (II)</p>			

2A 短期入所療養介護	5 ユニット型Ⅱ型介護医療院	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 重度認知症患者療養体制加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
2A 短期入所療養介護	6 ユニット型特別介護医療院	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 重度認知症患者療養体制加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症認知症患者療養体制加算 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	

33	特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 有料老人ホーム (介護専用型)</li> <li>2 軽費老人ホーム (介護専用型)</li> <li>3 養護老人ホーム (介護専用型)</li> <li>5 有料老人ホーム (混合型)</li> <li>6 軽費老人ホーム (混合型)</li> <li>7 養護老人ホーム (混合型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一般型</li> <li>2 外部サービス利用型</li> </ul>	<p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>入居継続支援加算</p> <p>生活機能向上連携加算</p> <p>個別機能訓練体制</p> <p>夜間看護体制</p> <p>若年性認知症入居者受入加算</p> <p>看取り介護加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 なし 2 看護職員 3 介護職員</p> <p>1 減算型 2 基準型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり 3 加算Ⅱ</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ-Ⅰ 3 加算Ⅰ口 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ</p> <p>4 加算Ⅴ</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p>	<p>1 なし 2 あり</p>
27	特定施設入居者生活介護 (短期利用型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 有料老人ホーム (介護専用型)</li> <li>2 軽費老人ホーム (介護専用型)</li> <li>5 有料老人ホーム (混合型)</li> <li>6 軽費老人ホーム (混合型)</li> </ul>		<p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>夜間看護体制</p> <p>若年性認知症入居者受入加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 なし 2 看護職員 3 介護職員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ-Ⅰ 3 加算Ⅰ口 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ</p> <p>4 加算Ⅴ</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p>	<p>1 なし 2 あり</p>
17	福祉用具貸与			<p>特別地域加算</p> <p>中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)</p> <p>中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)</p>	<p>1 なし 2 あり</p> <p>1 非該当 2 該当</p> <p>1 非該当 2 該当</p>	<p>1 なし 2 あり</p>
43	居宅介護支援			<p>特別地域加算</p> <p>中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)</p> <p>中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)</p> <p>特定事業所集中減算</p> <p>特定事業所加算</p> <p>特定事業所加算Ⅳ</p> <p>ターミナルケアマネジメント加算</p>	<p>1 なし 2 あり</p> <p>1 非該当 2 該当</p> <p>1 非該当 2 該当</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 2 あり</p>	<p>1 なし 2 あり</p>

51	介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設 2 経適の小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型経適の小規模介護福祉施設	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 日常生活継続支援加算 看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ 夜勤職員配置加算 介護ロボットの導入 準ユニットケア体制 生活機能向上連携加算 個別機能訓練体制 若年性認知症入所者受入加算 常勤専従医師配置 精神科医師定期的療養指導 障害者生活支援体制 栄養マネジメント体制 療養食加算 配置医師緊急時対応加算 看取り介護体制 在宅・入所相互利用体制 認知症専門ケア加算 療養マネジメント加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員 1 対応不可 2 対応可 1 減算型 2 基準型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 4 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり
----	------------	--------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

52	介護保健施設サービス	1 介護保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護保健施設（Ⅰ）	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 夜勤職員配置加算 認知ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 ターミナルケア体制 栄養マネジメント体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 褥瘡マネジメント加算 サービスマネジメント強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 減算型 2 基準型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算ⅠⅡ 2 加算ⅠⅢ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
----	------------	---------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

52 介護保健施設サービス	<p>5 介護保健施設 (II)</p> <p>6 ユニット型介護保健施設 (II)</p> <p>7 介護保健施設 (III)</p> <p>8 ユニット型介護保健施設 (III)</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>夜勤職員配置加算</p> <p>認知ケア加算</p> <p>若年性認知症入所者受入加算</p> <p>ターミナルケア体制</p> <p>特別療養費加算項目</p> <p>療養体制維持特別加算Ⅰ</p> <p>療養体制維持特別加算Ⅱ</p> <p>栄養マネジメント体制</p> <p>栄養マネジメント体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士</p> <p>6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 減算型 2 基準型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p> <p>1 リハビリテーション指導管理 2 言語聴覚療法 3 精神科作業療法</p> <p>4 その他</p> <p>1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ</p> <p>4 加算Ⅴ</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p>	
	<p>9 介護保健施設 (IV)</p> <p>A ユニット型介護保健施設 (IV)</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>夜勤職員配置加算</p> <p>認知ケア加算</p> <p>若年性認知症入所者受入加算</p> <p>ターミナルケア体制</p> <p>栄養マネジメント体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士</p> <p>6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 減算型 2 基準型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p> <p>1 リハビリテーション指導管理 2 言語聴覚療法 3 精神科作業療法</p> <p>4 その他</p> <p>1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ</p> <p>4 加算Ⅴ</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p>	

	<p>1 病院療養型</p> <p>2 I型(療養機能強化型以外)</p> <p>5 I型(療養機能強化型A)</p> <p>6 I型(療養機能強化型B)</p> <p>3 II型(療養機能強化型以外)</p> <p>7 II型(療養機能強化型)</p> <p>4 III型</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員のみによる減算の状況</p> <p>入院患者に関する基準</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>療養環境基準</p> <p>医師の配置基準</p> <p>若年性認知症患者受入加算</p> <p>栄養マネジメント体制</p> <p>療養食加算</p> <p>特定診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>認知症短期集中リハビリテーション加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービスマネジメント強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 4 加算型III 5 加算型IV 6 減算型 7 加算型III</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 減算型 2 基準型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準 2 医療法施行規則第49条適用</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算I 3 加算II</p> <p>1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算III</p> <p>1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V</p> <p>1 なし 2 加算I 3 加算II</p>	
<p>53 介護療養施設サービスマネジメント</p>	<p>6 コミュニット型病院療養型</p> <p>1 療養機能強化型以外</p> <p>2 療養機能強化型A</p> <p>3 療養機能強化型B</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員のみによる減算の状況</p> <p>入院患者に関する基準</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>療養環境基準</p> <p>医師の配置基準</p> <p>若年性認知症患者受入加算</p> <p>栄養マネジメント体制</p> <p>療養食加算</p> <p>特定診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>認知症短期集中リハビリテーション加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービスマネジメント強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 4 加算型III 5 加算型IV 6 減算型 7 加算型III</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 減算型 2 基準型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準 2 医療法施行規則第49条適用</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算I 3 加算II</p> <p>1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算III</p> <p>1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V</p> <p>1 なし 2 加算I 3 加算II</p>	

53	介護療養施設サービス	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 入院患者に関する基準 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症患者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 5 加算型 IV 6 減算型 7 加算型 III 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 1 基準型 2 減算型 1 対応不可 2 対応可 1 減算型 2 基準型 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚褥瘡管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II
----	------------	----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>2 診療所型</p>	<p>1 療養機能強化型以外 1 型(療養機能強化型A) 4 1 型(療養機能強化型B) 2 II型</p>	<p>入院患者に関する基準 身体拘束廃止取組の有無 設備基準 若年性認知症患者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 減算型 1 減算型 2 基準型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>	
<p>53 介護療養施設サービス</p>	<p>7 ユニット型診療所型</p>	<p>1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B</p>	<p>入院患者に関する基準 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 設備基準 若年性認知症患者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 減算型 1 対応不可 2 対応可 1 減算型 2 基準型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>	

53	介護療養施設サービス	3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	職員の欠員による減算の状況 入院患者に関する基準 ユニットのケア体制 身体拘束廃止取組の有無 栄養マネジメント体制 療養食加算 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 1 基準型 2 減算型 1 対応不可 2 対応可 1 減算型 2 基準型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員 1 減算型 2 基準型 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
55	介護医療院サービス	1 I型介護医療院	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 身体拘束廃止取組の有無 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症入所者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 重度認知症患者療養体制加算 移行定着支援加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員 1 減算型 2 基準型 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ



	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症入所者受入加算</p> <p>栄養マネジメント体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>重度認知症患者療養体制加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員</p> <p>1 減算型 2 基準型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症入所者受入加算</p> <p>栄養マネジメント体制</p> <p>療養食加算</p> <p>特別診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>認知症短期集中リハビリテーション加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>重度認知症患者療養体制加算</p> <p>移行定着支援加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 減算型 2 基準型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 4 加算 V</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>
<p>55 介護医療院サービス</p>	<p>3 特別介護医療院</p> <p>1 I 型</p> <p>2 II 型</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症入所者受入加算</p> <p>栄養マネジメント体制</p> <p>療養食加算</p> <p>特別診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>認知症短期集中リハビリテーション加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>重度認知症患者療養体制加算</p> <p>移行定着支援加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 減算型 2 基準型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 4 加算 V</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>	<p>4 ユニット型 I 型介護医療院</p> <p>1 I 型 (I)</p> <p>2 I 型 (II)</p>

	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症入所者受入加算</p> <p>栄養マネジメント体制</p> <p>療養食加算</p> <p>特別診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>認知症短期集中リハビリテーション加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>重度認知症患者療養体制加算</p> <p>移行定着支援加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 減算型 2 基準型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 I-ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>	<p>5 ユニット型 II 型介護医療院</p>	<p>55 介護医療院サービス</p>
	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症入所者受入加算</p> <p>栄養マネジメント体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>重度認知症患者療養体制加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 減算型 2 基準型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 I-ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>	<p>6 ユニット型特別介護医療院</p>	<p>55 介護医療院サービス</p>

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その	他	該当	する	体制	等
各サービス共通				地域区分	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地 3 5級地	
11	訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況 共生型サービスの提供（居宅介護事業所） 共生型サービスの提供（重度訪問介護事業所） 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況） 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 非該当 2 該当 1 非該当 2 該当	1 なし 2 あり	1 定期巡回の指定を受けていない 2 定期巡回の指定を受けている 3 定期巡回の整備計画がある		
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応型サービス連携		特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 なし 2 あり 1 非該当 2 該当 1 非該当 2 該当	1 なし 2 あり			
14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院		特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況） 短期集中リハビリテーション実施加算 リハビリテーションマネジメント加算 社会参加支援加算	1 なし 2 あり 1 非該当 2 該当 1 非該当 2 該当 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算I 3 加算II 4 加算III 5 加算IV 1 なし 2 あり	1 非該当 2 該当 1 非該当 2 該当 1 なし 2 あり			

		職員の欠員による減算の状況	1	2	看護職員 3	介護職員
		時間延長サービス体制	1	対応不可	2	対応可
		共生型サービス提供 (生活介護事業所)	1	なし	2	あり
		共生型サービス提供 (自立訓練事業所)	1	なし	2	あり
		共生型サービス提供 (児童発達支援事業所)	1	なし	2	あり
		共生型サービス提供 (放課後等デイサービス事業所)	1	なし	2	あり
		生活相談員配置等加算	1	なし	2	あり
		入浴介助体制	1	なし	2	あり
		中重度者ケア体制加算	1	なし	2	あり
		生活機能向上連携加算	1	なし	2	あり
		個別機能訓練体制Ⅰ	1	なし	2	あり
		個別機能訓練体制Ⅱ	1	なし	2	あり
		ADL維持等加算〔申出〕の有無	1	なし	2	あり
		ADL維持等加算	1	なし	2	あり
		認知症加算	1	なし	2	あり
		若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり
		栄養改善体制	1	なし	2	あり
		口腔機能向上体制	1	なし	2	あり
15	通所介護					
	4	通常規模型事業所				
	6	大規模型事業所 (Ⅰ)				
	7	大規模型事業所 (Ⅱ)				

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 (別紙1) 居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援

備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。

2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算(減算)の届出については、「平面図」(別紙6)を添付してください。

3 介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設(在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」(別紙13)又は「介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出」(別紙13-2)を添付してください。

4 介護療養型医療施設における「施設等の区分」に係る届出については、「介護療養型医療施設(療養機能強化型)の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-3)又は「介護療養型医療施設(療養機能強化型以外)の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-4)を添付してください。

5 介護療養型医療施設(療養機能強化型以外)に係る届出については、「Ⅱ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-5)又は「Ⅱ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-6)を添付してください。

6 訪問看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携しサービス提供を行う場合については、「訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書」(別紙14)を添付してください。

7 「定期巡回・随時対応サービスに関する状況」を「定期巡回の指定を受けている」もしくは「定期巡回の整備計画がある」と記載する場合は、「定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(訪問介護事業所)」(別紙15)を添付して下さい。

8 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類(「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙7)又はこれに準じた勤務割表等)を添付してください。

9 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙5)を添付してください。

10 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙8)を添付してください。

11 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」(別紙8-1)を添付してください。

12 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算(減算)の届出については、それぞれ加算(減算)の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。

(例) ①「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養マネジメント体制」…管理栄養士の配置状況、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、  
②「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師(准看護師)と介護職員の配置状況 等

13 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。

14 「入浴介助体制」については、浴室の平面図を添付してください。

15 「栄養マネジメント体制」については、「栄養マネジメントに関する届出書」(別紙11)を添付してください。

16 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。

17 「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」(別紙9)を添付してください。

18 「看護体制加算(短期入所生活介護事業所)」については、「看護体制加算に係る届出書」(別紙9-1)を添付してください。

19 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」(別紙9-3)を、「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」(別紙9-2)を添付してください。

20 訪問介護における「特定事業所加算」については、「特定事業所加算に係る届出書」(別紙10)を添付してください。

21 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」(別紙12)～(別紙12-11)までのいずれかを添付してください。

22 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。

23 「職員の次員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

(1) 看護職員、介護職員の次員(看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。)…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。

(2) ア 医師(病院において従事する者を除く。)、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員(病院において従事するものを除く。)、介護従事者の次員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。

(人員配置区分欄の変更は行わない。)

イ 医師の次員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。

ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)

<p>&lt;厚生労働大臣が定める地域&gt;</p> <p>厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。</p> <p>1 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地</p> <p>3 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村</p> <p>4 過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。  
( (1) が優先する。 )

- ウ 介護支援専門員(病院において従事する者に限る。)の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。
  - 24 居宅介護支援における「特定事業所加算」「特定事業所加算(IV)」「ターミナルケアマネジメント加算」については、「特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書」(別紙10-2)を添付してください。
  - 25 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」(別紙20)を添付してください。
  - 26 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」(別紙21)を添付してください。
  - 27 「介護ロボットの導入」については、「介護ロボットの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」(別紙22)を添付してください。
  - 28 「重度認知症疾患療養体制加算」に係る届出については、「重度認知症疾患療養体制加算に係る届出」(別紙24)を添付してください。
  - 29 「リハビリテーションマネジメント加算」における「加算IV」を届け出る場合には、別に通知する方法で、通所・訪問リハビリテーションの質の評価アンケート収集等事業への参加登録を併せて行ってください。
- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。  
2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。  
3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。  
4 介護医療院に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。  
5 短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。

**備考 (別紙1) 介護サービス・施設サービス・居宅介護支援 サービス事業所**

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。







25	介護予防短期入所療養介護	<p>5 介護老人保健施設（Ⅱ）</p> <p>6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）</p> <p>7 介護老人保健施設（Ⅲ）</p> <p>8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>夜勤職員配置加算</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>特別療養費加算項目</p> <p>療養体制維持特別加算Ⅰ</p> <p>療養体制維持特別加算Ⅱ</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>サービスマ提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士</p> <p>6 作業療法士 7 言語聴覚士</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p> <p>1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他</p> <p>1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ</p> <p>4 加算Ⅴ</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p>	
	<p>9 介護老人保健施設（Ⅳ）</p> <p>A ユニット型介護老人保健施設（Ⅳ）</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>夜勤職員配置加算</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービスマ提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士</p> <p>6 作業療法士 7 言語聴覚士</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p> <p>1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ</p> <p>4 加算Ⅴ</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p>		



		夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットのケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰ-イ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰ-イ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
	療養機能強化型以外 療養機能強化型A 療養機能強化型B 6 ユニット型病院療養型	2 介護予防短期入所療養介護 3 療養機能強化型以外 療養機能強化型A 療養機能強化型B 6 ユニット型病院療養型	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰ-イ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰ-イ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ

	<p>2 診療所型</p>	<p>1 型 (療養機能強化型以外) 1 型 (療養機能強化型A) 1 型 (療養機能強化型B) 2 型</p>	<p>設備基準 食堂の有無 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>
	<p>7 ユニット型診療所型</p>	<p>療養機能強化型以外 療養機能強化型A 療養機能強化型B</p>	<p>設備基準 食堂の有無 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>
	<p>3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型</p>	<p>I 型 II 型 III 型 IV 型 V 型</p>	<p>設備基準 食堂の有無 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>

26 介護予防短期入所療養介護

<p>2B 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>1 I型介護医療院</p>	<p>1 I型 (I) 2 I型 (II) 3 I型 (III)</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準 (廊下) 療養環境基準 (療養室) 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>
<p>2 II型介護医療院</p>	<p>1 II型 (I) 2 II型 (II) 3 II型 (III)</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準 (廊下) 療養環境基準 (療養室) 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>	

	<p>3 特別介護医療院</p>	<p>1 I型 2 II型</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービスマ提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>
<p>2B 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>4 ユニット型 I 型介護医療院</p>	<p>1 I型 (I) 2 I型 (II)</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービスマ提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>

2B 介護予防短期入所療養介護		<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>療養環境基準(廊下)</p> <p>療養環境基準(療養室)</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>特別診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>	
6 コミュニット型特別介護医療院	<p>1 I型</p> <p>2 II型</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>療養環境基準(廊下)</p> <p>療養環境基準(療養室)</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p>	

35	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム	1 一般型 2 外部サービス 利用型	職員の欠員による減算の状況 身体拘束廃止取組の有無 生活機能向上連携加算 個別機能訓練体制 若年性認知症入居者受入加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし	2 看護職員 3 介護職員	1 なし	2 あり
					1 減算型 2 基準型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 2 加算 I-I 3 加算 Iロ 4 加算 II 5 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 2 あり 1 非該当 2 該当 1 非該当 2 該当			
67	介護予防福祉用具貸与			介護職員等特定処遇改善加算 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業 所加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業 所加算（規模に関する状況）	1 なし	2 加算 I 3 加算 II	1 なし	2 あり
				1 非該当 2 該当 1 非該当 2 該当				



備考 (別紙1-2) 介護予防サービス・介護予防支援

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算(減算)の届出については、「平面図」(別紙6)を添付してください。
- 3 介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設の施設種別に係る届出」(別紙13-2)又は(別紙13-3)を添付してください。
- 4 介護療養型医療施設における「施設等の区分」に係る届出については、「介護療養型医療施設の施設種別に係る届出」(別紙13-3)又は「介護療養型医療施設(療養機能強化型以外)の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-4)を添付してください。
- 5 介護医療院における「施設等の区分」に係る届出については、「Ⅰ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-5)又は「Ⅱ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」(別紙13-6)を添付してください。
- 6 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類(「従業者の勤務者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙7)又はこれに準じた勤務割表等)を添付してください。
- 7 「割引を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙5)を添付してください。
- 8 「緊急時介護予防訪問看護加算」「特別管理体制」「特別管理加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙8)を添付してください。
- 9 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」(別紙8-2)を添付してください。
- 10 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算(減算)の届出については、それぞれ加算(減算)の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
- (例) 一 「機能訓練指導員」「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、  
「医師の配置」…医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師(准看護師)と介護職員の配置状況 等
- 11 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 12 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」(別紙12)～(別紙12-11)までのいずれかを添付してください。
- 13 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 14 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
- (1) 看護職員、介護職員の欠員(看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。)…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- (2) ア 医師(病院において従事する者を除く。)、理学療法士、作業療法士、看護師の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。  
(人員配置区分欄の変更は行わない。)
- イ 医師の欠員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。  
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)

<p>&lt;厚生労働大臣が定める地域&gt;</p> <p>厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。</p> <p>1 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地</p> <p>3 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村</p> <p>4 過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。( (1) が優先する。 )

- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、介護予防短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 4 介護医療院に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。
- 5 介護予防短期入所療養介護にあつては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届けてください。
- 6 一体的に運営がされている介護サービスに係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

#### 備考 (別紙 1-2) 介護予防サービス・介護予防支援 サテライト事業所

- 備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。





73	小規模多機能型居宅介護	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 若年性認知症利用者受入加算 看護職員配置加算 看取り連携体制加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり
68	小規模多機能型居宅介護 (短期利用型)	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり
32	認知症対応型共同生活介護 (I型 II型)		夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 身体拘束廃止取組の有無 夜間支援体制加算 若年性認知症利用者受入加算 利用者の入院期間中の体制 看取り介護加算 医療連携体制 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 介護従業者 1 減算型 2 基準型 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり
38	認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 夜間支援体制加算 若年性認知症利用者受入加算 医療連携体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 介護従業者 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1 なし 2 あり

36	地域密着型特定施設 入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 有料老人ホーム</li> <li>2 軽費老人ホーム</li> <li>3 養護老人ホーム</li> <li>5 サテライト型有料老人ホーム</li> <li>6 サテライト型軽費老人ホーム</li> <li>7 サテライト型養護老人ホーム</li> </ul>	職員の欠員による減算の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 なし</li> <li>1 減算型 2 基準型</li> <li>1 なし 2 あり</li> <li>1 なし 2 あり</li> <li>1 なし 2 あり</li> <li>1 対応不可 2 対応可</li> <li>1 なし 2 あり</li> <li>1 なし 2 あり</li> <li>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</li> <li>1 なし 2 加算 I-I 3 加算 Iロ 4 加算 II 5 加算 III</li> <li>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV</li> <li>4 加算 V</li> <li>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</li> </ul>	1 なし 2 あり
28	地域密着型特定施設 入居者生活介護 (短期利用型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 有料老人ホーム</li> <li>2 軽費老人ホーム</li> <li>5 サテライト型有料老人ホーム</li> <li>6 サテライト型軽費老人ホーム</li> </ul>	職員の欠員による減算の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</li> <li>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</li> <li>1 対応不可 2 対応可</li> <li>1 なし 2 あり</li> <li>1 なし 2 加算 I-I 3 加算 Iロ 4 加算 II 5 加算 III</li> <li>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV</li> <li>4 加算 V</li> <li>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</li> </ul>	1 なし 2 あり



77	複合型サービ ス (看護小規模多機能型 居宅介護)	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 訪問看護体制減算 サテライト体制 若年性認知症利用者受入加算 緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア体制 看護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 1 なし 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 3 加算 I 2 加算 II 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II	1 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
79	複合型サービ ス (看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型)	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II	1 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
74	介護予防認知症対応型 通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型	職員の欠員による減算の状況 時間延長サービステ体制 入浴介助体制 生活機能向上連携加算 個別機能訓練体制 若年性認知症利用者受入加算 栄養改善体制 口腔機能向上体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 4 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II	1 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 若年性認知症利用者受入加算 総合マネジメント体制強化加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V 1 なし 2 加算 I 3 加算 II	1 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり

69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 (短期利用型)	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所 2		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
	サービス提供体制強化加算			1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III		
37	介護予防認知症対応型 共同生活介護	1 I型 2 II型		介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV	1 なし 2 あり
				介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II	
39	介護予防認知症対応型 共同生活介護 (短期利用 型)	1 I型 2 II型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				利用者の入院期間中の体制	1 対応不可 2 対応可	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV	
				介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV	
				介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II	



78	地域密着型通所介護	1 地域密着型通所介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員 3 介護職員
				1 対応不可	2 対応可
77	認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員 3 介護職員
				1 対応不可	2 対応可
73	小規模多機能型居宅介護	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員 3 介護職員
				1 なし	2 対応不可
68	小規模多機能型居宅介護 (短期利用型)	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員 3 介護職員
				1 なし	2 対応可



### 備考 (別紙1-3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算(減算)の届出については、「平面図」(別紙6)を添付してください。
- 3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類(「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」(別紙7)又はこれに準じた勤務割表等)を添付してください。
- 4 「割引」を「あり」と記載する場合は「地域密着型サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙5-2)を添付してください。
- 5 「訪問看護体制減算」、「看護体制強化加算」及び「サテライト体制未整備減算」については、「看護体制及びサテライト体制に係る届出書」(別紙8-3)を添付してください。
- 6 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙8)を添付してください。
- 7 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算(減算)の届出については、それぞれ加算(減算)の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
- 8 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 9 「入浴介助体制」については、浴室の平面図を添付してください。
- 10 「栄養マネジメント体制」については、「栄養マネジメントに関する届出書」(別紙11)を添付してください。
- 11 「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」(別紙9)を添付してください。
- 12 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」(別紙9-3)を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」(別紙9-4)を添付してください。
- 13 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」(別紙12)～(別紙12-11)までのいずれかを添付してください。
- 14 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
- 看護職員、介護職員、介護従業者、介護支援専門員の欠員(看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。)…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- 15 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」(別紙20)を添付してください。
- 16 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」(別紙21)を添付してください。
- 17 「介護ロボットの導入」については、「介護ロボットの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」(別紙22)を添付してください。
- 注 地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

### 備考 (別紙1-3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス サテライト事業所

- 備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。





受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

令和 年 月 日

知事 殿

所在地  
名称 印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種別	法人所轄庁				
	代表者の職・氏名	職名		氏名		
	代表者の住所	(郵便番号 ー ) 県 郡市				
事業所・施設の状況	フリガナ 事業所・施設の名称					
	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	管理者の氏名					
届出を行う事業所・施設の種類の種類	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定(許可)年月日	異動等の区分	異動(予定)年月日	異動項目 (※変更の場合)
	指定居宅サービス			1新規 2変更 3終了		
	訪問介護			1新規 2変更 3終了		
	訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
	訪問看護			1新規 2変更 3終了		
	訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了		
	通所介護			1新規 2変更 3終了		
	通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了		
	短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了		
	特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了		
	福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問看護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	介護予防居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了		
	介護予防通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
	介護予防短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了		
	介護予防短期入所療養介護			1新規 2変更 3終了		
介護予防特定施設入居者生活介護			1新規 2変更 3終了			
介護予防福祉用具貸与			1新規 2変更 3終了			
施設			1新規 2変更 3終了			
介護老人福祉施設			1新規 2変更 3終了			
介護老人保健施設			1新規 2変更 3終了			
介護療養型医療施設			1新規 2変更 3終了			
介護医療院			1新規 2変更 3終了			
介護保険事業所番号						
医療機関コード等						
特記事項	変更前					
	変更後					
関係書類	別添のとおり					

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
- 6 「異動項目」欄には、(別紙1, 1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
- 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
- 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する進達書<基準該当事業者用>

令和 年 月 日

知事 殿

市町村長名

このことについて、以下のとおり事業者から届出がありましたので関係書類を添えて進達します。

届出者	フリガナ 名称								
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー ) 県 都市							
	連絡先	(ビルの名称等)							
	法人である場合その種別	電話番号			FAX番号				
	代表者の職・氏名	職名			氏名				
	代表者の住所	(郵便番号 ー ) 県 都市							
事業所の状況	フリガナ 事業所・施設の名称								
	主たる事業所の所在地	(郵便番号 ー ) 県 都市							
	連絡先	電話番号			FAX番号				
	主たる事業所の所在地以外の 場所で一部実施する場合の出 張所等の所在地	(郵便番号 ー ) 県 都市							
	連絡先	電話番号			FAX番号				
	管理者の氏名								
届出を行う事業所の状況	同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	登録年 月日	異動等の区分			異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)	市町村が定める率 (市町村記載)
	基準該当 居宅サ ービス	訪問介護		1新規	2変更	3終了			%
		訪問入浴介護		1新規	2変更	3終了			%
		通所介護		1新規	2変更	3終了			%
		短期入所生活介護		1新規	2変更	3終了			%
		福祉用具貸与		1新規	2変更	3終了			%
		居宅介護支援		1新規	2変更	3終了			%
		介護予防訪問入浴介護		1新規	2変更	3終了			%
		介護予防短期入所生活介護		1新規	2変更	3終了			%
		介護予防福祉用具貸与		1新規	2変更	3終了			%
		介護予防支援		1新規	2変更	3終了			%
基準該当事業所番号									
登録を受けている市町村									
介護保険事業所番号		(指定を受けている場合)							
既に指定等を受けている事業									
医療機関コード等									
特記事項	変更前				変更後				
関係書類		別添のとおりに							

- 備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字に「○」を記入してください。
- 6 「異動項目」欄には、(別紙1, 1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
- 7 「市町村が定める率」欄には、全国共通の介護報酬額に対する市町村が定める率を記載してください。
- 8 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
- 9 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する進達書
<地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用><居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者用>
令和 年 月 日

知事 殿

市町村長名

このことについて、以下のとおり事業者から届出がありましたので関係書類を添えて進達します。

届出者情報表 (フリガナ、所在地、連絡先、代表者)
事業所状況表 (フリガナ、所在地、連絡先、管理者)
届出を行う事業所の状況表 (実施事業、指定年月日、異動等の区分、異動(予定)年月日、異動項目、市町村が定める単位の有無)
地域密着型サービス事業所番号等
指定を受けている市町村
介護保険事業所番号
既に指定等を受けている事業
医療機関コード等
特記事項 (変更前/変更後)
関係書類 (別添のとおり)

- 備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。
2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字に「○」を記入してください。
6 「異動項目」欄には、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等がある場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

(別紙4)

令和 年 月 日

知事 殿

市町村名

基準該当サービスに係る特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例居宅介護サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に係る上限の率の設定について

このことについて、上限の率を下記のとおり設定しましたのでお知らせします。

記

1 全国共通の介護報酬額に対して定める率

項 目	サービスの種類	全国共通の介護報酬額 に対して定める率
特例居宅介護サービス費	訪問介護	%
	訪問入浴介護	%
	通所介護	%
	短期入所生活介護	%
	福祉用具貸与	%
特例介護予防サービス費	介護予防訪問入浴介護	%
	介護予防短期入所生活介護	%
	介護予防福祉用具貸与	%
特例居宅介護サービス計画費		%
特例介護予防サービス計画費		%

2 適用開始年月日 年 月 日

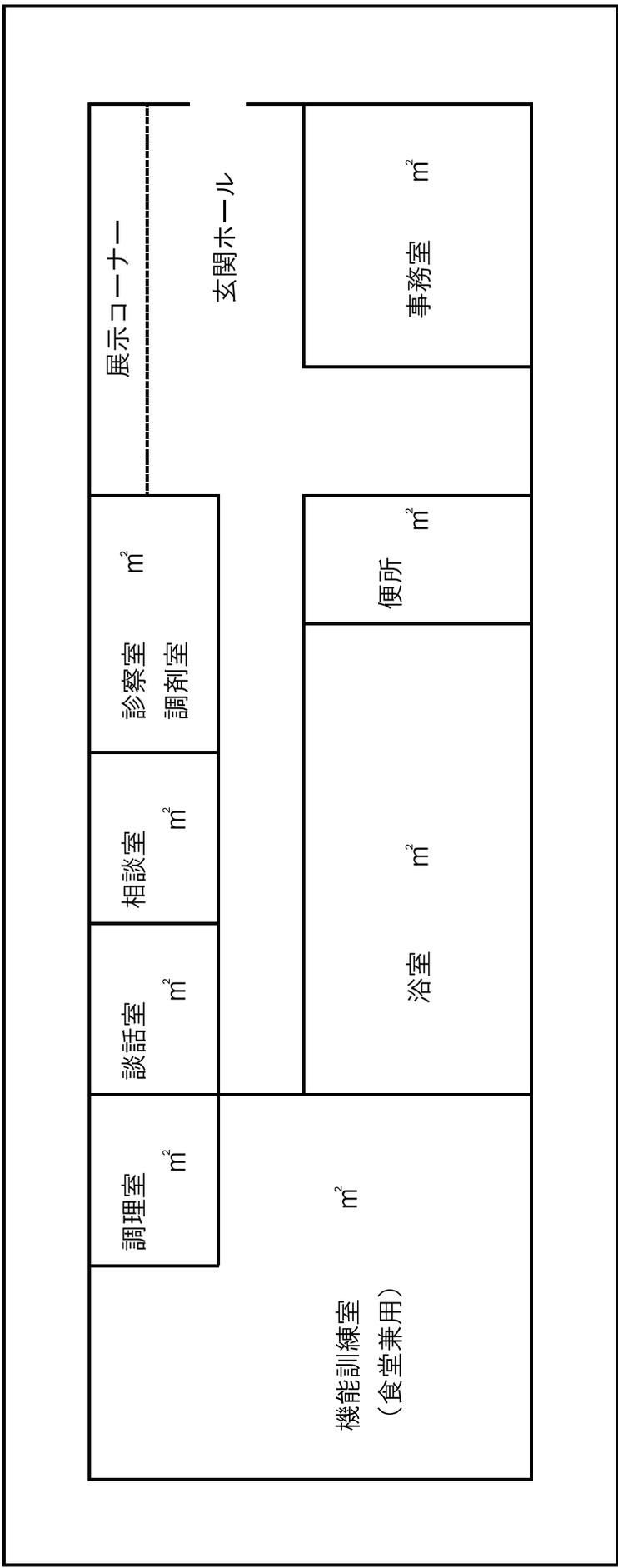




(別紙 6)

平面図

事業所・施設の名称 「該当する体制等」



備考1 届出に係る施設部分の用途や面積が分かるものを提出すること。  
2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。



- 備考1 \* 欄には、当該月の曜日を記入してください。
- 2 「人員配置区分」又は「該当する体制等」欄には、別紙「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる人員配置区分の種類又は該当する体制加算の内容をそのまま記載してください。
- 3 届出を行う従業者について、4週間の勤務すべき時間数を記入してください。勤務時間ごととあるいはサービス提供時間単位ごとに区分して番号を付し、その番号を記入してください。  
 (記載例1—勤務時間 ①8：30～17：00、②16：30～9：00、④休日)  
 (記載例2—サービス提供時間 a 9：00～12：00、b 13：00～16：00、c 10：30～13：30、d 14：30～17：30、e 休日)
- 4 ※複数単位実施の場合、その全てを記入のこと。  
 届出する従業者の職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B～Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。
- 5 **勤務形態の区分 A：常勤で専従 B：常勤で兼務 C：常勤以外で専従 D：常勤以外で兼務**  
 常勤換算が必要なものについては、A～Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。
- 6 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
- 7 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。
- 8 各事業所・施設において使用している勤務割表等（変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等）により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況(関係する場合はその書類をもって添付書類として差し支えありません)。

(別紙8)

緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書

事業所名		異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
施設等の区分	1 (介護予防)訪問看護事業所(訪問看護ステーション) 2 (介護予防)訪問看護事業所(病院又は診療所) 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 4 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
届出項目	1 緊急時(介護予防)訪問看護加算 2 特別管理加算に係る体制 3 ターミナルケア体制		

1 緊急時（介護予防）訪問看護加算に係る届出内容

① 連絡相談を担当する職員( )人

保健師	人	常勤	人	非常勤	人
看護師	人	常勤	人	非常勤	人

② 連絡方法

③ 連絡先電話番号

1	( )	4	( )
2	( )	5	( )
3	( )	6	( )

2 特別管理加算に係る体制の届出内容	
① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無
② 当該加算に対応可能な職員体制・勤務体制を整備している。	有・無
③ 病状の変化、医療器具に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備している。	有・無

3 ターミナルケア体制に係る届出内容	
① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無
② ターミナルケアの提供過程における利用者の心身状況の変化及びこれに対する看護の内容等必要な事項が適切に記録される体制を整備している。	有・無

備考 緊急時の（介護予防）訪問看護、特別管理、ターミナルケアのそれぞれについて、体制を敷いている場合について提出してください。

## 看護体制強化加算に係る届出書 ((介護予防)訪問看護事業所)

## ○ 訪問看護事業所

事業所名	異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了		
届出項目 1 看護体制強化加算 (I) 2 看護体制強化加算 (II)				
1 緊急時訪問看護加算の算定状況	① 前6か月間の実利用者の総数	人	①に占める ②の割合が 50%以上	有・無
	② ①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人		
2 特別管理加算の算定状況	① 前6か月間の実利用者の総数	人	①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	② ①のうち特別管理加算(I)又は(II)を算定した実利用者数	人		
3 ターミナルケア加算の算定状況	① 前12か月間のターミナルケア加算の算定人数	人		有・無
	→ 1人以上 → 5人以上			有・無

## ○ 介護予防訪問看護事業所

事業所名	異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了		
届出項目 1 看護体制強化加算				
1 緊急時介護予防訪問看護加算の算定状況	① 前6か月間の実利用者の総数	人	①に占める ②の割合が 50%以上	有・無
	② ①のうち緊急時介護予防訪問看護加算を算定した実利用者数	人		
2 特別管理加算の算定状況	① 前6か月間の実利用者の総数	人	①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	② ①のうち特別管理加算(I)又は(II)を算定した実利用者数	人		

備考 看護体制強化加算に係る体制を敷いている場合について提出してください。

看護体制及びサテライト体制に係る届出書（看護小規模多機能型居宅介護事業所）

事業所名		異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
届出項目	1 看護体制強化加算（Ⅰ） 3 訪問看護体制減算	2 看護体制強化加算（Ⅱ） 4 サテライト体制未整備減算	

○ 看護体制強化加算に係る届出内容

1 看護サービスの提供状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 80%以上	有・無
	②	①のうち主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人		
2 緊急時訪問看護加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 50%以上	有・無
	②	①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人		
3 特別管理加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 20%以上	有・無
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人		
4 ターミナルケア加算の算定状況	①	前12か月間のターミナルケア加算の算定人数	人	→ 1人以上	有・無
5 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされている					有・無

○ 訪問看護体制減算に係る届出内容

1 看護サービスの提供状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 30%未満	有・無
	②	①のうち主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人		
2 緊急時訪問看護加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 30%未満	有・無
	②	①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人		
3 特別管理加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 5%未満	有・無
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人		

○ サテライト体制未整備減算に係る届出内容

1 訪問看護体制減算の届出状況	①	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所における訪問看護体制減算の届出	有・無
	②	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における訪問看護体制減算の届出	有・無

(別紙9)

夜間看護体制に係る届出書

事業所名	
異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
施設種別	1 特定施設入居者生活介護 2 地域密着型特定施設入居者生活介護

夜間看護体制加算に係る届出内容

看護職員の状況

保健師	常勤	人
看護師	常勤	人
准看護師	常勤	人

24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無
必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している。	有・無

看護体制加算に係る届出書  
(短期入所生活介護事業所)

事業所名		
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了	
届出項目	1 看護体制加算(Ⅰ) 3 看護体制加算(Ⅲ)イ 5 看護体制加算(Ⅳ)イ	2 看護体制加算(Ⅱ) 4 看護体制加算(Ⅲ)ロ 6 看護体制加算(Ⅳ)ロ

看護体制加算に係る届出内容

定員及び利用者数の状況

定員	人	利用者数	人
----	---	------	---

看護職員の状況

看護師	常勤	人
看護職員(看護師・准看護師)	常勤換算	人

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無
-----------------------	-----

中重度者の受入状況

[前年度・前三月]における([ ])はいずれかに○を付ける)利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5の利用者の占める割合が70%以上	有・無
-------------------------------------------------------------------------	-----

備考 看護体制について、体制を整備している場合について  
提出してください。

## 看護体制加算に係る届出書

事業所名			
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了		
施設種別	1 介護老人福祉施設	2 地域密着型介護老人福祉施設	
届出項目	1 看護体制加算 (I) イ	2 看護体制加算 (I) □	
	3 看護体制加算 (II) イ	4 看護体制加算 (II) □	

## 看護体制加算に関する届出内容

## 定員及び入所者の状況

定員	人	入所者数	人
----	---	------	---

## 看護職員の状況

保健師	常勤	人	常勤換算	人
看護師	常勤	人	常勤換算	人
准看護師	常勤	人	常勤換算	人

## 連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無
-----------------------	-----

## 看取り介護体制に係る届出書

事業所名		
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了	
施設種別	1 介護老人福祉施設	2 地域密着型介護老人福祉施設

## 看取り介護体制に関する届出内容

## 看護職員の状況

看護師	常勤	人
-----	----	---

## 連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有 ・ 無
② 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に説明し、同意を得る体制を整備している。	有 ・ 無
③ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している。	有 ・ 無
④ 看取りに関する職員研修を行う体制を整備している。	有 ・ 無
⑤ 看取りを行う際の個室又は静養室の利用が可能となる体制を整備している。	有 ・ 無
⑥ 配置医師緊急時対応加算の算定体制の届出をしている。	有 ・ 無



## 特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）

事業所名			
異動等区分	1 新規	2 変更	3 終了
届出項目	1 特定事業所加算(I)	2 特定事業所加算(II)	3 特定事業所加算(III)
	4 特定事業所加算(IV)	5 ターミナルケアマネジメント加算	

<p>1. 特定事業所加算(I)~(IV)に係る届出内容</p> <p>届出項目が「1 特定事業所加算(I)」の場合は①を、「2 特定事業所加算(II)」及び「3 特定事業所加算(III)」の場合は②を記載すること。</p> <p>① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員2名を配置している。  ② 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している。  ③ 介護支援専門員の配置状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>④ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。  ⑤ 24時間常時連絡できる体制を整備している。  ⑥ 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上  ⑦ 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。  ⑧ 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。  ⑨ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。  ⑩ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用の有無  ⑪ 介護支援専門員1人当たり（常勤換算方法による）の担当利用者数が40名以上の有無  ⑫ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無  ⑬ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。  ⑭ 退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数の合計が年間35回以上である。  ⑮ ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定している。  ⑯ 特定事業所加算(I)、(II)又は(III)を算定している。</p>	介護支援専門員	常勤専従	人	<p>有 ・ 無 有 ・ 無</p> <p>有 ・ 無 有 ・ 無</p>
介護支援専門員	常勤専従	人		

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

<p>2. ターミナルケアマネジメント加算に係る届出内容</p> <p>① ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。</p>	<p>有 ・ 無</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------

## 栄養マネジメントに関する届出書

1 事業所名																															
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了																												
3 施設種別	1 介護老人福祉施設 3 介護療養型医療施設 5 介護医療院	2 介護老人保健施設 4 地域密着型介護老人福祉施設																													
4 栄養マネジメントの状況	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>栄養マネジメントを実施している常勤の管理栄養士の総数（注1）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち、当該施設の常勤の管理栄養士の数</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>※ ①が1人以上かつ②が0人と記載した場合は、当該施設の同一敷地内に併設する施設（1施設に限る。）の常勤管理栄養士が栄養マネジメントを実施している場合は、以下の表に、併設する施設の施設種別を選び、施設の名称及び当該常勤管理栄養士の氏名を記入すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>併設する施設の施設種別</th> <th>併設する施設の名称</th> <th>当該常勤管理栄養士の氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 介護老人福祉施設 2 介護老人保健施設 3 介護療養型医療施設 4 地域密着型介護老人福祉施設 5 介護医療院</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>栄養マネジメントに関わる者（注1・2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医 師</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歯科医師</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管 理 栄 養 士</td> <td></td> </tr> <tr> <td>看 護 師</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			①	栄養マネジメントを実施している常勤の管理栄養士の総数（注1）	人	②	①のうち、当該施設の常勤の管理栄養士の数	人	併設する施設の施設種別	併設する施設の名称	当該常勤管理栄養士の氏名	1 介護老人福祉施設 2 介護老人保健施設 3 介護療養型医療施設 4 地域密着型介護老人福祉施設 5 介護医療院			職 種	氏 名	医 師		歯科医師		管 理 栄 養 士		看 護 師		介護支援専門員					
①	栄養マネジメントを実施している常勤の管理栄養士の総数（注1）	人																													
②	①のうち、当該施設の常勤の管理栄養士の数	人																													
併設する施設の施設種別	併設する施設の名称	当該常勤管理栄養士の氏名																													
1 介護老人福祉施設 2 介護老人保健施設 3 介護療養型医療施設 4 地域密着型介護老人福祉施設 5 介護医療院																															
職 種	氏 名																														
医 師																															
歯科医師																															
管 理 栄 養 士																															
看 護 師																															
介護支援専門員																															

注1 当該施設の同一敷地内に併設する施設（1施設に限る。）の常勤管理栄養士を含む。

注2 「栄養マネジメントに関わる者」には、共同で栄養ケア計画を作成している者の職種及び氏名を記入してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書 ((介護予防) 訪問入浴介護事業所)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算 (I) イ 2 サービス提供体制強化加算 (I) ロ

4 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。	有・無
	② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。	有・無
	③ 健康診断等を定期的実施すること。	有・無

5 介護福祉士等の状況	下表の①については、必ず記載すること。②・③については、いずれかに記載すること可。			
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人		①に占める②の割合が40%以上又は30%以上
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人		
又は	③ ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の総数（常勤換算）	人	①に占める③の割合が60%以上又は50%以上	

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

備考2 平成25年4月以降は、「介護職員基礎研修課程修了者」とあるのは「旧介護職員基礎研修課程修了者」と読み替える。

サービス提供体制強化加算に関する届出書 ((介護予防) 訪問看護事業所)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了

3 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。	有・無
	② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。	有・無
	③ 健康診断等を定期的実施すること。	有・無

4 勤続年数の状況	① 看護師等の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）	人		

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書  
(介護予防)訪問リハビリテーション事業所)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了

3 勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の総数	人	→ ①のうち②の者が1名以上	有・無
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数	人		

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書  
(地域密着型通所介護事業所・療養通所介護事業所)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 地域密着型通所介護 2 療養通所介護
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 4 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

5 介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数 (常勤換算)	人	有・無
	②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
	→ ①に占める②の割合が50%以上			
→ ①に占める②の割合が40%以上				有・無

6 勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人		
	→				

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書  
(通所介護・(介護予防)通所リハビリテーション事業所)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 通所介護 2 (介護予防)通所リハビリテーション
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

5 介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数 (常勤換算)	人	有・無
	②	①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
	→ ①に占める②の割合が50%以上			
→ ①に占める②の割合が40%以上				有・無
6 勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	有・無
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人	
	→ ①に占める②の割合が30%以上			

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書  
((介護予防)短期入所生活介護事業所・介護老人福祉施設・地域密着型  
介護老人福祉施設)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 (介護予防)短期入所生活介護(単独型) 2 (介護予防)短期入所生活介護(併設型) 3 (介護予防)短期入所生活介護(空床利用型) 4 介護老人福祉施設 5 地域密着型介護老人福祉施設
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(I)イ 2 サービス提供体制強化加算(I)ロ 3 サービス提供体制強化加算(II) 4 サービス提供体制強化加算(III) 5 日常生活継続支援加算

○ サービス提供体制強化加算に係る届出内容

5 介護福祉士等の状況	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
	→ ①に占める②の割合が60%以上		有・無
	→ ①に占める②の割合が50%以上		有・無
6 常勤職員の状況	① 看護・介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める②の割合が75%以上
			有・無
7 勤続年数の状況	① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める②の割合が30%以上
			有・無

○ 日常生活継続支援加算に係る届出内容

8 入所者の状況及び介護福祉士の状況 ※介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設のみ	入所者の状況 (下表については①を記載した場合は②若しくは③のいずれかを、④を記載した場合は⑤を必ず記載すること。)				
	①	前6月又は前12月の新規新規入所者の総数	人		
	②	①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数	人	→ ①に占める②の割合が70%以上	有・無
	③	①のうち入所した日の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数	人	→ ①に占める③の割合が65%以上	有・無
	④	入所者総数	人		
	⑤	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人	→ ④に占める⑤の割合が15%以上	有・無
	介護福祉士の割合				
	介護福祉士数	常勤換算	人	→ 介護福祉士数：入所者数が1：6以上	有・無

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

備考2 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設と(介護予防)短期入所生活介護において、別の加算を取得する場合は、別に本届出書を提出してください。空床利用型の(介護予防)短期入所生活介護について届け出る場合は、本体施設である介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設における状況を記載してください。

備考3 ①で前6月(前12月)の新規入所者の総数を用いる場合、②及び③については、当該前6月(前12月)の新規入所者の総数に占めるそれぞれの要件に該当する者の数を記載してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書  
((介護予防)短期入所療養介護事業所・  
介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 (介護予防)短期入所療養介護 2 介護老人保健施設 3 介護療養型医療施設 4 介護医療院
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 4 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

5 介護福祉士等の状況	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人		有・無
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人		
→ ①に占める②の割合が60%以上				有・無
→ ①に占める②の割合が50%以上				有・無
6 常勤職員の状況	① 看護・介護職員の総数 (常勤換算)	人		有・無
	② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人		
→ ①に占める②の割合が75%以上				有・無
7 勤続年数の状況	① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人		有・無
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人		
→ ①に占める②の割合が30%以上				有・無

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書（夜間対応型訪問介護事業所）

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

4 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。	有・無
	② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。	有・無
	③ 健康診断等を定期的に実施すること。	有・無

5 介護福祉士等の状況	下表の①については、必ず記載すること。②・③については、いずれかに記載すること可。			
	①	訪問介護員等の総数（常勤換算）	人	
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が40%以上又は30%以上
	③	①のうち介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める③の割合が60%以上又は50%以上
	又は			

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

備考2 平成25年4月以降は、「介護職員基礎研修課程修了者」とあるのは「旧介護職員基礎研修課程修了者」と読み替える。

サービス提供体制強化加算に関する届出書 ((介護予防) 認知症対応型通所介護事業所)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(I)イ 2 サービス提供体制強化加算(I)ロ 3 サービス提供体制強化加算(II)

4 介護福祉士等の状況	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人		有・無
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人		
→ ①に占める②の割合が50%以上				有・無
→ ①に占める②の割合が40%以上				有・無
5 勤続年数の状況	① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人		有・無
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人		
→ ①に占める②の割合が30%以上				有・無

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書  
(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所

1 事業所名			
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了		
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 4 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		
4 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。	有・無  有・無	
5 介護福祉士等の状況	① 小規模多機能型居宅介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く)の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
	→ ①に占める②の割合が50%以上		有・無
	→ ①に占める②の割合が40%以上		有・無
6 常勤職員の状況	① 小規模多機能型居宅介護従業者の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち常勤の者の総数(常勤換算)	人	
	→ ①に占める②の割合が60%以上		有・無
7 勤続年数の状況	① 小規模多機能型居宅介護従業者の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数(常勤換算)	人	
	→ ①に占める②の割合が30%以上		有・無

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書  
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 4 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

4 介護福祉士等の状況	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
	→ ①に占める②の割合が60%以上		有・無
	→ ①に占める②の割合が50%以上		有・無
5 常勤職員の状況	① 看護・介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める②の割合が75%以上
			有・無
6 勤続年数の状況	① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める②の割合が30%以上
			有・無

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書  
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ    2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)    4 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

4 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。	有・無
	② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。	有・無
	③ 健康診断等を定期的に行うこと。	有・無

5 介護福祉士等の状況	① 訪問介護員等の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める②の割合が40%以上又は30%以上	有・無
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人		
	又は ③ ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の総数(常勤換算)	人		

6 常勤職員の状況	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数(常勤換算)	人	→ ①に占める②の割合が60%以上	有・無
	② ①のうち常勤の者の総数(常勤換算)	人		

7 勤続年数の状況	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数(常勤換算)	人	→ ①に占める②の割合が30%以上	有・無
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数(常勤換算)	人		

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

備考2 平成25年4月以降は、「介護職員基礎研修修了者」とあるのは「旧介護職員基礎研修修了者」と読み替える。

サービス提供体制強化加算に関する届出書  
(看護小規模多機能型居宅介護事業所)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 4 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

4 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。	有・無  有・無
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

5 介護福祉士等の状況	① 看護小規模多機能型居宅介護従事者（保健師、看護師又は准看護師であるものを除く）の総数（常勤換算）	人		
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人		
→ ①に占める②の割合が50%以上				有・無
→ ①に占める②の割合が40%以上				有・無

6 常勤職員の状況	① 看護小規模多機能型居宅介護従事者の総数（常勤換算）	人		
	② ①のうち常勤の者の総数（常勤換算）	人		
→ ①に占める②の割合が60%以上				有・無

7 勤続年数の状況	① 看護小規模多機能型居宅介護従事者の総数（常勤換算）	人		
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）	人		
→ ①に占める②の割合が30%以上				有・無

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

サービス提供体制強化加算に関する届出書  
(指定介護予防) 指定特定施設・指定地域密着型特定施設

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 (指定介護予防) 指定特定施設                      2 指定地域密着型特定施設
4 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ    2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)    4 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

5 介護福祉士等の状況	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	有・無
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	
	→ ①に占める②の割合が60%以上		有・無
	→ ①に占める②の割合が50%以上		有・無
6 常勤職員の状況	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	有・無
	② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人	
	→ ①に占める②の割合が75%以上		有・無
7 勤続年数の状況	① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	有・無
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人	
	→ ①に占める②の割合が30%以上		有・無

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

介護老人保健施設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出

1 事業所名		
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了	
3 人員配置区分	1 介護老人保健施設（在宅強化型）	2 介護老人保健施設（基本型）
4 届出項目	1 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） （介護老人保健施設（基本型）のみ）	2 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ） （介護老人保健施設（強化型）のみ）

5 在宅復帰・在宅療養支援に関する状況							在宅復帰・在宅療養支援等指標
	A 在宅復帰率						
	①	前6月間における居宅への退所者の延数（注1,2,3,4）	人	→ ④ $\frac{①}{②-③} \times 100$ （注5）	%	→ 50%超 → 30%超50%以下 → 30%以下	20
	②	前6月間における退所者の延数（注3,4）	人				10
	③	前6月間における死亡した者の総数（注3）	人				0
	B ベッド回転率						
	①	直近3月間の延入所者数（注6）	人	→ ④ $\frac{30.4 \div ① \times (②+③) \div 2 \times 100}{100}$	%	→ 10%以上 → 5%以上10%未満 → 5%未満	20
	②	直近3月間の新規入所者の延数（注6,7）	人				10
	③	直近3月間の新規退所者数（注8）	人				0
	C 入所前後訪問指導割合						
	①	前3月間における新規入所者のうち、入所前後訪問指導を行った者の延数（注9,10,11）	人	→ ④ $① \div ② \times 100$ （注12）	%	→ 30%以上 → 10%以上30%未満 → 10%未満	10
	②	前3月間における新規入所者の延数（注11）	人				5
	D 退所前後訪問指導割合						
	①	前3月間における新規退所者のうち、退所前後訪問指導を行った者の延数（注13,14,15）	人	→ ④ $① \div ② \times 100$ （注16）	%	→ 30%以上 → 10%以上30%未満 → 10%未満	10
②	前3月間における居宅への新規退所者の延数（注15）	人	5				
E 居宅サービスの実施状況							
①	前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数（注17）			→	→ 3サービス → 2サービス → 1サービス → 0サービス	5 3 2 0	
F リハ専門職員の配置割合							
①	前3月間における理学療法士等の当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数（注18）	時間	→ ⑤ $① \div ② \div ③ \times ④ \times 100$	%	→ 5以上 → 3以上5未満 → 3未満	5	
②	理学療法士等が前3月間に勤務すべき時間（注18,19）	時間				3	
③	算定日が属する月の前3月間における延入所者数（注20）	人				0	
④	算定日が属する月の前3月間の日数	日					
G 支援相談員の配置割合							
①	前3月間において支援相談員が当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数（注21）	時間	→ ⑤ $① \div ② \div ③ \times ④ \times 100$	%	→ 3以上 → 2以上3未満 → 2未満	5	
②	支援相談員が前3月間に勤務すべき時間（注19）	時間				3	
③	前3月間における延入所者数（注20）	人				0	
④	前3月間の延日数	日					
H 要介護4又は5の割合							
①	前3月間における要介護4若しくは要介護5に該当する入所者の延日数	日	→ ③ $① \div ② \times 100$	%	→ 50%以上 → 35%以上50%未満 → 35%未満	5	
②	当該施設における直近3月間の入所者延日数	日				3	
I 喀痰吸引の実施割合							
①	直近3月間の入所者ごとの喀痰吸引を実施した延入所者数（注22,23）	人	→ ③ $① \div ② \times 100$	%	→ 10%以上 → 5%以上10%未満 → 5%未満	5	
②	当該施設における直近3月間の延入所者数	人				3	
J 経管栄養の実施割合							
①	直近3月間の入所者ごとの経管栄養を実施した延入所者数（注22,24）	人	→ ③ $① \div ② \times 100$	%	→ 10%以上 → 5%以上10%未満 → 5%未満	5	
②	当該施設における直近3月間の延入所者数	人				3	
						↓	
上記評価項目（A～J）について、項目に応じた「在宅復帰・在宅療養支援等指標」の合計値を記入						合計	

6 介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容			
① 基本型	①	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が20以上	有・無
	②	退所時指導等の実施（注25）	有・無
	③	リハビリテーションマネジメントの実施（注27）	有・無
② 在宅強化型	①	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が60以上	有・無
	②	退所時指導等の実施（注25）	有・無
	③	リハビリテーションマネジメントの実施（注27）	有・無
	④	地域に貢献する活動の実施（注26）	有・無
	⑤	充実したリハビリテーションの実施（注28）	有・無
7 在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出内容			
① 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	①	「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「①基本型」の項目が全て「有」	有・無
	②	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が40以上	有・無
	③	地域に貢献する活動の実施（注26）	有・無
② 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	①	「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「②在宅強化型」の項目が全て「有」	有・無
	②	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が70以上	有・無

- 注1：当該施設における入所期間が一月間を超えていた者の延数。  
注2：居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。  
注3：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。  
注4：退所後直ちに短期入所生活介護又は短期入所療養介護若しくは小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス等を利用する者は居宅への退所者に含まない。  
注5：分母（②・③の値）が0の場合、④は0%とする。  
注6：入所者とは、毎日24時間現在当該施設に入所中の者をいい、この他に、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。  
注7：新規入所者数とは、当該3月間に新たに当該施設に入所した者の数をいう。当該3月以前から当該施設に入所していた者は、新規入所者数には算入しない。また、当該施設を退所後、当該施設に入所した者は、新規入所者として取り扱うが、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。  
注8：当該3月間に当該施設から退所した者の数をいう。当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者は、新規退所者数に含まれる。ただし、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規退所者数には算入しない。  
注9：居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の数。また、居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。  
注10：退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。  
注11：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、入所者数には算入しない。  
注12：分母（②の値）が0の場合、④は0%とする。  
注13：退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者。また、居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。  
注14：退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。  
注15：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。  
注16：分母（②の値）が0の場合、④は0%とする。  
注17：当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものにおいて、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を含む。  
注18：理学療法士等とは、当該介護老人保健施設の入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士等を含む。  
注19：1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。  
注20：毎日24時間現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。  
注21：支援相談員とは、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、主として次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行う職員をいう。  
① 入所者及び家族の処遇の相談、② レクリエーション等の計画、指導、③ 市町村との連携、④ ボランティアの指導  
注22：喀痰吸引及び経管栄養のいずれにも該当する者については、各々該当する欄の人数に含めること。  
注23：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者であっては、当該入所期間中（入所時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であって、口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されているものを含む。  
注24：過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者であっては、当該入所期間中（入所時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であって、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されているものを含む。  
注25：退所者（当該施設内で死亡した者及び当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者を除く。）の退所後30日以内（当該退所者の退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあつては、14日以内）に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の居宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録していること。  
注26：平成30年度中に限り、平成31年度中において実施する見込みを含むものとする。  
注27：入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。  
注28：入所者に対し、少なくとも週三回程度のリハビリテーションを実施していること。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

介護老人保健施設（療養型）の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算（Ⅱ）に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 人員配置区分	1 介護老人保健施設（療養型） (削除)
4 届出項目	1 療養体制維持特別加算（Ⅱ） (介護老人保健施設（療養型）のみ)

5 介護老人保健施設（療養型）に係る届出内容								
① 新規入所者の状況（注）	① 前12月の新規入所者の総数	人						
	② ①のうち、医療機関を退院し入所した者の総数	人						
	③ ①のうち、自宅等から入所した者の総数	人						
	④ (①に占める②の割合) - (①に占める③の割合)	%					→ 35%以上	有・無
② 入所者・利用者の利用状況		前々々月末	前々月末	前月末	平均			
	① 前3月の入所者及び利用者の総数	人	人	人				
	② ①のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された入所者及び利用者	人	人	人			3月間の平均	
	③ ①に占める②の割合	%	%	%	%		→ 15%以上	
	④ ①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者及び利用者	人	人	人			又は	
⑤ ①に占める④の割合	%	%	%	%		→ 20%以上	有・無	

6 療養体制維持特別加算（Ⅱ）に係る届出内容								
① 入所者及び利用者の状況		前々々月末	前々月末	前月末	平均			
	① 前3月の入所者及び利用者の総数	人	人	人				
	② ①のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された入所者及び利用者	人	人	人			3月間の平均	
	③ ①に占める②の割合	%	%	%	%		→ 20%以上	
	④ ①のうち、日常生活自立度のランクⅣ又はMに該当する入所者及び利用者	人	人	人			かつ	
⑤ ①に占める④の割合	%	%	%	%		→ 50%以上	有・無	

注：当該施設が介護療養型老人保健施設への転換以後の新規入所者の実績が12月に達した時点から適用する。  
 ※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

介護療養型医療施設（療養機能強化型）の基本施設サービス費に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 人員配置区分（注1）	1 介護療養型医療施設（（ユニット型）療養型、看護6:1、介護4:1、療養機能強化型A） 2 介護療養型医療施設（（ユニット型）療養型、看護6:1、介護4:1、療養機能強化型B） 3 介護療養型医療施設（（ユニット型）療養型、看護6:1、介護5:1、療養機能強化型） 4 介護療養型医療施設（（ユニット型）診療所型、看護6:1、介護6:1、療養機能強化型A） 5 介護療養型医療施設（（ユニット型）診療所型、看護6:1、介護6:1、療養機能強化型B）

4 介護療養型医療施設（療養機能強化型）に係る届出内容					
① 重度者の割合	①	前3月間の入院患者等の総数	人	→ 50%以上 → 40%以上 (人員配置区分5のみ)	有・無 有・無
	②	①のうち、重篤な身体疾患を有する者の数（注2）	人		
	③	①のうち、身体合併症を有する認知症高齢者の数（注2）	人		
	④	②と③の和	人		
	⑤	①に占める④の割合	%		
	② 医療処置の実施状況	①	前3月間の入院患者等の総数		
	②	前3月間の喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注3・4）	人		
	③	前3月間の経管栄養を実施した入院患者等の総数（注3・5）	人		
	④	前3月間のインスリン注射を実施した入院患者等の総数（注3・6）	人		
	⑤	②から④の和	人		
	⑥	①に占める⑤の割合	%		
	③ ターミナルケアの実施状況	①	前3月間の入院患者延日数	日	→ 10%以上 → 5%以上 (人員配置区分2, 3, 5)
②		前3月間のターミナルケアの対象者延日数	日		
③		①に占める②の割合（注7）	%		
④ 生活機能を維持改善するリハビリテーションの実施					有・無
⑤ 地域に貢献する活動の実施					有・無

注1：・人員配置区分1、4を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における⑥の割合が50%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が10%以上を満たす必要がある。  
・人員配置区分2、3を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における⑥の割合が30%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が5%以上を満たす必要がある。  
・人員配置区分5を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が40%以上、「②医療処置の実施状況」における⑥の割合が20%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が5%以上を満たす必要がある。

注2：②及び③のいずれにも該当する者については、いずれか一方についてのみ含めること。

注3：②、③及び④のうち複数に該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。

注4：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中（入院時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であって、口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されているものを含む。

注5：過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中（入院時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であって、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されているものを含む。

注6：自ら実施する者は除く。

注7：診療所の場合は、①に占める②の割合と、19を当該診療所の介護保険適用病床数で除した数との積を記入すること。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

介護療養型医療施設（療養機能強化型以外）の基本施設サービス費に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 人員配置区分	1 介護療養型医療施設（（ユニット型）療養型、看護6:1、介護4:1） 2 介護療養型医療施設（療養型、看護6:1、介護5:1） 3 介護療養型医療施設（療養型、看護6:1、介護6:1） 4 介護療養型医療施設（（ユニット型）療養型経過型、看護6:1、介護4:1） 5 介護療養型医療施設（療養型経過型、看護8:1、介護4:1） 6 介護療養型医療施設（（ユニット型）診療所型、看護6:1、介護6:1） 7 介護療養型医療施設（診療所型、看護・介護3:1） 8 介護療養型医療施設（（ユニット型）認知症患者型、看護3:1、介護6:1） 9 介護療養型医療施設（（ユニット型）認知症患者型、看護4:1、介護4:1） 10 介護療養型医療施設（認知症患者型、看護4:1、介護5:1） 11 介護療養型医療施設（認知症患者型、看護4:1、介護6:1） 12 介護療養型医療施設（認知症患者型経過型、看護5:1、介護6:1）

4 介護療養型医療施設（療養型、療養型経過型、診療所型）に係る届出内容

(医療処置の実施状況)

①	前3月間の入院患者等の総数	人
②	①のうち、喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注1・2）	人
③	①のうち、経管栄養を実施した入院患者等の総数（注1・3）	人
④	②と③の和	人
⑤	①に占める④の割合（注4）	%

(重度者の割合)

①	前3月間の入院患者等の総数	人
②	①のうち、日常生活自立度のランクMIに該当する入院患者等の総数	人
③	①に占める②の割合（注5）	%

「医療処置の実施状況」における⑤の割合が15%以上、又は「重度者の割合」における③の割合が20%以上 → 有・無

5 介護療養型医療施設（認知症患者型、認知症患者型経過型）に係る届出内容

(医療処置の実施状況)

①	前3月間の入院患者等の総数	人
②	①のうち、喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注1・2）	人
③	①のうち、経管栄養を実施した入院患者等の総数（注1・3）	人
④	②と③の和	人
⑤	①に占める④の割合（注4）	%

(重度者の割合)

①	前3月間の入院患者等の総数	人
②	①のうち、日常生活自立度のランクIV又はMIに該当する入院患者等の総数	人
③	①に占める②の割合（注5）	%

「医療処置の実施状況」における⑤の割合が15%以上、又は「重度者の割合」における③の割合が25%以上 → 有・無

注1：②及び③のうち複数に該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。  
 注2：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中（入院時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であって、口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されているものを含む。  
 注3：過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中（入院時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であって、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されているものを含む。  
 注4：診療所の場合は、①に占める④の割合と、19を当該診療所の介護保険適用病床数で除した数との積を記入すること。  
 注5：診療所の場合は、①に占める③の割合と、19を当該診療所の介護保険適用病床数で除した数との積を記入すること。  
 ※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

介護医療院（I型）の基本施設サービス費に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 人員配置区分	1 I型介護医療院サービス費Ⅰ（ユニット型）I型療養床、看護6:1、介護4:1（併設型小規模介護医療院） 2 I型介護医療院サービス費Ⅱ（ユニット型）I型療養床、看護6:1、介護4:1（併設型小規模介護医療院） 3 I型介護医療院サービス費Ⅲ（I型療養床、看護6:1、介護6:1）

4 介護医療院（I型）に係る届出内容			
① 重度者の割合	①	前3月間の入所者等の総数	人
	②	①のうち、重篤な身体疾患を有する者の数（注1）	人
	③	①のうち、身体合併症を有する認知症高齢者の数（注1）	人
	④	②と③の和	人
	⑤	①に占める④の割合	% → 50%以上 (人員配置区分1～3)
② 医療処置の実施状況	①	前3月間の入所者等の総数	人
	②	前3月間の喀痰吸引を実施した入所者等の総数（注2・3）	人
	③	前3月間の経管栄養を実施した入所者等の総数（注2・4）	人
	④	前3月間のインスリン注射を実施した入所者等の総数（注2・5）	人
	⑤	②から④の和	人
	⑥	①に占める⑤の割合	% → 50%以上 (人員配置区分1のみ) → 30%以上 (人員配置区分2, 3)
③ ターミナルケアの実施状況	①	前3月間の入所者延日数	日
	②	前3月間のターミナルケアの対象者延日数	日
	③	①に占める②の割合	% → 10%以上 (人員配置区分1のみ) → 5%以上 (人員配置区分2, 3)
④ 生活機能を維持改善するリハビリテーションの実施			有・無
⑤ 地域に貢献する活動の実施 (平成30年度中に限り、平成31年度中において実施する見込み)			有・無

注1：・人員配置区分1を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における⑥の割合が50%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が10%以上を満たす必要がある。  
・人員配置区分2、3を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における⑥の割合が30%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が5%以上を満たす必要がある。

注1：②及び③のいずれにも該当する者については、いずれか一方についてのみ含めること。

注2：②、③及び④のうち複数に該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。

注3：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者については、当該入所期間中（入所時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であって、口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されているものを含む。

注4：過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者については、当該入所期間中（入所時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であって、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されているものを含む。

注5：自ら実施する者は除く。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

介護医療院（Ⅱ型）の基本施設サービス費に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 人員配置区分	1 Ⅱ型介護医療院サービス費Ⅰ（ユニット型）Ⅱ型療養床、看護6:1、介護4:1（併設型小規模介護医療院） 2 Ⅱ型介護医療院サービス費Ⅱ（Ⅱ型療養床、看護6:1、介護5:1） 3 Ⅱ型介護医療院サービス費Ⅲ（Ⅱ型療養床、看護6:1、介護6:1）

4 介護医療院（Ⅱ型療養床）に係る届出内容																																
<p>(医療処置の実施状況)</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>前3月間の入所者等の総数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者等</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①に占める②の割合（注4）</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>①のうち、日常生活自立度のランクⅣ又はMに該当する入所者及び利用者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>①に占める④の割合（注5）</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>(重度者の割合)</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>前3月間の入所者等の総数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①のうち、喀痰吸引を実施した入所者等の総数（注2・3）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>①のうち、経管栄養を実施した入所者等の総数（注2・4）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>②と③の和</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>①に占める④の割合（注6）</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>「医療処置の実施状況」における③の割合が20%以上、⑤の割合が25%以上、「重度者の割合」における⑤の割合が15%以上のいずれかを満たす →</p>		①	前3月間の入所者等の総数	人	②	①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者等	人	③	①に占める②の割合（注4）	%	④	①のうち、日常生活自立度のランクⅣ又はMに該当する入所者及び利用者	人	⑤	①に占める④の割合（注5）	%	①	前3月間の入所者等の総数	人	②	①のうち、喀痰吸引を実施した入所者等の総数（注2・3）	人	③	①のうち、経管栄養を実施した入所者等の総数（注2・4）	人	④	②と③の和	人	⑤	①に占める④の割合（注6）	%	有・無
①	前3月間の入所者等の総数	人																														
②	①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者等	人																														
③	①に占める②の割合（注4）	%																														
④	①のうち、日常生活自立度のランクⅣ又はMに該当する入所者及び利用者	人																														
⑤	①に占める④の割合（注5）	%																														
①	前3月間の入所者等の総数	人																														
②	①のうち、喀痰吸引を実施した入所者等の総数（注2・3）	人																														
③	①のうち、経管栄養を実施した入所者等の総数（注2・4）	人																														
④	②と③の和	人																														
⑤	①に占める④の割合（注6）	%																														
ターミナルケアの実施体制		有・無																														

注1：②及び③のうち複数に該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。  
注2：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であつて、口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されているものを含む。  
注3：過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であつて、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されているものを含む。  
注4：小規模介護医療院の場合は、①に占める②の割合と、19を当該小規模介護医療院におけるⅡ型療養床数で除した数との積を記入すること。  
注5：小規模介護医療院の場合は、①に占める④の割合と、19を当該小規模介護医療院におけるⅡ型療養床数で除した数との積を記入すること。  
注6：小規模介護医療院の場合は、①に占める④の割合と、19を当該小規模介護医療院におけるⅡ型療養床数で除した数との積を記入すること。  
※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設等の区分	1 訪問看護事業所（訪問看護ステーション） 2 訪問看護事業所（病院又は診療所）

連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	
事業所名	事業所番号

定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書（訪問介護事業所）

事業所名		異動等区分	1 新規	2 変更	3 終了
<p>(1) 利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、24時間対応できる体制にあること。</p> <p>連絡方法</p> <div data-bbox="261 622 1190 734" style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>		有 ・ 無			
			<p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を併せて受けている。</p>	有 ・ 無	
			<p>(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けようとする計画を策定している。</p> <div data-bbox="261 969 1190 1055" style="border: 1px solid black; display: flex; justify-content: space-between; padding: 5px;"><span data-bbox="261 969 624 1055">実施予定年月日</span><span data-bbox="624 969 1190 1055">年 月 日</span></div>	有 ・ 無	

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

## 訪問リハビリテーション事業所における社会参加支援加算に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 社会参加支援加算

① 終了者数の状況	① 評価対象期間の訪問リハビリテーション終了者数	人	→ 5%超	有・無
	② ①のうち、社会参加に資する取組を実施した者の数(注1)	人		
	③ ①に占める②の割合	%		
② 事業所の利用状況	① 評価対象期間の利用者延月数	月	→ 25%以上	有・無
	② 評価対象期間の新規利用者数	人		
	③ 評価対象期間の新規終了者数(注2)	人		
	④ $12 \times (② + ③) \div 2 \div ①$	%		

注1：社会参加に資する取組等の実施が3月以上継続する見込みであることが確認されたものに限る。

「社会参加に資する取組等」とは、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護等の利用、及び自宅において役割を持って生活している場合を含み、サービス提供の終了の事由が入院、介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等を含めない。

注2：入院、入所、死亡を含む。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

通所リハビリテーション事業所における社会参加支援加算に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 社会参加支援加算

① 終了者数の状況	① 評価対象期間の通所リハビリテーション終了者数(注1)	人	→ 5%超	有・無
	② ①のうち、社会参加に資する取組等へ移行することとなった者の数(注2)	人		
	③ ①に占める②の割合	%		
② 事業所の利用状況	① 評価対象期間の利用者延月数	月	→ 25%以上	有・無
	② 評価対象期間の新規利用者数	人		
	③ 評価対象期間の新規終了者数(注3)	人		
	④ $12 \times (② + ③) \div 2 \div ①$	%		

注1：生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定した者を除く。

注2：社会参加に資する取組等の実施が3月以上継続する見込みであることが確認されたものに限る。

「社会参加に資する取組等」とは、指定通所介護、指定認知症対応型通所介護等の利用、及び自宅において役割を持って生活している場合を含み、サービス提供の終了の事由が入院、介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等を含めない。

注3：入院、入所、死亡を含む。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

## ADL維持等加算に係る届出書（（地域密着型）通所介護事業所）

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 通所介護事業所 2 地域密着型通所介護事業所
4 届出項目	1 ADL維持等加算

5 届出内容					
(1) 評価対象者数	①	評価対象期間（注1）に連続して6月以上利用した期間（注2）（評価対象利用期間）のある要介護者（注3）の数	人 → 20人以上	該当 非該当	
(2) 重度者の割合	②	①のうち、評価対象利用期間の最初の月（評価対象利用開始月）において、要介護度が3、4または5である者の数	人	→ 15%以上	該当 非該当
	③	①に占める②の割合	%		
(3) 直近12月以内に認定を受けた者の割合	④	①のうち、評価対象利用開始月の時点で初回の要介護・要支援認定があった月から起算して12月以内である者の数	人	→ 15%以下	該当 非該当
	⑤	①に占める④の割合	%		
(4) 評価報告者の割合	⑥	①のうち、評価対象利用開始月と当該月から起算して6月目に、事業所の機能訓練指導員がBarthel Indexを測定し、その結果を報告している者の数	人	→ 90%以上	該当 非該当
	⑦	①に占める⑥の割合	%		
(5) ADL利得の状況	⑧	⑥の要件を満たす者のうちADL利得（注4）が上位85%（注5）の者について、各々のADL利得が0より大きければ1、0より小さければ-1、0ならば0として合計したもの		→ 0以上	該当 非該当

注1：加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間。

注2：複数ある場合には最初の月が最も早いもの。

注3：評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回るものに限る。

注4：評価対象利用開始月から起算して六月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値。

注5：端数切り上げ。

入居継続支援加算に関する届出

1 事業所名				
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了			
3 施設種別	1 特定施設入居者生活介護 2 地域密着型特定施設入居者生活介護			
4 入居者の 状況及び介護 福祉士の状況	入居者の状況		→ ①に占める ②の割合が 15%以上	有・無
	①	入居者総数		
	②	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人	
	介護福祉士の割合		→ 介護福祉士 数：入所者 数が1：6 以上	有・無
介護福祉士数	常勤換算	人		

備考 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

配置医師緊急時対応加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
施設種別	1 介護老人福祉施設 2 地域密着型介護老人福祉施設

配置医師緊急時対応加算に関する届出内容

配置医師名


連携する協力医療機関

協力医療機関名	医療機関コード

① 看護体制加算(Ⅱ)を算定している。	有・無
② 入所者に対する注意事項や病状等の情報共有並びに、曜日や時間帯ごとの配置医師又は協力医療機関との連絡方法や診察を依頼するタイミング等について、配置医師又は協力医療機関と施設の間で具体的な取り決めがなされている。	有・無
③ 複数名の配置医師を置いている、若しくは配置医と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保している。	有・無
④ ②及び③の内容について届出を行っている。	有・無

備考1 配置医師については、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発0331002)別紙様式「特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師について」に記載された配置医師を記載してください。

備考2 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

(別紙22)

介護ロボットの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
施設種別	1 介護老人福祉施設 2 地域密着型介護老人福祉施設 3 短期入所生活介護

介護ロボットの導入による夜勤職員配置加算に係る届出内容

① 入所（利用）者数

	人
--	---

② 介護ロボットを導入して見守りを行っている対象者数

	人
--	---

③ ①に占める②の割合

	%
--	---

→

15%以上

有・無

④ 導入機器

名称	
製造事業者	
用途	

⑤ 導入機器の継続的な使用（9週間以上）

有・無

⑥ 導入機器を安全かつ有効に活用するための委員会における、ヒヤリハット・介護事故が減少していることの確認、必要な分析・検討等

有・無

褥瘡マネジメントに関する届出書

1 事業所名																					
2 異動区分	1 新規                      2 変更                      3 終了																				
3 施設種別	1 介護老人福祉施設                      2 介護老人保健施設																				
4 褥瘡マネジメントの状況	<p>褥瘡マネジメントに関わる者</p> <table border="1"><thead><tr><th>職 種</th><th>氏 名</th></tr></thead><tbody><tr><td>医 師</td><td></td></tr><tr><td>歯科医師</td><td></td></tr><tr><td>看 護 師</td><td></td></tr><tr><td>管 理 栄 養 士</td><td></td></tr><tr><td>介護支援専門員</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	職 種	氏 名	医 師		歯科医師		看 護 師		管 理 栄 養 士		介護支援専門員									
職 種	氏 名																				
医 師																					
歯科医師																					
看 護 師																					
管 理 栄 養 士																					
介護支援専門員																					

※ 「褥瘡マネジメントに関わる者」には、共同で褥瘡ケア計画を作成している者の職種及び氏名を記入してください。

介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に係る届出

1 事業所名		
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了	
3 届出項目	1 重度認知症疾患療養体制加算 (I)	2 重度認知症疾患療養体制加算 (II)

4 重度認知症疾患療養体制加算 (I) に係る届出							
① 体制	① 看護職員の数、常勤換算方法で、4:1以上であること (注1)		→ 1人以上 → 1人以上	有・無 有・無 有・無			
	② 専任の精神保健福祉士の数 (注2)	人					
	③ 専任の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数	人					
② 入所者の状況	① 当該介護医療院における入所者等の数	人	→ 100% → 50%以上	有・無 有・無			
	② ①のうち、認知症の者の数 (注3)	人					
	③ ①に占める②の割合	%					
	④ 前3月における認知症の者の延入所者数 (注3)	人					
	⑤ 前3月における認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢb以上に該当する者の延入所者数	人					
	⑥ ④に占める⑤の割合	%					
③ 連携状況	連携する精神科病院の名称			有・無			
④ 身体拘束廃止未実施減算		前々々月末	前々月末	前月末	→ 全て「無」	有・無	
	① 前3月間における身体拘束廃止未実施減算の算定実績	有・無	有・無	有・無			
5 重度認知症疾患療養体制加算 (II) に係る届出							
① 体制	① 看護職員の数、常勤換算方法で、4:1以上であること		→ 1人以上 → 1人以上	有・無 有・無 有・無			
	② 専従の精神保健福祉士の数 (注2)	人					
	③ 専従の作業療法士の総数	人					
② 床面積60m <sup>2</sup> 以上の生活機能回復訓練室の有無 (注4)				有・無			
③ 入所者の状況	① 当該介護医療院における入所者等の総数	人	→ 100% → 50%以上	有・無 有・無			
	② ①のうち、認知症の者の数 (注3)	人					
	③ ①に占める②の割合	%					
	④ 前3月における認知症の者の延入所者数 (注3)	人					
	⑤ 前3月における認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅣ以上に該当する者の延入所者数	人					
	⑥ ④に占める⑤の割合	%					
④ 連携状況	連携する精神科病院の名称			有・無			
⑤ 身体拘束廃止未実施減算		前々々月末	前々月末	前月末	→ 全て「無」	有・無	
	① 前3月間における身体拘束廃止未実施減算の算定実績	有・無	有・無	有・無			

注1：看護職員の数については、当該介護医療院における入所者等の数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは、1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から当該介護医療院における入所者等の数を6をもって除した数（その数が1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

注2：精神保健福祉士とは、神保福祉士法（平成9年法律第131号）第二条に規定する精神保健福祉士又はこれに準ずる者をいう。

注3：認知症と確定診断されていること。ただし、入所者については、入所後3か月間に限り、認知症の確定診断を行うまでの間はMMSE（Mini Mental State Examination）において23点以下の者又はHDS-R（改訂長谷川式簡易知能評価スケール）において20点以下の者を含むものとする。短期入所療養介護の利用者については、認知症と確定診断を受けた者に限る。

注4：生活機能回復訓練室については、機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルーム等と区画せず、1つのオープンスペースとすることは差し支えない。また、入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障を来さない場合は、他の施設と兼用して差し支えない。

受付番号

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

令和 年 月 日

市町村長 殿

所在地  
名称 印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

届出者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー ) 県 都市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種別		法人所轄庁			
	代表者の職・氏名	職名		氏名		
	代表者の住所	(郵便番号 ー ) 県 都市				
事業所・施設 の状況	主たる事業所・施設の 所在地	(郵便番号 ー ) 県 都市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	主たる事業所の所在地以外の場所で 一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 ー ) 県 都市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	管理者の氏名					
	管理者の住所	(郵便番号 ー ) 県 都市				
届出を行う事業所・施設の種類	同一所在地において行う 事業等の種類	実施 事業	指定(許可) 年月日	異動等の区分	異動(予定) 年月日	異動項目 (※変更の場合)
	訪問型サービス(みなし)			1新規 2変更 3終了		
	訪問型サービス(独自)			1新規 2変更 3終了		
	訪問型サービス(独自・定率)			1新規 2変更 3終了		
	訪問型サービス(独自・定額)			1新規 2変更 3終了		
	通所型サービス(みなし)			1新規 2変更 3終了		
	通所型サービス(独自)			1新規 2変更 3終了		
	通所型サービス(独自・定率)			1新規 2変更 3終了		
通所型サービス(独自・定額)			1新規 2変更 3終了			
介護保険事業所番号						
特記事項	変更前			変更後		
関係書類	別添のとおり					

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
- 6 「異動項目」欄には、(別紙1-4)「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
- 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
- 8 「主たる事業所の所在地以外で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。



サービス提供体制強化加算に関する届出書  
(通所型サービス)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(I)イ      2 サービス提供体制強化加算(I)ロ 3 サービス提供体制強化加算(II)

4 介護福祉士等の状況	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める ②の割合が 40%以上	有・無
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人		

5 勤続年数の状況	① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	→ ①に占める ②の割合が 30%以上	有・無
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数 (常勤換算)	人		

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

事業所番号 \_\_\_\_\_ リハビリテーション計画書 □入院 □外来 / □訪問 □通所 計画作成日: 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
氏名: \_\_\_\_\_ 様 性別: 男 女 生年月日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ 歳) □要支援 □要介護 \_\_\_\_\_

リハビリテーション担当医 \_\_\_\_\_ 担当 \_\_\_\_\_ (□PT □OT □ST □看護職員 □その他従事者( \_\_\_\_\_ ))

■本人の希望(したい又はできるようにになりたい生活の希望等) \_\_\_\_\_  
■家族の希望(本人にしてほしい生活内容、家族が支援できること等) \_\_\_\_\_

■健康状態、経過  
原因疾病: \_\_\_\_\_ 発症日・受傷日: \_\_\_\_\_ 年 月 日 直近の入院日: \_\_\_\_\_ 年 月 日 直近の退院日: \_\_\_\_\_ 年 月  
治療経過(手術がある場合は手術日・術式等): \_\_\_\_\_  
合併疾患・コントロール状態(高血圧、心疾患、呼吸器疾患、糖尿病等): \_\_\_\_\_  
これまでのリハビリテーションの実施状況(プログラムの実施内容、頻度、量等): \_\_\_\_\_

目標設定等支援・管理シート: あり なし 日常生活自立度: J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準: I、IIa、IIb、IIIa、IIIb、IV、M

■心身機能・構造

項目	現在の状況	活動への支障	将来の見込み(※)
筋力低下	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
麻痺	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
感覚機能障害	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
関節可動域制限	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
摂食嚥下障害	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
失語症・構音障害	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
見当識障害	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
記憶障害	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
その他の高次脳機能障害( )	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
栄養障害	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
褥瘡	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
疼痛	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
精神行動障害(BPSD)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化

※「将来の見込み」についてはリハビリテーションを実施した場合の見込みを記載する

■活動(基本動作、移動能力、認知機能等)

項目	現在の状況	将来の見込み(※)
寝返り	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
起き上がり	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
座位	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
立ち上がり	いすから <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
	床から <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
立位保持	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
□6分間歩行試験 □Timed Up & Go Test		<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
□MMSE □HDS-R		<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
服薬管理	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
コミュニケーションの状況		<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化

■環境因子(※課題ありの場合 □ 現状と将来の見込みについて記載する)

課題	状況
家族	<input type="checkbox"/> □独居 □同居( )
福祉用具等	<input type="checkbox"/> □杖 □装具 □歩行者 □車いす □手すり □ベッド □ポータブルトイレ 調整 □済 □未調整
住環境	<input type="checkbox"/> □一戸建 □集合住宅:居住階( 階) □階段、□エレベータ □手すり(設置場所: ) □食卓(□座卓 □テーブル・いす) □トイレ(□洋式 □和式 □ポータブルトイレ) 調整 □済 □改修中 □未調整
自宅周辺	<input type="checkbox"/>
社会参加	<input type="checkbox"/>
交通機関の利用	<input type="checkbox"/> □有( ) □無
サービスの利用	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/>

■活動(ADL)(※「している」状況について記載する)

項目	自立	一部介助	全介助	将来の見込み(※)
食事	10	5	0	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
イスとベッド間の移乗	15	10 ← 監視下	0	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
整容	5	0	0	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
トイレ動作	10	5	0	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
入浴	5	0	0	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
平地歩行	15	10 ← 歩行者等	0	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
階段昇降	10	5	0	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
更衣	10	5	0	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
排便コントロール	10	5	0	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
排尿コントロール	10	5	0	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化
合計点				

※「将来の見込み」についてはリハビリテーションを実施した場合の見込みを記載する

■社会参加の状況(過去実施していたものと現状について記載する)

家庭内の役割の内容	
余暇活動(内容および頻度)	
社会地域活動(内容および頻度)	
リハビリテーション終了後にやりたい社会参加等の取組	

■リハビリテーションの目標  
(長期)  
(短期(今後3ヶ月間))  
■リハビリテーション実施上の留意点  
(開始前・訓練中の留意事項、運動強度・負荷量等)

■リハビリテーションの方針(今後3ヶ月間)  
■リハビリテーション終了の目安・時期

利用者・ご家族への説明: 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人のサイン: \_\_\_\_\_ 家族サイン: \_\_\_\_\_ 説明者サイン: \_\_\_\_\_  
特記事項: \_\_\_\_\_

<b>■ 居宅サービス計画の総合的援助の方針</b>  	<b>■ 居宅サービス計画の解決すべき具体的な課題</b>  
<b>■ 他の利用サービス</b> <input type="checkbox"/> (地域密着型)通所介護(週 回) <input type="checkbox"/> 訪問介護(週 回) <input type="checkbox"/> 訪問リハ・通所リハ(週 回) <input type="checkbox"/> 訪問看護(週 回) <input type="checkbox"/> 通所型サービス(週 回) <input type="checkbox"/> 訪問型サービス(週 回) <input type="checkbox"/> その他( )	

<b>■ 活動(ADI)</b> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>アセスメント項目</th> <th>前回点数</th> <th>現状</th> <th>将来の見込み(※)</th> <th>評価内容の記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食事の用意</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> <td rowspan="10">0:していない 1:まれにしている 2:週に1~2回 3:週に3回以上</td> </tr> <tr> <td>食事の片付け</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>洗濯</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>掃除や整理</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>力仕事</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>買物</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>外出</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>屋外歩行</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>趣味</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>交通手段の利用</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>旅行</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> <td rowspan="2">0:していない 1:時々 2:定期的に行っている 3:種々等もしている</td> </tr> <tr> <td>庭仕事</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> </tr> <tr> <td>家や車の手入れ</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> <td>0:していない 1:電球の取替、ねじ止めなど 2:ペンキ塗り、模様替え、洗車 3:家の修理、車の整備</td> </tr> <tr> <td>読書</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> <td>0:読んでいない、1:まれに 2:月1回程、3:月2回以上</td> </tr> <tr> <td>仕事</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>改善 <input type="checkbox"/>維持 <input type="checkbox"/>悪化</td> <td>0:していない 1:週1~9時間 2:週10~29時間 3:週30時間以上</td> </tr> <tr> <td>合計点数</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">※「将来の見込み」についてはリハビリテーションを実施した場合の見込みを記載する</td> </tr> </tbody> </table>	アセスメント項目	前回点数	現状	将来の見込み(※)	評価内容の記載方法	食事の用意			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:していない 1:まれにしている 2:週に1~2回 3:週に3回以上	食事の片付け			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	洗濯			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	掃除や整理			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	力仕事			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	買物			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	外出			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	屋外歩行			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	趣味			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	交通手段の利用			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	旅行			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:していない 1:時々 2:定期的に行っている 3:種々等もしている	庭仕事			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	家や車の手入れ			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:していない 1:電球の取替、ねじ止めなど 2:ペンキ塗り、模様替え、洗車 3:家の修理、車の整備	読書			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:読んでいない、1:まれに 2:月1回程、3:月2回以上	仕事			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:していない 1:週1~9時間 2:週10~29時間 3:週30時間以上	合計点数			※「将来の見込み」についてはリハビリテーションを実施した場合の見込みを記載する		<b>■ 活動と参加に影響を及ぼす課題の要因分析</b> <b>■ 活動と参加において重要性の高い課題</b>  <b>■ 活動と参加に影響を及ぼす機能障害の課題</b>  <b>■ 活動と参加に影響を及ぼす機能障害以外の要因</b>  
アセスメント項目	前回点数	現状	将来の見込み(※)	評価内容の記載方法																																																																								
食事の用意			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:していない 1:まれにしている 2:週に1~2回 3:週に3回以上																																																																								
食事の片付け			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
洗濯			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
掃除や整理			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
力仕事			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
買物			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
外出			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
屋外歩行			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
趣味			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
交通手段の利用			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
旅行			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:していない 1:時々 2:定期的に行っている 3:種々等もしている																																																																								
庭仕事			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化																																																																									
家や車の手入れ			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:していない 1:電球の取替、ねじ止めなど 2:ペンキ塗り、模様替え、洗車 3:家の修理、車の整備																																																																								
読書			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:読んでいない、1:まれに 2:月1回程、3:月2回以上																																																																								
仕事			<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 悪化	0:していない 1:週1~9時間 2:週10~29時間 3:週30時間以上																																																																								
合計点数			※「将来の見込み」についてはリハビリテーションを実施した場合の見込みを記載する																																																																									

リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)

<b>■ リハビリテーションサービス</b>						
□訪問・通所頻度( )		□利用時間( )		□送迎なし		
No.	目標(解決すべき課題)	期間	具体的支援内容 (何を目的に(～のために)～をする)	頻度	時間	訪問の必要性 いつ頃
				週 回	分/回	
				週 回	分/回	いつ頃
				週 回	分/回	いつ頃
				週 回	分/回	いつ頃
				週 回	分/回	いつ頃
				週合計時間		

**■ サービス提供中の具体的対応 ※訪問リハビリテーションで活用する場合は下記の記載は不要。**

	開始～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～4時間	4時間～5時間	5時間～6時間	6時間～7時間	7時間～8時間	～( )
利用者									
看護職員									
介護職員									
理学療法士									
作業療法士									
言語聴覚士									
その他 ( )									
必要なケアとその方法									

□訪問介護の担当者で共有すべき事項	□訪問看護の担当者で共有すべき事項	□その他、共有すべき事項( )
-------------------	-------------------	-----------------

※下記の□の支援機関にこの計画書を共有し、チームで支援をしていきます。  
 【情報提供先】 □介護支援専門員 □医師 □(地域密着型)通所介護 □( )

**■ 社会参加支援評価**

□訪問日( 年 月 日) □居宅サービス計画(訪問しない理由: )

□サービス等利用あり → □(介護予防)(地域密着型、認知症対応型)通所介護(週 回) □(介護予防)通所リハ(週 回) □通所型サービス(週 回) □訪問型サービス(週 回) □(介護予防)小規模多機能型居宅介護(週 回) □看護小規模多機能型居宅介護(週 回) □地域活動へ参加( ) □家庭で役割あり □就労

**■ 現在の生活状況**



介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書

(介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用))

公費負担者番号										令和		年		月分
公費受給者番号										保険者番号				

被保険者	被保険者番号													
	(フリガナ)													
	氏名													
	生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	性別	1. 男	2. 女							
	要支援状態区分	要支援1・要支援2												
認定有効期間	1. 平成			年			月			日	から			
	2. 令和			年			月			日	まで			
請求事業者	事業所番号													
	事業所名称													
	所在地	〒												
連絡先	電話番号													

介護予防サービス計画	2. 被保険者自己作成	3. 介護予防支援事業者作成	事業所番号											
			事業所名称											

開始年月日	1. 平成			年			月			日	中止年月日	令和			年			月			日
中止理由	1. 非該当 3. 医療機関入院 4. 死亡 5. その他 6. 介護老人福祉施設入所 7. 介護老人保健施設入所 8. 介護療養型医療施設入院 9. 介護医療院入所																				

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要			

給付費明細欄 (住所地利例対象者)	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在 保険者番号	摘要

請求額集計欄	①サービス種類コード /②名称																					
	③サービス実日数																					
	④計画単位数																					
	⑤限度額管理対象単位数																					
	⑥限度額管理対象外単位数																				給付率(／100)	
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥																					保険
	⑧公費分単位数																					公費
	⑨単位数単価																					合計
	⑩保険請求額																					
	⑪利用者負担額																					
	⑫公費請求額																					
	⑬公費分本人負担																					

社会福祉法人等による軽減欄	軽減率				%	受領すべき利用者負担の総額(円)	軽減額(円)	軽減後利用者負担額(円)	備考



介護予防サービス介護給付費明細書  
(介護予防短期入所生活介護)

公費負担者番号		令和		年		月分
公費受給者番号		保険者番号				

被保険者	被保険者番号 (フリガナ)															
	氏名															
	生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	性別	1. 男	2. 女									
	要支援状態区分	要支援1・要支援2														
	認定有効期間	1. 平成		年		月		日	から	2. 令和		年		月		日

請求事業者	事業所番号															
	事業所名称															
	所在地	〒														
連絡先	電話番号															

介護予防サービス計画	2. 被保険者自己作成	3. 介護予防支援事業者作成
	事業所番号	
	事業所名称	

入所年月日	令和		年		月		日
退所年月日	令和		年		月		日
短期入所 実日数							

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要	
	合計								

請求額集計欄	区分	保険分	公費分
	①計画単位数		
	②限度額管理対象単位数		
	③限度額管理対象外単位数		
	④給付単位数		
	⑤単位数単価	円/単位	
	⑥給付率	/100	/100
	⑦請求額(円)		
⑧利用者負担額(円)			

特定入所者介護予防サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価 (円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額	
	合計										
							保険分 請求額(円)		公費分 請求額	公費分本人負担月額	

社会福祉法人等による軽減欄	軽減率	%	受領すべき利用者負担の総額(円)	軽減額(円)	軽減後利用者負担額(円)	備考
	2 4		介護予防短期入所生活介護			

枚中 枚目

備考 この用紙は、A列4番とすること。

居宅サービス介護給付費明細書  
(介護老人保健施設における短期入所療養介護)

公費負担者番号		令和		年		月		分
公費受給者番号		保険者番号						

被保険者	被保険者番号 (フリガナ)																
	氏名																
	生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	性別	1. 男	2. 女										
	要介護状態区分	要介護1・2・3・4・5															
	認定有効期間	1. 平成		年		月		日	から	2. 令和		年		月		日	まで
請求事業者	事業所番号																
	事業所名称																
	所在地	〒															
	連絡先	電話番号															

居宅サービス計画	1. 居宅介護支援事業者作成	2. 被保険者自己作成	入所年月日	令和		年		月		日
	事業所番号		退所年月日	令和		年		月		日
	事業所名称		短期入所 実日数							

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	合計							

緊急時施設療養費	緊急時傷病名	① ② ③	緊急時治療開始年月日	①令和 ②令和 ③令和	年	年	月	月	日	日	
	緊急時治療管理(再掲)	単位	単位×	日							
	特定治療	リハビリテーション	点	摘要							
		処置	点								
		手術	点								
		麻酔	点								
	放射線治療	点									
	合計	点									
往診日数	医療機関名	通院日数	医療機関名								

特別療養費	傷病名	識別番号	内容	単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要
	合計								

請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定治療・特別療養費	公費分特定治療・特別療養費
	①計画単位数				
	②限度額管理対象単位数				
	③限度額管理対象外単位数				
	④給付点数・単位数				
	⑤点数・単位数単価	円/単位		10円/点・単位	10円/点・単位
	⑥給付率	/100	/100	/100	/100
	⑦請求額(円)				
	⑧利用者負担額(円)				

介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
	合計									
							保険分請求額(円)		公費分請求額	

枚中 枚目

介護予防サービス介護給付費明細書  
(介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護)

公費負担者番号		令和		年		月		分
公費受給者番号		保険者番号						

被保険者	被保険者番号 (フリガナ)	
	氏名	
	生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 年 月 日 性別 1. 男 2. 女
	要支援状態区分	要支援1・要支援2
	認定有効期間	1. 平成 2. 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
請求事業者	事業所番号	
	事業所名称	
	所在地	〒
	連絡先	電話番号

介護予防サービス計画	2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成	事業所番号	
		事業所名称	
		入所年月日	令和 年 月 日
		退所年月日	令和 年 月 日
		短期入所 実日数	

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	合計							

緊急時施設療養費	緊急時傷病名	① ② ③	緊急時治療開始年月日	①令和 ②令和 ③令和	年 年 年	月 月 月	日 日 日	
	緊急時治療管理(再掲)	単位	単位×				日	
	特定治療	リハビリテーション	点	摘要				
		処置	点					
		手術	点					
		麻酔	点					
	放射線治療	点						
	合計	点						
往診日数	医療機関名	通院日数	医療機関名					

特別療養費	傷病名							
	識別番号	内容	単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要
	合計							

請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定治療・特別療養費	公費分特定治療・特別療養費
	①計画単位数				
	②限度額管理対象単位数				
	③限度額管理対象外単位数				
	④給付点数・単位数				
	⑤点数・単位数単価	▲	円/単位		10円/点・単位
	⑥給付率		/100		/100
	⑦請求額(円)				
	⑧利用者負担額(円)				

介護予防サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
	合計									
						保険分請求額(円)		公費分請求額		公費分本人負担月額

枚中 枚目





居宅サービス介護給付費明細書  
(病院・診療所における短期入所療養介護)

公費負担者番号		令和		年		月	分
公費受給者番号		保険者番号					

被保険者	被保険者番号 (フリガナ)															
	氏名															
	生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	性別	1. 男	2. 女									
	要介護状態区分	要介護1・2・3・4・5														
	認定有効期間	1. 平成		年		月		日	から	2. 令和		年		月		日

請求事業者	事業所番号															
	事業所名称															
	所在地	〒														
	連絡先	電話番号														

居宅サービス計画	1. 居宅介護支援事業者作成	2. 被保険者自己作成
	事業所番号	
	事業所名称	

入所年月日	令和		年		月		日
退所年月日	令和		年		月		日
短期入所 実日数							

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要	
	合計								

特定診療費	傷病名							
	識別番号	内容	単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要
	合計							

請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定診療費	公費分特定診療費
	①計画単位数				
	②限度額管理対象単位数				
	③限度額管理対象外単位数				
	④給付単位数				
	⑤単位数単価		円/単位	10円/単位	10円/単位
	⑥給付率		/100	/100	/100
	⑦請求額(円)				
	⑧利用者負担額(円)				

特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額	
	合計										
							保険分 請求額(円)		公費分 請求額	公費分本人負担月額	

枚中 枚目

介護予防サービス介護給付費明細書  
(病院・診療所における介護予防短期入所療養介護)

公費負担者番号		令和		年		月分
公費受給者番号		保険者番号				

被保険者	被保険者番号 (フリガナ)															
	氏名															
	生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	性別	1. 男	2. 女									
	要支援状態区分	要支援1・要支援2														
	認定有効期間	1. 平成		年		月		日	から	2. 令和		年		月		日
請求事業者	事業所番号															
	事業所名称															
	所在地	〒			-											
連絡先	電話番号															

介護予防サービス計画	2. 被保険者自己作成	3. 介護予防支援事業者作成	入所年月日	令和		年		月		日
	事業所番号		退所年月日	令和		年		月		日
	事業所名称		短期入所 実日数							

サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要

傷病名 識別番号	内容	単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要

区分	保険分	公費分	保険分特定診療費	公費分特定診療費
①計画単位数				
②限度額管理対象単位数				
③限度額管理対象外単位数				
④給付単位数				
⑤単位数単価	円/単位		10円/単位	10円/単位
⑥給付率	/100	/100	/100	/100
⑦請求額(円)				
⑧利用者負担額(円)				

サービス内容	サービスコード	費用単価 (円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
合計									
					保険分 請求額(円)		公費分 請求額		公費分本人負担月額

枚中 枚目

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第六(附則第二条関係)

地域密着型サービス介護給付費明細書  
(認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))

公費負担者番号																令和			年			月分		
公費受給者番号																保険者番号								

被保険者	被保険者番号															
	(フリガナ)															
	氏名															
	生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	性別	1. 男	2. 女	年	月	日						
	要介護状態区分	要介護1・2・3・4・5														
認定有効期間	1. 平成						年						日	から		
	2. 令和						年						日	まで		

請求事業者	事業所番号														
	事業所名称														
	所在地	〒													
	連絡先	電話番号													

入居年月日	1. 平成						年					日	退居年月日	令和					年				日	入居実日数						外泊日数					
入居前の状況	1. 居宅 2. 医療機関 3. 介護老人福祉施設 4. 介護老人保健施設 5. 介護療養型医療施設 6. 認知症対応型共同生活介護 7. 特定施設入居者生活介護 8. その他 9. 介護医療院																																		
退居後の状況	1. 居宅 3. 医療機関入院 4. 死亡 5. その他 6. 介護老人福祉施設入所 7. 介護老人保健施設入所 8. 介護療養型医療施設入院 9. 介護医療院入所																																		

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要	
		合計							

請求額集計欄	区分	保険分	公費分
	①単位数合計		
	②単位数単価		円/単位
	③給付率	/100	/100
	④請求額(円)		
	⑤利用者負担額(円)		

枚中	枚目
----	----



















施設サービス等介護給付費明細書  
(介護保健施設サービス)

公費負担者番号										令和		年		月分						
公費受給者番号										保険者番号										
被保険者	被保険者番号									請求事業者	事業所番号									
	(フリガナ)										事業所名称									
	氏名										所在地	〒								
	生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和			性別	1. 男 2. 女					所在地									
	要介護状態区分	要介護1・2・3・4・5									連絡先	電話番号								
認定有効期間	1. 平成 2. 令和		年		月		日		から	令和		年		月		日まで				
入所年月日	1. 平成 2. 令和		年		月		日		退所年月日	令和		年		月		日		入所実日数	外泊日数	
主傷病										入所前の状況		1. 居宅 2. 医療機関 3. 介護老人福祉施設 4. 介護老人保健施設 5. 介護療養型医療施設 6. 認知症対応型共同生活介護 7. 特定施設入居者生活介護 8. その他 9. 介護医療院								
退所後の状況										1. 居宅 3. 医療機関入院 4. 死亡 5. その他 6. 介護老人福祉施設入所 7. 介護老人保健施設入所 8. 介護療養型医療施設入院 9. 介護医療院入所										
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード		単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要										
										合計										
所定疾患施設療養費等	所定疾患施設療養費		傷病名		① ② ③		所定疾患施設療養開始年月日		①令和 ②令和 ③令和		年		月		日					
			単位(再掲)		単位	単位×		日												
	緊急時治療管理		傷病名		① ② ③		緊急時治療開始年月日		①令和 ②令和 ③令和		年		月		日					
			単位(再掲)		単位	単位×		日												
	特定治療		リハビリテーション		点		摘要													
			処置		点															
手術			点																	
麻酔			点																	
		放射線治療		点																
		合計		点																
往診日数		医療機関名				通院日数		医療機関名												
特別療養費	傷病名																			
	識別番号	内容	単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要												
			合計																	
請求額集計欄	区分		保険分		公費分		保険分特定治療・特別療養費		公費分特定治療・特別療養費											
	①点数・単位数合計																			
	②点数・単位数単価		円/単位		円/単位		10円/点・単位		10円/点・単位											
	③給付率		/100		/100		/100		/100											
	④請求額(円)																			
⑤利用者負担額(円)																				
介護サービス費	サービス内容		サービスコード		費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額								
												合計								
											保険分請求額(円)		公費分請求額		公費分本人負担月額					

施設サービス等介護給付費明細書  
(介護医療院サービス)

公費負担者番号										令和		年		月分							
公費受給者番号										保険者番号											
被保険者	被保険者番号																				
	(フリガナ)																				
	氏名																				
	生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和			性別	1. 男 2. 女															
	要介護状態区分	要介護1・2・3・4・5																			
認定有効期間	1. 平成	年		月		日		から													
	2. 令和	年		月		日		まで													
請求事業者	事業所番号																				
	事業所名称																				
	所在地	〒 _____ ー _____																			
	連絡先	電話番号																			
入所年月日	1. 平成	年		月		日		退所年月日	令和	年		月		日		入所実日数	外泊日数				
主傷病									入所前の状況	1. 居宅 2. 医療機関 3. 介護老人福祉施設 4. 介護老人保健施設 5. 介護療養型医療施設 6. 認知症対応型共同生活介護 7. 特定施設入居者生活介護 8. その他 9. 介護医療院											
退所後の状況									1. 居宅 3. 医療機関入院 4. 死亡 5. その他 6. 介護老人福祉施設入所 7. 介護老人保健施設入所 8. 介護療養型医療施設入院 9. 介護医療院入所												
基本摘要	摘要種類		内容																		
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要													
	合計																				
緊急時施設診療費	緊急時傷病名	① ② ③		緊急時治療開始年月日				①令和 ②令和 ③令和	年	年	月	月	日	日							
	緊急時治療管理(再掲)	単位		単位×		日															
	特定治療	リハビリテーション	点		摘要																
		処置	点																		
		手術	点																		
		麻酔	点																		
放射線治療	点																				
合計	点																				
往診日数	医療機関名		通院日数				医療機関名														
特別診療費	傷病名																				
	識別番号	内容	単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要													
	合計																				
請求額集計欄	区分	保険分			公費分			保険分特定治療・特別診療費			公費分特定治療・特別診療費										
	①点数・単位数合計																				
	②点数・単位数単価	円/単位			10円/点・単位			10円/点・単位													
	③給付率	/100			/100			/100			/100										
	④請求額(円)																				
	⑤利用者負担額(円)																				
特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額											
	合計																				
							保険分請求額(円)		公費分請求額		公費分本人負担月額										
										枚中		枚目									





介護予防・日常生活支援総合事業費明細書  
(介護予防ケアマネジメント費)

公費負担者番号																				
公費受給者番号																				

令和			年			月分
保険者番号						

被保険者	被保険者番号																						
	(フリガナ)																						
	氏名																						
	生年月日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和			性別	1. 男 2. 女																	
	要支援状態区分	事業対象者・要支援1・要支援2																					
認定有効期間	1. 平成			年			月			日	から												
	2. 令和			年			月			日	まで												

請求事業者	事業所番号																			
	事業所名称																			
	所在地	〒																		
	連絡先	電話番号																		

事業費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要	

事業費明細欄 (住所地特例対象者)	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在 保険者番号	摘要	

請求額集計欄	区分	事業分	公費分
	①サービス単位数合計		
	②単位数単価	円/単位	
	③給付率		/100
④事業費請求額(円)			

枚中	枚目
----	----

